

平成 19 年 9 月宮崎県定例県議会  
商工建設常任委員会会議録

平成 19 年 9 月 21 日・25 日

場 所 第 5 委員会室

午前10時3分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成19年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）
- 議案第4号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 都市計画法施行条例の一部を改正する条例
- 議案第15号 工事請負契約の締結について
- 議案第16号 工事請負契約の締結について
- 請願第2号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出についての請願
- 報告事項
  - ・損害賠償額を定めたことについて（別紙1）
- 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査
- その他報告事項
  - ・「不適正な事務処理」の調査結果について
  - ・「地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な構想」の策定について
  - ・最近の企業誘致の状況について
  - ・宮崎県企業立地推進本部の設置について
  - ・宮崎県中小企業融資制度に係る新貸付の創設について
  - ・ヤングJOBサポートみやざき延岡サテライトの開所について
  - ・産業開発青年隊について
  - ・最低制限価格について

出席委員（9人）

委員 長	横 田 照 夫
副 委 員 長	田 口 雄 二
委 員	坂 元 裕 一
委 員	蓬 原 正 三
委 員	水 間 篤 典
委 員	濱 砂 守
委 員	萩 原 耕 三
委 員	外 山 良 治
委 員	武 井 俊 輔

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	高 山 幹 男
商工観光労働部次長 （商工担当）	河 野 富二喜
商工観光労働部次長 （観光・労働担当）	後 藤 厚 一
部参事兼商工政策課長	内 戸 保 博 秋
新産業支援課長	矢 野 好 孝
企業立地対策監	森 幸 男
地域産業振興課長	工 藤 良 長
経営金融課長	古 賀 孝 士
観光・リゾート課長	橋 口 貴 至
労働政策課長	西 盾 夫
地域雇用対策監	金 丸 裕 一
工業技術センター所長	河 野 雄 三
食品開発センター所長	青 山 好 文
県立産業技術専門校長	坂 口 正 紀

県土整備部

県土整備部長	野口宏一
県土整備部次長 (総括)	濱砂公一
県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当)	山田康夫
県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	江川雅俊
高速道対策局長	岡田義美
管理課長	持原道雄
用地対策課長	小野健一
部参事兼技術検査課長	児玉幸二
道路建設課長	荒川孝成
道路保全課長	東康雄
河川課長	児玉宏紀
ダム対策監	小城文男
砂防課長	桑畑則幸
港湾課長	竹内広介
空港・ポート セールス対策監	立脇政利
都市計画課長	河野大樹
公園下水道課長	富高康夫
建築住宅課長	藤原憲一
営繕課長	藤山登
施設保全対策監	新川正文
高速道対策局次長	渡邊純教

事務局職員出席者

総務課主任主事	児玉直樹
議事課主任主事	古谷信人

○横田委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

坂元委員は、午前中だけ、所用のため欠席ということでございます。

まず、本日の委員会の日程についてであります。日程案につきましては、お手元に配付のと

おりであります。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時4分休憩

午前10時5分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

商工観光労働部の皆さん、おはようございます。御苦労さまでございます。

本委員会に付託されました議案、報告事項等の説明を早速求めたいと思います。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後にお願いいたします。

○高山商工観光労働部長 説明に入ります前に、まず、おわびを申し上げたいと存じます。先日発表されました「不適正な事務処理に関する全庁調査報告書」におきまして、商工観光労働部では、「書きかえ」に関するもの1件、「不適切な現金」に関するもの1件、計2件の不適正な事務処理があったところであります。このような事実がありましたことによりまして、議会の皆様及び県民の皆様が多なる御迷惑と御心配をおかけしましたことに対しまして、深く反省し、心からおわびを申し上げます。今後は、職員の公金意識と法令遵守意識の向上に努めるとともに、再発防止策を確実に実行していくことによりまして、適切な事務処理がなされるよう取り組んでまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、座って、議案等について御説明申し上げます。

お手元にお配りしています委員会資料の目次をごらんいただきたいと存じます。本日は、「平

成19年度商工観光労働部9月補正予算案」と「商工観光労働部をめぐる最近の動き」につきまして、不適正な事務処理の調査結果など6件につきまして御説明いたします。

ページをめくっていただきまして1ページをごらんいただきたいと思っております。平成19年度の商工観光労働部の9月補正予算案であります。今回の9月補正は、建設産業等経営支援事業に伴う補正でありまして、表にありますように、補正前の額が412億6,187万3,000円、補正をお願いするのが1,365万6,000円、補正後の額が412億7,552万9,000円となります。なお、議案の詳細及び報告事項につきましては、担当課長等のほうから御説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

**○古賀経営金融課長** それでは、議案第1号「平成19年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）」についてであります。

説明につきましては、ただいまお聞きいただいております1ページでございます。今回の補正は、新規事業「建設産業等経営支援事業」に伴う1,365万6,000円の増額補正でございます。

事業内容でございますが、2ページをごらんください。この事業は、今日の建設産業が直面しております経営環境の激変に対して、建設産業活性化プランのもと、経営支援を強化・充実するものでございます。

まず、1の事業目的であります。建設業を初め建設関連産業は、公共投資の減少や入札制度の改革などにより、特に厳しい経営状況に立たされております。このため、地域に密着している商工会議所や商工会等を総合的な相談窓口として活用し、他の中小企業支援機関等と有機的に連携しながら、中小企業者の経営強化や事業転換等のニーズにこたえることで、地域産業

の活性化を図ってまいります。

次に、2の事業概要であります。図で御説明いたしますので、恐れ入りますが3ページをごらんください。この事業は、建設産業等経営支援協議会を母体といたしまして、右のほうに書いておりますが、県内10カ所に専門家等をメンバーとしたチームを設置し、県内各地の商工会議所、商工会等で受け付けた相談をこのチームで多角的に分析し、相談者に対して助言等を行っていくものであります。

具体的支援内容につきましては、4ページでございます。図の左側下の方にSTEP1とありますが、事業者が今後どうしたらいいのか、また、具体的にはどのようなことをやればいいのかなどの相談に対し、県内各地の商工会等の経営指導員が中心となり対応をいたします。次に、STEP2の「仕分け」と表示しておりますが、先ほど説明いたしました専門家チームを、相談内容に即したメンバーによりオーダーメイドで構成し、さまざまな角度から分析等を行いながら、事業者が新分野進出や事業廃止などの選択を行うに際して助言等を行います。そして、STEP3とありますが、事業者が決定した新分野進出や事業廃止などを実行していく際に、既存の事業であります経営力強化支援事業や早期転換、再挑戦支援事業などの経営支援事業を有効に活用することで、事業者の経営転換等がスムーズに図られます。

2ページにお戻りください。次に、3の予算額であります。下のほうにあります。協議会及び経営支援チームの設置運営費に要する経費への補助として、1,365万6,000円を計上いたしております。

最後に、4の事業効果であります。建設関連産業の中小企業者のニーズに対し、迅速かつ

効果的な支援が可能となることで、これら企業者の経営基盤を早期に改善することや、廃業等における地域経済へのマイナスの影響を抑えることができます。

9月補正予算につきましては、以上でございます。

○内戸保商工政策課長 商工政策課でございます。

委員会資料の5ページをごらんください。「不適正な事務処理」の調査結果につきまして、商工観光労働部に関係する部分を御説明いたします。

1の総括表でございます。当部におきましては、(1)の「預け」につきましては、該当がありませんでした。(2)の「書きかえ」につきまして、1件で、19万8,450円。(3)の「不適正な現金等」が1件で、右から3番目の現金総額という欄でございますけれども、9万4,419円となっております。

6ページをごらんください。2の「書きかえ」の状況でありますけれども、食品開発センターで平成17年3月にウオーターオーブンを9万9,750円で、ミキサーを9万8,700円で購入しております。ウオーターオーブンは実験用に、ミキサーは調理講習会に必要なものとして購入をしたものでございます。

3の「不適正な現金等」につきましては、6月の常任委員会でも報告させていただいておりますけれども、産業技術専門校高鍋校におきまして、校内に設置してあるジュースの自動販売機の設置業者から売上金の1割を利用者への還元金として受け取り、後援会名義の通帳で管理して、訓練生が校内清掃を行う際のジュース代等に使用していたものであります。学校がこのような還元金を後援会名義の口座で管理するこ

とは、あたかも公金を取り扱っているかのような誤解を招きやすい事務処理であったと考えております。なお、平成18年7月以降はこのような取り扱いを是正しておりますが、現在、3万9,062円の残額がございます。

4の使途の状況につきましては、2件とも公的な支出でありまして、私的流用等はございません。

今後、県政への一日も早い信頼回復に向けて、職員一丸となって再発防止策に取り組んでまいりたいと考えております。

7ページをごらんください。次に、「地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な構想」の策定についてでございます。

1の策定の背景でございます。中小企業地域資源活用促進法は、中小企業による地域資源を活用した事業を支援することによりまして、中小企業の活動の促進と地域経済の活性化を図ることを目的に定められたものでございまして、ことし6月に施行されました。下に法の仕組みを示しておりますけれども、まず、国において地域産業資源活用事業の促進に関する基本方針というのが定められ、その中で県の基本構想に盛り込む事項とか、地域資源の指定の要件などが示されております。この国の基本方針を踏まえまして、県におきまして地域資源を指定した基本構想を策定し、国の認定を受けます。その後、中小企業が指定された地域資源を活用いたしまして、新製品の開発等を行う事業計画を国に提出いたしまして、認定を受けますと、その企業は、下の支援措置と書いてございますけれども、マーケティング等に精通した専門家、いわゆる市場調査や商品企画に対するアドバイスを受けられますとともに、試作品開発や展示会出展等に対する補助、それから政府系金融機関

による低利の融資とか、もろもろの支援を国のほうから受けられるというふうな仕組みになってございます。

2の基本構想についてでございますけれども、全都道府県の基本構想は8月31日付で国の認定を受けたところでございます。この基本構想の中で地域資源の指定を行っているところでありますけれども、(2)にありますように、①に地域の中小企業が現にあるいは潜在的に活用可能であること、活用可能性、②にありますように、当該地域資源の特徴が相当適度認識されていること、周知性といいますか、その2つの要件を満たすものについて、農政水産部など関係の部局、市町村、関係の団体等と協議をしながら選定を行ったところでございます。その結果、(1)にありますように、全体合計で261件の地域資源を指定したところでございます。内訳としましては、マンゴー、鶏肉、杉、シイラなど農林水産物が101件、宮崎の焼酎、SPGなど鉱工業品及びその生産技術が39件、それから西都原古墳群やサーフポイントなど観光資源が121件となっております。

3の今後の予定についてでございますけれども、(1)にありますように、9月3日から全国各地域の地域支援事務局、九州では中小企業基盤整備機構九州支部でございますけれども、それから都道府県域の支援事務局、本県では産業支援財団となっておりますけれども、こういう事務局におきまして、国の認定を目指す事業計画の相談や受け付けが開始をされております。また、(2)にありますように、本年10月を目途に、第1回の認定が行われる予定であると伺っております。

県としましても、この事業を活用いたしまして、意欲的な中小企業が新たな事業等に取り組

めるように九州経済産業局と連携をとりながら支援をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

**○森企業立地対策監** 最近の企業誘致の状況について御説明をしたいと思います。

資料の8ページをごらんいただきたいと思います。本年度9月13日現在の誘致件数は8件となっております。内訳といたしましては、過去5カ年間の誘致件数の表の19年度のところでございますように、業種別では、製造業が6件、情報サービス業2件というふうになっております。また、最終雇用予定者数につきましては417名となっております。

次に、下のほうの誘致企業一覧をごらんいただきたいと思います。全体的な特徴といたしましては、まず、進出した地域でございますけれども、宮崎、都城、延岡、小林、えびの、日南というぐあいに県内各地域に立地をしたところでございます。それから、コバテック都城、山洋製作所、ニチワといった自動車関連企業の増設の立地があったところでございます。それから、個別の企業では、旭化成メディカルが人工腎臓用医療機器の製造、組み立てを一貫して行う工場を延岡市に新設するということになりましたけれども、昨年8月に延岡に誘致をいたしましたA・Kメンブレン製造株式会社とあわせますと、延岡地区が世界でも有数の人工腎臓用医療機器製造の拠点というふうになったところでございます。それから、コールセンター関係では、エバーライフ、健康コーポレーションの2社が宮崎市に立地をいたしましたところでございます。いずれも、サプリメントなど健康食品の通信販売をする際の実発注のコールセンターでございます。

なお、資料にはございませんが、昭和シェル

ソーラーが県内に第二工場を建設するということを発表しておりますが、規模は、投資額150億円、雇用予定人員は150名ということで、本年度中の着工予定というふう聞いておるところでございます。

9ページから16ページにかけまして各進出企業の会社概要及び進出計画概要の資料を添付しておりますけれども、説明につきましては省略をさせていただきたいと思っております。

次に、17ページをお開きいただきたいと思っております。「宮崎県企業立地推進本部の設置について」でございます。

企業誘致につきましては、用地や水、交通インフラ、労働力など、あるいは自治体の優遇制度、熱意、さらには多様な企業ニーズにいかに対応するかなど、さまざまな要素が絡んでおります。このようなことから、企業誘致担当だけではなく、県庁の各部局が共通の認識を持って、企業立地を推進する体制整備を図ることが非常に重要でございますので、今後の新規立地企業100社の実現を図る上で必要というふうな判断から、今回、宮崎県企業立地推進本部を設置いたしまして、全庁的に企業誘致を推進することとしたものでございます。

推進本部で何をするかということでございませぬけれども、2の所掌事務をごらんいただきたいと思っております。まず、(1)の企業立地の推進に係る総合調整に関するところでございます。企業立地につきましては、土地取引の届け、あるいは建築確認の申請、場所や業種によりましては開発行為等の許可、公害関係法令に係る届け出など、さまざまな案件がございます。現在、私ども新産業支援課の企業立地担当班がこれら企業からの総合窓口となって、関係部局との調整や、企業に同行して一緒に相談に行くなど、そ

のような対応をしておりますけれども、今回、各部局を推進本部に位置づけ、企業誘致推進に係る方針を確認するなど総合調整を図ることによりまして、各種手続等のワンストップサービスの迅速化を図っていくこととしております。次に、(2)の企業立地の推進に係る情報収集、情報交換に関するところでございますが、企業誘致を進める上で、企業の立地情報をいかに早く入手して誘致活動に取り組むかということが非常に重要なポイントとなっております。そこで、県職員一人一人が持っておりますネットワーク、例えば大学時代の友人であるとか、親戚が企業のしかるべきポストに就任されているというふうな情報があれば、そのネットワークを利用した情報収集、また、金融機関や宅地建物取引業者等の協力を得ながら、土地情報や企業情報のやりとりを行う情報ネットワーク、こういったような情報ネットワークを構築いたしまして、企業誘致情報の早期入手、あるいは企業ニーズへの迅速な対応について、いろんな対策をとっていくことを検討していくということとしております。

次に、3の推進体制でございますが、大きく3つに分かれております。一番上が企業立地に係る全庁的な推進事項を決定する本部でございます。本部長を知事、副本部長を副知事とし、本部員は各部局長、教育長、警察本部長としております。また、本部事務局は新産業支援課、県外事務局を各県外事務所としております。真ん中が本部の事務を補助するとともに各部局内の職員等への周知を図る幹事会でございます。幹事長は企業立地対策監とし、各幹事は各部局の企画調整担当リーダーとしております。それから、一番下が具体的な立地案件等の連絡調整等を行う連絡調整会議でございます。座長は新

産業支援課の企業立地担当補佐とし、構成員は案件ごとの関係各課の担当リーダーとしております。ここがいわゆるワンストップサービスの機能を担う会議でございます。

最後に、今後のスケジュールでございますが、第1回目の本部会議を10月1日に開催する予定でございます。

今回の企業立地推進本部設置による推進体制の整備や、資料にはございませんけれども、10月以降に開催予定の名古屋、東京、福岡での企業立地セミナーなどの新たな取り組みによりまして、新規立地企業100社の目標達成に向けて、さらに努力してまいりたいと考えております。以上でございます。

**○古賀経営金融課長** 続きまして、資料18ページでございます。「宮崎県中小企業融資制度に係る新貸付の創設について」でございます。

まず、1の「みやざき頑張る企業応援貸付」であります。現在、県の制度資金の中で貸付限度額が最も少額な貸付は小規模企業活性化貸付の500万円ですが、本貸付はこれを下回る300万円としております。これは、緊急かつ少額な借り入れに対応するものであり、担保は不要とし、貸付金利は年5%以下で、金融機関所定としており、中小企業者が借りやすく、金融機関も貸しやすい制度となっております。融資枠につきましては、30億円を予定いたしております。

次に、2の「小規模企業経営安定貸付」であります。これは、10月1日から責任共有制度が実施されることに伴い、創設するものであります。

資料の一番下の枠をごらんいただきたいと思っております。責任共有制度について御説明いたします。責任共有制度は、保証協会と金融機関の責

任分担を適切に行うために導入されるもので、全国一律に10月1日から実施されるものであります。従来は、融資を受ける場合、保証協会が融資の全額を保証しておりましたが、責任共有制度では、保証協会が80%を保証し、金融機関が残りの20%を負担することになります。この結果、金融機関のリスク負担が生じることから、リスク負担相当分として基準金利を0.2%10月1日から引き上げ、同時に、保証協会のリスクが低下することから、保証料を0.2%引き下げることとし、金利と保証料を加えた利用者負担は、責任共有制度導入前と同じ水準になるようにしたところであります。また、本県の中小企業者の約90%を占める小規模企業者につきましては、責任共有制度の例外措置として、保証債務残高が1,250万円までは従来どおり全額保証できる国の制度が新設されることから、この制度を活用して小規模企業経営安定貸付を創設するものであります。なお、平成19年7月末現在の保証状況を見ますと、1件当たりの保証額は931万3,000円であり、また、小規模企業者の占める割合を勘案いたしますと、大部分の保証はこの貸付によって対応可能となります。貸付内容につきましては、記載のとおりでございます。融資枠につきましては、経営安定貸付枠154億円の中で対応することといたしております。

私からは以上でございます。

**○金丸地域雇用対策監** 続きまして、「ヤングJOBサポートみやざき延岡サテライトの開所」について御説明いたします。

資料の19ページをごらんください。まず、1の延岡サテライトの概要についてであります。開設場所は、延岡総合庁舎にあります延岡商工労政事務所内、開所時間は、月曜から金曜までの午前9時から午後5時ということで、8月6



日に開所したところでございます。また、具体的な支援の内容についてであります、(3)に記載しておりますように、就職相談経験を有する専門の相談員を1名配置いたしまして、個別の就職相談や、パソコンを利用した職業適性検査、無料職業紹介等を行っております。

次に、2の利用実績でありますけれども、20日間で73名、1日当たり3.7名の利用がございました。これは、宮崎を含めたヤングJOB全体の利用者の21%を占めておりまして、昨年度と比較いたしますと、県北地域の利用者が大幅に増加したところでございます。

説明は以上であります。

○**横田委員長** 執行部の説明が終了いたしました。まず、議案についての質疑はありませんか。ございませんか。

それでは、その他報告事項についても、まとめてお受けいたします。

○**武井委員** 不適正な事務処理のところちょっと確認なんですけれども、産業技術専門校高鍋校の件なんですけど、細かいところで申しわけないんですけど、生徒が校内で清掃を行う際のジュース代等とあるんですけれども、「等」というのは、ほかはどういうものが入っているということでしょうか。

○**西労働政策課長** 今、お尋ねのジュース代のほかに、年末年始の鏡もち代に使っております。

○**武井委員** わかりました。金額も大きくないので余り時間をかけてもいけないと思うんですが、以前は後援会の名義の通帳で管理をしていたというようなことが書いてあり、今現在、3万9,000幾らか残っているんですが、このお金というのは、さっきの説明の中では、こういったお金を公金のように管理をしていたというような説明があったんですけれども、今の現状は、

県のほうに繰り戻しをしたのか、それとも後援会のほうで正式にというか、管理をするということになったのか、この残りの残額の現状というのはどういうふうになっているか教えていただきたいんですが。

○**西労働政策課長** 今、これは現金で管理しております、どうするかというのはまだ指示が出ませんので、そのまま据え置いております。

○**武井委員** わかりました。ということは、今の現状では技術専門校に現金としてというか、通帳に入った状態で保管はしてあるということだということですね。

○**西労働政策課長** 現金で管理しております。

○**萩原委員** 建設産業等経営支援事業、これは商工会議所や商工会が窓口となりとあるけれども、設置箇所は宮崎、都城、延岡商工会議所、商工会広域指導センター7カ所、1,365万円を7カ所で割ると1カ所200万円ぐらい。これで十分対応できるんですか。

○**古賀経営金融課長** ちょっと説明が不十分でございました。4ページをごらんいただきたいと思いますが、4ページの一番左側にSTEP1と書いてありますが、最寄りの商工会が県内に39ございます。会議所が9つございます。ここでまず相談の受け付けを行います。そして受け付けた相談をSTEP2の段階になりますと、今、萩原委員おっしゃったように、県内10カ所でそれぞれ処理をさせていただくということです。それと、経営支援チームにつきましては、月1回は最低開いていただこうということで積算いたしております、専門家に対する報償費、旅費等で1,300万円余の予算をお願いいたしているところでございます。

○**萩原委員** 今の建設関係の皆さんは廃業できれば上できなんですよ。経営転換もその上に上

でき。実態は廃業しようにも負債が多くてできない。結局、残る道は倒産。倒産でその人によっては夜逃げあるいは命を絶つ。その辺も非常に厳しいところがありますからね、相談に対応する人が受けとめないで非常にデリケートな問題ですから、ひとつ最善の神経を使ってやっていただきたいと思います。結局、行っているんな恥を出すわけですから、プライベートな部分を出すわけですから、十分に対応をやっていただきたいと思います。

それから、6ページ、不適正な事務処理についてちょっとお尋ねします。食品開発センター、「書きかえ」がウォーターオープンとミキサーと書いてありますが、これは、予算要求をしたけれども予算がとれなかったから結果的にこういうことになったわけですか。予算要求はしたんですか、しなかったんですか。その辺まではわかりません。

**○青山食品開発センター所長** 予算要求はしていないということでございます。

**○萩原委員** 予算査定のあり方もいろいろ問題があるからこういうことがあったんだろうと思うんですね。これは深い問題ですから、今回の委員会に付託された案件じゃないけれども、これは決算委員会に出てくると思いますが、これからはこういう「書きかえ」だとかがないように、必要なものは予算要求すると。後はだれが財政と対応するかわかりませんが、よかれと思ったことが悪かったり、悪かれと思ったことが何年か先はよかったことがある世の中ですからね、必要なものはやっぱり要求していくというふうにしてやっていただきたいと思います。

それから、もう一つ聞きたかったのは、18ページ、中小企業融資制度、300万に限って無担保の

ことはいいんですが、今までは融資を受けるということで、窓口はほとんど金融機関だと思うんですけどね。金融機関と保証協会はキャッチボールしておるわけですね。どういうことかという、例えば、お金を1,000万借りたいがと銀行に行きます、すると銀行は、保証協会が保証してくれればいいんですがねと言う。保証協会に行くと、金融機関がゴーサイン出せばうちはいつでも保証するんですがねと、いつもキャッチボールでやられるわけです。だから、その辺は、いわゆる責任共有制度になるとますますそういうことになりはしないかという心配があるわけですよ。今までは金融機関はリスクはなかったわけですね。ですから、保証協会、保証協会と投げとけばよかったんです。今度は保証協会、金融機関、持ち分が2対8か何かわかりませんがね、そうなるとその辺が非常に心配なんです。僕は都城出身だけど、都城で小規模特別融資制度というのを500万までやったんですが、結局、金利分は市が応援してやる、利子補給してやる、この利子補給とかいうことは全然考えていないわけですか。

**○古賀経営金融課長** まず、300万円の貸付についてでございますけれども、これにつきましては、今年4月以降、金融機関と当課と意見交換する中で、こういった300万円ぐらいの小口の貸付というのは非常に需要が多いと、これについては前向きに取り組みたいということで金融機関のほうからも強い要望がございました。そういったことからまず設けたということ。それと、これにはすぐ金が出しやすいといえますか、金融機関も貸しやすいというのがまず前提になるんだろうと思います。そういった資金制度というのが現行の制度の中にございませんでしたので、これを設けることによって当座の資金を確

保できるような手段をまず設けようというのが目的の1つでございます。

それと、責任共有制度につきましては、この導入に当たりましては金融機関のほうと十分協議をいたしております。そういった中で、先ほど御説明いたしましたけれども、そのリスク負担分ということで0.2%を上乗せすることによって、金融機関のほうの理解も得たというところでございます。

**○萩原委員** ぜひ、小規模・零細企業の皆さんが融資を申し込むときには、迅速、かつ、それこそあなたたちの得意の言葉、適宜的確に、非常に短時間で対応してもらわないと困るんですね。かつて、お役人仕事で、申し込んで1カ月半、2カ月かからないとなかなか金がおろない、結局、手形が落とせずにパンクしたというのがよくあったんですよ。だから、その辺を適宜的確に、野方図に出せという意味じゃないんですよ。やっぱり無担保ですから、事業をする人が、借り入れを申し込んだ人が、それこそ人格を見て、事業計画等も見ながらやるんでしょうからね。適宜的確にやるように、あなたのほうから保証協会並びに金融機関にも働きかけていただきたい。時間をかけないということをひとつ。

**○古賀経営金融課長** 保証申し込みがございましてから保証を承諾するまでの日数というのが、以前は7日ないし10日ぐらいかかっていましたけれども、ことし、調べてみますと5.数日でできています。さらに、今回つくりました300万円の融資については、これを3日程度でやっていただくようにということで今、協会のほうと話をしているところでございます。

**○萩原委員** それは、借り入れをしようとする人が金融機関に行ったら、金融機関でそれで対応してくれるわけですね。借り入れをする人が

保証協会まで行くとかいうことはないわけですね。

**○古賀経営金融課長** 金融機関を經由して保証協会のほうに参ります。借入者は金融機関に行かれれば結構です。

**○萩原委員** わかりました。

**○横田委員長** ほか、ございませんか。

**○水間委員** 今の関連でお聞きしますが、責任共有制度ができて、小規模企業経営安定貸付は1,250万までが限度額と、だから、国の制度が1,250万までしか認められないんで、その限度額でないとは貸付をしない、それが限度額ですよということなただけけれども、それ以上の問題はどうなるんですか。

**○古賀経営金融課長** 保証債務残高が1,250万円を超えることになると、責任共有制度の対象となります。

**○水間委員** ということは、それ以上は、保証協会が80%保証して、金融機関は20%のリスクを背負うと、そうなるわけね。

**○古賀経営金融課長** それと、例えば連鎖倒産防止とか、台風で緊急的な問題が出てきたとか、創業をすると、こういったものにつきましては、引き続き責任共有制度の対象外ということで、全額、保証協会のほうが保証をするという制度は存続いたします。

**○水間委員** 以前、約50億ぐらいの枠で小規模サポート事業でしたかね、あれなんかの言葉は悪いんですが、焦げつき等はその時点ではなかったんですかね。

**○古賀経営金融課長** 平成16年度から18年度までの3カ年で、小規模サポート貸付ということで300万円までの貸付を認めていました。それにつきましては、融資残高が3年間で合計で約70億円でございます。この3年間で代弁率が幾ら

発生したかと申しますと、2.4%です。県の制度資金の平均を申し上げますと1.48%ですから、約1%ほど代弁率が高いという状況です。

○水間委員 金額にして、どうですか。

○古賀経営金融課長 件数が総計で約3,160件ほどございましたけれども、代弁が発生しました件数が92件です。額が1億6,600万ということになっております。

○水間委員 想定内ということですね。

○萩原委員 課長、ことしの年末に想定されることが、今まででも起こっておるだけけれども、建設関連の県内では大手かしの倒産が予想されると思うんですよ。今でもそうですけれども、関連倒産、結局、今でも不渡りをもらっているのがかなり多いですよ。ですから、その辺のところの対応をよくやらないと、相当年末にはふえると見ておるんですよ、僕は。手形がみんなそうだから。そういう中にはずるがしこくて計画倒産しておる人がおるから。その辺は十分に配慮してもらわないと、100社、1万人雇用どころじゃない。自殺がワースト5というけれども、それどころじゃなくなってしまう。非常に深刻な問題なんです。今、建設関連のすそ野にいくと、わずか120万とか100万とかいう手形が不渡りになったら、こっちもさっちもいかないというのが実態だから。その辺をひとつ最大の神経を使って対応していただくようにお願いします。

○古賀経営金融課長 今回補正でお願いいたしております事業でございますけれども、この中にはどういう相談者に対しても必ず入れるメンバーといたしましては、税理士、それと保証協会の職員ということで考えております。今、委員がおっしゃられたように、金融対策、これが大変重要だという認識を持っておるがためにそ

ういったメンバーを入れたところでございます。

それと、仮に事業を廃止する場合に円滑に廃止する必要がございますので、そのときにつきましては、弁護士とか、そういったアドバイスも十分得られるような格好で、万が一のことがないような格好で進めていきたいと思っております。

それと、代弁が相当出てくるんじゃないかという御意見でございましたけれども、これまで保証協会のほうも経営基盤の強化に努めております。ですから、現在のところ、仮に発生したといたしても不安のない状況でございますので、今後とも的確に対応ができるような格好で進めさせていただきたいと思っております。

○萩原委員 中小・零細企業の皆さんは、ぎりぎりでないかと相談に来ないんですよ。月曜日は手形の期日が切れるとか、だから非常に迅速でなければいけないわけです。私にも何件も来ますよ。金融機関の支店長なんかをお願いしますよ。今度の月曜日は手形は落ちないらしいと。相談に来たりするとその金額は何ぼねと、30万の手形を切っておる、これが落ちないと。それは幾ら幾らしたら金が入る予定になっておる、そういうことも調べた上で金融機関の支店長なんかと相談したりするんですけどね。非常にせっぱ詰まらないと相談に来ないもんですから、非常に迅速な対応を要求されますから、ひとつ金融機関の皆さんにも温かく、経済は冷たいかもしれないけれども、「雨降りに傘を取り上げるのが金融機関じゃ」という話がよくあるもんですが、その辺の対応をひとつ十分やっただくようにお願いします。

○古賀経営金融課長 承知いたしました。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

○蓬原委員 6ページの不適正な事務処理の関

係ですが、会計処理がどうなるのかなということなんですが、過去数年間に一応、私どもには決算認定の書類が出てきているわけですね。議会としても決算認定をしている。それで実際使ったお金と、ほかで使ったにしても使ってしまったお金、「書きかえ」があったにしても、結果としては「預け」として現金が残っていたものがあつたわけですね。これが通年ずっとそういうことが繰り返されて、いつの時点か戻入というか、入ってくることになると思うんですが、それが来年の4月の新年度の予算なのかわかりません。それと、皆様方が課長補佐以上でしたかね、幾らかずつお返しになると。8万とかいう数字がこの前ありましたが、そのお金が、新しく入ってくるお金だから雑入とかでいいのかもしれないけれども、そのあたりの会計処理は、これは総務のほうを担当かもしれませんが、どういう処理の仕方になるんですかね。

**○内柙保商工政策課長** そのあたりのお話は私どものほうでは承知おりません。お答えはちょっとできません。

**○蓬原委員** 今後、我々も予算書なり審議していく上で大事なことだと思いますので、どういう処理になるのか、財政のほうと話していただいて、御報告というか、何らかの形でいただくといいと思っています。

それと、7ページ、地域産業資源活用事業、非常に地域資源を発掘してやるということですから、8月31日に基本構想を認定されて、10月を目途に事業計画の認定をやっているということに理解していいんですか。

**○内柙保商工政策課長** おっしゃるとおりで、8月31日に県の構想が国の認定を受けました。今、具体的な事業計画につきましては、国の方

が認定をするようになっておりまして、これは年に複数回、多分、今後は行われると思いますけれども、第1回目の国のほうの認定を10月にやる予定だというふうに聞いております。

**○蓬原委員** 最終的には中小企業が新商品の開発等を行う計画に対して支援措置があるわけですが、この基本構想から基本計画をつくる場合の調査をどのように行ったかということなんですが、この構想をつくられたのが県だとすれば、県のほうが勝手に県内を見渡してつくったのか、あるいは調査をかけて、中小企業が実はこういうものがあるということに来て、その中にメニューとして挙がっているのかという、そのところはどのような調査方法で挙げられたのかということですか。

**○内柙保商工政策課長** この仕組み自体は新しい仕組みでございまして、法律ができたのは今年度ですけれども、昨年からそういう概要はありましたので、昨年から3回ほど、仕組みと内容についての説明会というのを市町村とか関係団体を通じてやっております。それで、県の基本構想の中に挙げられておりますのは、活用が可能だと思われる品目といいますか、材料を挙げておりまして、その材料を使ってそれぞれの企業さんが新しい事業とかサービスを考えると、そういう新しい事業、サービスをやるために事業計画をつくって国の支援を受けるという仕組みになっておりまして、私どものほうは、基本構想の中では、可能性のある非常に幅広い材料を一応指定という形で定めまして、それを利用した事業ということで今回事業認定を受けていくことになると思いますけれども、既に企業さんの中にはそういう取り組みをしていらっしゃる場所もございまして、いろいろ説明をする過程で、ああ、こういう事業が利用できる

などお考えのところもありましたようでして、今、4～5件程度は具体的な事業計画を検討されて申請をされようという動きもございます。内容的にいいますと、食品の加工の業種でございます。

**○蓬原委員** というのは漏れがないかということですよ。皆さん方から見られた資源と、例えば民間の中で実は物すごい資源を見つけているかもしれないわけですね。それが将来的には金の卵になる芽吹きというか、そういうものがあるかもしれないんで、そういうものを既成観念といいますか、既成観念で見てマンゴーだ、鶏肉だ、杉だ、シイラだと。実際は民間の中で物すごくおもしろいものがあるかもしれない、そういうものをやろうとしているかもしれない、そういうものがちゃんと吸い上げられているか、漏れがないかという心配からの質問なんです。それは抜かりないですね。

**○内戸保商工政策課長** 私どもの方では、なるべく幅広くということで、農政水産部とも十分協議しまして、可能性のあるものについては広く指定をするということで挙げておりますので、大丈夫と思います。もし万一、追加すべきものが生じましたら、基本構想に追加ということも可能でございますので、十分対応してまいりたいと思います。

**○蓬原委員** わかりました。

もう一つ、8ページの企業誘致なんですけど、減る方向にちょっとあるのかなと心配しますが、最終雇用予定者数というのがあります。計画ですから、多目に最終雇用予定者というのは企業は高々と上げるもんだというふうに思っております。当然のことです。最終的に、15年度から書いてありますが、884、1,360ということで、トータルが6,621になっております。実

績としてどうだったのか。目標数はいつも高くあるけれども、最終的に実績として本当にそこが達成されているのかなということも追いかけていかないと、果たして効果はどうだったかということになるので、そのあたりはちゃんとフォローされているんですかね。

**○森企業立地対策監** 毎年12月に誘致企業に対しましてアンケート調査を実施しておりまして、その中で雇用の状況はどうであるかという項目も入れまして、そのあたりは数字をチェックしております。

**○蓬原委員** ですから、今後はこういう計画があれば、最終的にどれだけ雇用したかという実績もちゃんと押さえた資料を出していただくとありがたいというふうに思います。

それと、19年度の8社の中で、全く新しく立地とは言いながら、外から宮崎県に入ってきた企業というのは1社か2社ぐらいかなと思うんですが、どの企業とどの企業ですかね。

**○森企業立地対策監** まず、エバーライフ、これはコールセンターでございますけれども、福岡が本社でございます。それから、健康コーポレーション、こちらコールセンターでございますけれども、本社が東京でございます。それから、県内の企業ではありますけれども、全く新しく事業を興したということで、生駒名水。あとの会社につきましては、一応、増設ということでございます。それから、昭南ハイテックス、これは新しい分野に進出をするということで、新設というふうになろうかと思っております。県外ではございませんけれども。以上でございます。

**○蓬原委員** 増設もありがたいことなんですけど、宮崎県の将来の発展ということを考えて、外からいっぱい持ってきて、それをふやしていく

ということが、雇用にしても、いろんな産業の芽吹きということについても効果があると思うんで、さらに外から連れてくる分を頑張っていたきたいということを希望しておきます。

あと一つ、17ページ、宮崎県企業立地推進本部なんですけど、推進体制をおつくりになっております。この中で県職員のネットワークの活用、宅建業者等との連携による情報ネットワークとあるんですが、県職員4,500名でしょうか、そのネットワークをお使いになる、非常に素晴らしいことだと思います。宅建業者もなんですけど、あと民間が持っている情報、例えば我々も民間人ですよ。我々が持っている情報、あるいは銀行さんの職員が持っている情報ネットワークというのが、中央の企業との関係、いろいろなところであっていると思うんですよ。だから、皆さん方の世界だけの情報ネットワークではなくて、まさしく知事は県民総力戦を言っておられますから、民間からのそういう情報の提供受け付けとか、そういうことも門戸を広げてやってみると意外と、あるいは市町村だとか、同窓会だとか、いろんなところから入ってくるんじゃないかなと思うんで、これに加えて民間からのそういう情報を集める窓口というのが僕はあるといいんじゃないかなというふうに、これをぱっと見て率直に考えたんですが、いかがなものでありましょか。

**○森企業立地対策監** 先ほどの説明の中でちょっと私の方で説明不足があったかと思えます。情報ネットワークにつきましては、2本立てで考えております。県職員のネットワークを活用した情報収集、それから宅建業者等との連携による情報ネットワークということで考えておりますけれども、宅建業者等との連携につきましては、金融機関、工業界であるとか、ある

いはいろんな民間企業の方、それから場合によりましては県外にいらっしゃいます宮崎県ゆかりの方、こういったところも幅広く取り込んでネットワークを構築していきたいというふうに考えております。

**○横田委員長** そのほか、ございませんか。

**○武井委員** 同じく企業立地の関係で御質問させていただきます。9ページから何社かいろんな会社さんの概要等が出ているんですが、ちょっと気になりますのが、健康食品系のコールセンターというのが何件かございます。この会社がどうだということではないんで誤解のないようにお願いしたいんですが、私も以前、インターネットのショッピングモールをやっている大きい会社におったんですけども、健康食品系の会社というのは結構規模が大きくても突然つぶれてみたりとか、粗悪品の関係で非常に社会的に非難を受けたりということがまありました。ですから、そういう意味で、実際にこの企業がこういう形で進出してくるのは非常に素晴らしいことなんですけど、実際にその会社の業務内容であるとか、その会社が継続し得るものであるか、あとは社会的ないわゆるコンプライアンスであるとか、そういうことがしっかりした会社であるかとか、そのあたりの審査というものはどういう形でどの程度されているのか、お知らせください。

**○森企業立地対策監** 誘致に当たりましては、そのあたりも十分審査、調査もいたしております。場合によりましては、いわゆる帝国データバンクであるとか、そういったところが持っております企業情報、そういうものも取り寄せまして、経営内容とか、事業の将来性とか、そういったものも含めまして誘致の認定はやっているところでございます。なお、今回のエバーラ

イフにつきましては、今、急成長をしている企業でございまして、宮崎のテレビでも宣伝をされている企業でございます。それから、健康コーポレーション、これにつきましては、札幌にヘラクレスという株式市場がございますけれども、そちらのほうにも上場している会社でございます。

○武井委員 そうですね。確かに、このエバーライフなんかはテレビでもよく見ますが、ただ、新興の会社というのはそういうリスクも、例えば、平成電電のようなこともありますから、非常に気をつけていかなければいけないと思うんですが、仮定の話として、いろいろな補助をして立地をした会社が、途中で反社会的な事案が見受けられたであるとか、何と申しますか、商法上の非難を受けたりとか、そういうようなことがあった場合というのは、例えば、その後の何年間というときのさまざまな減免措置等の対応が変わってくるということがあるんでしょうか。

○森企業立地対策監 非常に悪質な場合等によりましては、県のほうといたしましては、補助金を出しておりますので、その辺を県の補助金の規則等に照らし合わせまして、返還をしたほうがいいのかどうかとか、それから企業誘致の認定そのものを引き続き継続していったほうがいいのかどうか、そういったところも含めまして、そういったような事例が生じた場合につきましては、いろいろと検討してしるべき措置をとっていきたいというふうに考えております。

○武井委員 ありがとうございます。ということは、場合によっては来た企業であっても、そういうことが発生した場合は、認定をさかのぼってなるのか、その段階になるのかわかりませんが、取り消すということもあり得るとい

うこと、そういう理解でよろしいでしょうか。

○森企業立地対策監 そういうふうに考えております。

○武井委員 わかりました。

では、その辺も少し踏まえてということで、蓬原委員と引き続きになりますが、17ページ、企業立地推進本部の件について御質問をさせていただきます。今の御質問をさせていただいたのは、積極的に推進をしていくということは、やはりそのあたりの基準とか、もちろん来ていただかなければいけないんですが、いい企業に来ていただきたいという思いは当然ありますので、そういう意味でちょっと御質問を差し上げたところだったんですが、この推進本部について、この前、知事が議会で議員さんも誘致をしてくださいよみたいなことを言われて、それぞれの議員さんでされているんじゃないかと思うんですが、この推進本部自体の目標みたいなものというのは、何らか設定されているんですか。例えば、この本部の中で幹事会がありますよね。幹事さん、担当リーダーがいらっしゃるとするならば、その幹事さんの管轄のところは何社持ってこようとか、そういうような目標みたいなものは持った上で、本部として動かれるのかどうかということをお聞かせください。

○森企業立地対策監 本部全体の目標といたしましては、新規立地企業100社というものを掲げております。個別に幹事会で何社であるとか、そういうふうな細かな目標というものは定めておりません。

○武井委員 ただ、目標、全体で100社というのは、ある意味、責任が希釈されてしまうところがあると思いますので、目標というのはできるだけわかりやすく、ここで何社とかやっていか



ないと、自分たちがやらなければいけないんだという責任感といいますか、その辺がなかなか持ちにくくなるのではないかとということで、これはぜひ御提案ということでお話をしたいと思います。

その上でなんですけれども、私なんかは民間企業におりまして、そのインターネット会社の前はバス会社にいたんですけど、例えば全然違う部署にいても、旅行をとってくと何がしポイントがついたり、ラーメンを売れとかいろいろなものがあったんですけど、何らかのインセンティブがあってこそ初めて頑張ろうというふうに思うんじゃないかと思うんですね。それが行き過ぎると、本業そっちのけでそっちをやったりするとまたそれもどうかと思うんですが、つまり、県職員の方のネットワークを活用するということもあるんですが、例えば大きい案件を自分の友人、知人等を含めて頑張ってきてというような職員に対して、何らかの、例えば人事考課に反映されるであるとか、ボーナスに反映されるであるとか、何らかの褒賞があるとか、何かそのあたりで職員の皆さんが、じゃ、おれもやってやろうと思ってもらえるような施策というのは何かお考えがあるんでしょうか。

**○森企業立地対策監** 企業誘致の推進本部レベルではそういうことは考えておりません。これは県庁全体のいろんな人事管理といいますか、そういったものの中でのお話にもつながる問題ではないかと思っております。

**○武井委員** まだ今できたばかりですから、細かく申し上げていけませんけれども、結局、我々も人間ですし、やって頑張れば何か報われるというものがあって初めて真剣に頑張ろうと思うのがあると思いますので、実際に形

としては、本部があって、幹事会があって、調整会議があって非常によくできているんですけども、組織というのはつくるのが目的ではなくて、結果を出すのがやはり目的ですから、そのあたり、ぜひ、職員の皆さんが、じゃ、自分も頑張ってみよう、そういう意識が高まるようなさまざま施策、そういうちょっと遊びの要素もあっていいと思うんですけども、そういうものも含めて、より企業立地が職員の皆さんにも実効的に推進してもらえるような仕組みをぜひ検討していただきたいと思います。以上です。

**○外山良治委員** 議案からお伺いいたしますが、建設産業ということに特化した理由というものは何でしょう。

**○古賀経営金融課長** 建設産業が特に厳しい状況にあるということで、特化しているわけじゃございません。「等」ということでつけておりますので、それ以外の業種の方々も結構ですということ考えております。

**○外山良治委員** わかりました。

もう一点は、建設産業の対象者というのはいくらくらいいるんでしょう。

**○古賀経営金融課長** 登録業者で申し上げますと2,500社というふうに県土整備部のほうで伺っておりますけれども、いろいろ関連産業、建設登録もやっていない方等を入れますと6,000社とか7,000社とかいう数字も聞いております。

**○外山良治委員** 事業者からの相談がSTEP 1とありますよね。恐らく2,500社というものは、一般的には、それぞれ税理士さんが税務を担当されていると思います。そうすると、なかなか経営者というのはやめたくないというのがあります。しかし、税理士がこの経営を見たときに、もう不可能だろうとなかなか税理士も言えない、

そういうのがありますから、できましたら相談に来てからではなくて、相談人に事前に何らかのアクションがあればいいのかなということを考えますが、どうなのでしょう。

**○古賀経営金融課長** 先ほども萩原委員からもございまして、また外山委員からもございまして、今までは受け身といたしますか、おいでいただくということで考えておりましたが、実は経営指導員の場合は巡回指導に回っております。ですから、そういった巡回指導をうまく活用しながら、今回の事業に結びつけていきたいと思っています。

**○外山良治委員** ぜひ、そのことはお願いしたいと思います。

それから、その他の報告事項で、商工観光労働部の中で売店等、ジュースボックスとか、そういうやつ、外郭団体も含めて幾らあるんでしょう。

**○内栢保商工政策課長** 申しわけありません。今、ちょっとその数字を把握しておりません。

**○外山良治委員** いわゆるこれは自販機の現金総額9万、使用総額5万で現在高3万9,000円ですよね。大体自販機関係では1割ぐらいは設置されている人に返ってきます。御存じですよね。ですから、所管部の中でここだけ自販機があるんですか。ここだけですか。

**○内栢保商工政策課長** 単独の事務所のほうを私どもの部が管理していると思いますけれども、これは高鍋校ですけれども、いわゆる本校にもございまして。ちょっと台数までは調べていませんけれども、本校につきましても確認しましたけれども、そういうふうなものはないということとでございました。

**○外山良治委員** そういうものがないというのは自販機がないということですか。

**○内栢保商工政策課長** 還元金のようなものはないというふうに承っております。

**○外山良治委員** 本当ですか、それ。

**○坂口県立産業技術専門校長** 産業技術専門校の場合は、こういう還元金ということではなくて、ペットボトル1本150円するんですが、それを値引きして売ってございまして。130円から140円という値段で売っていますので、還元金は発生しておりません。

**○外山良治委員** 全部調査してください。必ず還元金があります。今、私が何を言わんとしているかと申し上げますと、例えば、コカ・コーラ、業者はいろいろありますよね。例えば西都の職業訓練校なんかでも自販機が設置されていると。業者が1割還元していくと。担当部の中で外郭団体も含めれば恐らく何十台あると思いますよ。もっとあるかもわかりません。その会計処理がどうなっているのか、これは再度調査をお願いします。それが第1点です。

第2点目は、身障法、正確には覚えていませんが、たしか25条、26条、27条だったと思いますが、公的施設が設置している売店等の運営というものを、各障がい者がそれを私に任せてくださいという求めがあった場合には、それに応じなければいけないという条文規定があります。ですから、こういった自販機、たばこもそうなんです。例えば、すべて本庁が一括管理をするところという問題は全然起きませんから。そして、総務部なら総務部が一括管理をした上で、各障がい者団体が苦しんでいる、そういったところに委託をすると。そこで上がった売り上げ等については運営費に充てると。宮崎市はほとんどそうしています。ですから、これはもう一度再調査をしていただいて、当委員会に報告をしていただきたいと、そういうふうに委員長、

資料の請求をお願いいたします。以上です。

○横田委員長 今の要求は大丈夫でしょうか。  
暫時休憩いたします。

午前11時18分休憩

---

午前11時22分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

○内栢保商工政策課長 調査をするのに少し時間がかかりますので、少しお時間をいただき、次回の委員会あたりでもよろしゅうございますか。

○横田委員長 それでは、調査ができ次第の直近の委員会ということでよろしいですか。そういうことで再調査と報告をよろしく願います。

○内栢保商工政策課長 当部の所管しております関係の機関のものについて、調べさせていただきたいと思います。

○横田委員長 それでは、そういうことでよろしく願います。

報告事項等についての質疑はございませんか。

それでは、その他のその他で何かありませんか。

○水間委員 ちょっとお尋ねしますが、農政関係なのかとも思いますけれども、知事のシールが出ておるといようなことで、今度、偽装ウナギの問題が出ましたが、商工観光労働部としては何かこの問題についてはお聞きですか。

○工藤地域産業振興課長 新聞報道以外は詳しい状況はまだ把握しておりません。農政にも問い合わせましたが、農政のほうでもそういうお答えでした。

○水間委員 地鶏の問題も、知事のシールを使いながら、いろいろクレームが来ていることはもう皆さん御存じだと思うんだけど、結果

的に、宮崎県、宮崎県とそのまんま知事のシールを使いながら商売をされる、それがすべて知事の後援会、あるいは株式会社「びっきょ」、この人たちの流れの中で宮崎県の特産物あるいは農産物をそういう形で、クレームがどんどん出てき出すと、知事だけの問題というよりも宮崎県の問題になるんですよ。ここらあたりをもう少し、こうやって出たのであれば、すぐ的確な情報収集をすべきだと思いますが、どうですか。

○工藤地域産業振興課長 今回の問題は、卸段階で出て、加工業者から先はまだ正確な情報が入っていないので、何とも言えないんですけど、一般的に、加工業者から後のほうでそういう偽装があるというのは、非常に問題なことでありますので、私らとしても、これが出る出ないにかかわらず、食の安全・安心と産地表示の適正化というのは非常に重要な事項だとは考えておりますので、私らが及ぶ範囲というのは県の物産振興センターの会員の皆様にしか及ばないんで、これは7月に、会員企業全部に「商品の品質及び適正表示について」ということをまずやりまして、それで来月、10月になりますけど、これまた食品の衛生と品質管理等に関する研修会をセンター会員を対象にやる予定にしております。

○水間委員 ひとつそこらあたりは的確な情報収集を進めてください。

それともう一点は、9月いっぱい例のシーガイアのオーシャンドームが閉館になりますね。これは観光・リゾート課ですか。その問題については、その後、県とのかかわり方といいますか、そのまま黙って閉館をやむなくさせていくのか、あるいは今後、知事もフィルムコミッションを含めて何かやりたいというような発言はあ

るんだけど、カジノもそうかな、その後、そこらあたりの考え方は観光・リゾート課としてはどうですか。

**○橋口観光・リゾート課長** オーシャンドームにつきましては、御案内のように、9月末で閉鎖されるということでございますけれども、これについては、経営いたしますフェニックスリゾート社のほうでいろんな経営上、コストの問題とか、そういったものを総合的に勘案されて判断されたものということでございます。大変残念ではありますけれども、そういう御判断ということでありまして、これにつきましては、知事のほうもいろいろおっしゃっていますけれども、この辺については、自分なりのPR効果も含めてアイデアを述べたものだというふうなことのようでございます。そこのところは、フェニックスリゾート社のほうで将来の経営というのを考えながら、どういうふうに施設として活用される道があるのかどうか、そのあたりは判断されるものというふうに思っております。

**○水間委員** フェニックスリゾートができたときに、県のかかわり方で、補助金を出してあれだけ問題になったんですよ。それが行き詰まって、168億で買われて、鳴り物入りで、オーシャンドームで年間120何万人来た時代もあった。そこで、これだけ宮崎県の一つの観光の目玉だったものが、相手の手に渡ったので、それは相手の経営の過失だからしょうがないと、そんな見方も確かにあるのかもしれないけれども、県のかかわり方としてはもうちょっと、宮崎県の観光の目玉としてどうにかなりませんか、そんな相談をしたことはないんですか。ちょっと聞かせてください。

**○橋口観光・リゾート課長** それにつきましては、県として、御案内のように、今、議員のほ

うでおっしゃいましたように、これまで観光の一つの大きな集客力を持っておった施設でございます。もう一つは、県の資金もいろんな形で投入された施設でもございますので、そういった意味では、何と申しますか、県民としての期待も大きいんじゃないかというふうなことで、そのあたりも十分配慮しながら、これからの施設の活用なり、これからのものも考慮しながら、総合的に判断していただきたいという話はいたしております。

**○水間委員** もう長くは言いませんがね、じゃ、部長、今まで商工観光労働部としてかかわってきたこのリゾート問題、こういうことになったときに、担当の部長としては今後の問題をどんなふうにお考えですか。今、言葉としては冷たいような気がしたんですけども。

**○高山商工観光労働部長** 宮崎県の観光客が平成8年からずっと減っているということで、平成8年のピークがちょうどシーガイアがオープンした年。だから、シーガイアはそういった意味でその当時は効果が大きかったということですが、その後、御案内のと通りの経営の状況に陥って、そして第三セクターから個人の企業のほうに移っていったということです。それで、いろいろ経営の状況を聞いて見ますと、単年度でかなり黒字になりそうな感じという話も聞いています。そういった中で今回のオーシャンドームの閉鎖ということです。そういったトータルでいろいろ考えられて、新しく松泉宮とかいうことに投資されたり、いろんな分野にも魅力を高めて、そしてお客さんを集めようという努力もいろいろされていらっしゃいます。その中で、恐らく苦渋の中で判断されただろうということです。ただ、確かに、オーシャンドームは、いろいろおっしゃいますように、お客を集めるに

は非常に魅力的であったと思いますので、これからぜひ、あれだけの施設でありますので、会社のほうでどういう活用があるか、どういう方法があるか、よく魅力を高めるための方法というのをいろいろ考えていただきたいというふうに思っていますので、私どものほうとしても、同じような形でこれからお願いはしていきたいというふうに考えております。

**○水間委員** もうちょっと考えていただきたいと思うのは、これだけの宮崎県の観光の一つの目玉であったものが、企業の一つの体質の中で、企業がつぶすと言うんだからしょうがないと。それだけではなくて、やっぱり県として、商工観光労働部として、何かをここで企業にお願いをし、また民間にもお願いをし、どうにかならないのかと、そういう発想はわからないんですか。私の言うことがおかしいですかね。せっかくこれまで宮崎県にある観光の目玉だったんですよ。そういうものが、ここに来て会社がつぶすと言うからしょうがないなど、会社の経営方針であればしょうがない。しかし、そこまで宮崎県のかかわり方で今まで、もう亡くなられたんですが、松形知事からそういう問題があった、やってきた、国際観光都市、そういう標榜しながらここまでやってきた企業に対して、もうちょっと県の立ち入る部分はないのか。観光の問題を全体で、知事が言う5%アップの問題も含めたら、こういうところでちょっと踏ん張って、皆さん方で指導ということは失礼かもしれませんが、どうあるべきかを部としては考えるべきだと思いますよ。どうでしょう。もう一度。

**○高山商工観光労働部長** オーシャンドームを今まで経営されて、実際引き継がれて、一度閉められかけて、そしてまた再開されて、そして

最終的に今度の結果ということで、恐らくそれ全体を見られて、結果的にオーシャンドームの今のような形での継続は難しいという判断をされたことというふうに思っております。ただ、それだけの効果が今まであったわけですから、それに劣らないような効果があるようなものをあそこで続けてやっていただきたいということは、これからもお願いはしていきたいというふうに思っております。どういう形態でやるかについては、私どもでこうはどうかとか言うのは難しいというふうに考えております。

**○水間委員** ぜひ、その問題はアンケートをとっていただくなり、県民にどうしたらいいのか、そこあたりも県民広く、あるいは県外でも、九州管内でも、冬場でも泳げる、そしてあの大きな波がある、本当に素晴らしい施設であったではないですか。そこをひとつ本当に考えていただきたい。

それと、もう一点、今、知事がいろんなことをやっておられます。今度、「そのまんまラーメン」とか、フランチャイズを知事の後援会等、知事の下承事項だというようなことでやっておられますよ。このままいくと、「びつきよ」の皆さんは200社から300社、そして「響」が30社から50社の中で、いろんな商品を扱いながら、そして今度は「そのまんまラーメン」、いろんなことで、宮崎県がそのまんまで知事に乗っ取られるんじゃないかと言われる方もおられたんですよ。本当に、すべてに今、事業の展開としては、「そのまんま市場」が隣にできましたでしょう、こうなると全部知事の後援会とその関係する株式会社「びつきよ」の流れですよ。規制するわけにはいかんのですが、宮崎県を売り出したい、農産物をどうにかしたいとおっしゃるその気持ちはわかるんだけど、既存のお店が

知事のイラストを利用して一生懸命頑張ろうとするその気持ちはわかるんですが、先ほど言った、偽装の問題が出てきたときには、じゃ、知事はどうやって責任をとるのか。「私は後援会がしたことだからわからん」、「これは私の別会社の『株式会社びっきょ』がしたことだから全く関係ない」、こんなことを今度は言えませんからね。知事の下承事項の中で後援会から株式会社「びっきょ」なんかできていますよ。そういうふうになると、全国に売っていく、そういう商いをさせることはいいことですけれども、民業圧迫をさせないようなことも考えていかないと、本当にすべて宮崎県は「そのまんま」になりますよ。「そのまんま宮崎県」になると言う方もおられるんです。宮崎県を売り出すことはいいことなんだけれども、じゃ、やめられたら、そのときはどうするかという問題も今度は出てくるんですね。

そこら辺はひとつ商工観光労働部としても、頭に入れながら、難しいことかもしれません。先ほど、知事は知事で一生懸命、自分の思いでオーシャンドームのことも言っておられるけど、なかなか部には伝わってきていないことも今、感じましたよ。そこらあたりがひとり歩きすることのないように、ひとつ部としても考えていただきたいと思います。終わります。

**○横田委員長** 県土整備部の審議もまだ残っておりますので……。

**○武井委員** ウナギの件をちょっとお伺いしたいと思います。今のお話を聞いて、ある意味では宮崎県の産品の浮沈を左右するぐらい大事な問題だと思うんですが、この会社のやったことは、例のミートホープの問題とかと非常に近いんじゃないかと思っているので、その割には、申しわけないんですけど、危機感は余りにも足

りないと思わざるを得ません。さっきの水間委員の答弁で非常にびっくりいたしました。まず、今のところ、大部分の皆さんはシールをつけた方も善良な事業者なわけですよ。本県への影響というのはどのようなものが想定され得るのかというようなことは、今の段階で何か考えていらっしゃるのでしょうか。

**○工藤地域産業振興課長** ウナギの偽装問題は、まだ一体どこが偽装したのかというのがさっぱりわかっておりません。しかも、シールをつけた業者は県外の業者でありまして、宮崎の業者ではないということです。

それと、知事のシールにつきましては、これはお土産として皆さん買っていかれている傾向がありまして、新宿の「KONNE」ではシールつきは1点も売っておりませんが、宮崎よりも売り上げが多いということで、土産物として影響が出るかもしれないけれども、リピーターも大分ふえてきていますので、しかも、東京の例を見ると、シールをつけてなくても宮崎よりも売り上げが多いという結果がありますので、まだその予測はできないような状況です。

**○武井委員** やはり今のお話を聞いても危機感が低いんじゃないかと。それは僕の主観ですけど。私もゆうべまでずっと、本当、夜中までウナギの業者さんに話を聞いたり、実際にシールの業者さんに話を聞いたりしているんですが、非常に危機感を皆さん、感じていらっしゃるんですね。自分たちが一生懸命やっているのにというようなことで、ウナギの業者さんは、とにかく養鰻業者2社の名前を出してくれと。出してくれればうちのは違うということも言えるからということもすごく言われていました。もちろん、農水の事項もありますから、ここではシールの話等にまず限定して話をしていきたいと思

うんですが、さっき東京がどうだというようなお話をされましたけど、現実問題として、商店にそれが並べば、宮崎のシールが張ってあって、知事の名前を書いて、しかもこれには宮崎県産という文字まで入っているわけですね。台湾産のウナギが宮崎県産というシールが張られて流通するという記事が出ているんですけども、これについて見れば、それは当然、消費者は宮崎のウナギだというふうに誤認をして購入をするんじゃないかと思うんですが、自然に考えればそう思うんですけど、いかがですか。

**○工藤地域産業振興課長** 物産センターも一緒なんですけど、県外の業者の方がこのセンターの会員になるとか、「びっきょ」の場合もそうらしいんですけど、要するに原料が宮崎県産というんだったらシールを張っていいですよという条件だそうなんです。したがって、加工業者の人が、宮崎から仕入れて、それは宮崎県産のウナギだと誤認したのか、それとも偽装したのかというのはちょっと私にはわかりませんので、その辺は何とも言えません。

**○武井委員** もちろん、誤認したとか、わからなかったということもあるでしょう。しかしながら、問題は、現状がどうかということを見なければいけないと思っていて、現状としてとにかく台湾産のウナギについて、要は「びっきょ」のシール、「宮崎県産」というのが張られているという、これは厳然たる事実ですから、とにかく重々をお願いをしたいのは、普通の民間会社でしたら、それこそさっきも言いましたが、私もインターネットモール会社にいたんですけど、例えば、情報流出なんか起これば、直ちにプロジェクトチームをつくって対応するんですね。これは最後に締めて部長にお伺いしたいと思うんですが、やっぱりそのぐらいの対応

が必要だと思います。その上で、結局、このシールは「びっきょ」のシールなんですね。一応、「びっきょ」のほうは回収だの何だのということには言っているらしいんですが、間違えてはいけないのは、やはり「びっきょ」という会社は、お金をもらってシールの権利を販売している会社なんですね。ということは、しかもそれに「宮崎県産」、ましてや知事の似顔絵が入っているということは、この会社には、この会社のシールが使われた商品が県産品であるということを善良に管理する義務があるはずなんですけれども、明らかに、結果として、「びっきょ」という会社はその義務を果たしていないということになるわけですから、とするならば、当然、部から「びっきょ」に対して指導があってしかるべきだと思います。いかがでしょうか。

**○高山商工観光労働部長** 「びっきょ」に対して県のほうから指導をとということですけども、基本的に、知事のシールということですから、知事のほうから言っていただくことになるのかなというふうに考えています。ただ、県産品であるか明らかにまだ事実関係がわからない部分があります。今、農水省と農政水産部のほうと並行して調べておるということではありますが、明らかに県産品でないものに県産品と書いておるということであって、そして、それに対してシール張るのを許可したということであつたら、私のほうからも「びっきょ」のほうに県産品の間違ったものについてはといたしますか、シールを使わせる場合にはちゃんと吟味して使ってほしいということは申し入れするということになると思います。

**○武井委員** 普通に考えたときに、明らかにこれによっては宮崎県の信頼とか名誉が毀損されているわけですね。この会社が商売としてそ

ういうことをやった結果として、宮崎県の名誉が毀損されているということであるのであれば、実際にまだ事実関係、若干見えていないところはあるんですけども、最終的にこれが偽装とか確定した場合は、ある程度県として、知事の個人云々というのを超えて、宮崎県の信頼が毀損されるわけですから、このシールの使用の差し止めをお願いするというか、これによる商売をある程度取りやめるようにというようなことを指導するということは、結果を見てからということもあるでしょうけれども、そういうことは考えられますか。

**○高山商工観光労働部長** この事実関係が確定した場合には、このシールすべてをやめなさいよと指導しろということでしょうか。意味がよくわからないのですが。

**○武井委員** この事実関係が出た場合に、結局、この会社の要は管理の問題で、偽装されたものに張られたわけですよ。この会社はお金をもらって商売としてシールの権利を売っているわけですよ。当然責任がありますよね。としたときには、この会社に一定の改善策、永遠にやめろというのは言えないかもしれませんが、相当程度の改善策、トレーサビリティの確認とか、ちゃんと原材料の確認とか、その辺を文書で残すとか、今は完全に「びっきょ」がやっているということを善意に信じているしかないわけですよ。やはり一定の基準を県と協議をして、つくって、その基準を確認したものでなければ例えばシールをつけさせないであるとか、県として一定のシールをつける基準みたいなものを「びっきょ」とある程度協定をするとか、それができなければ差し止めをするとか、そういうことが必要ではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

**○高山商工観光労働部長** 差し止めとかいうのは難しいと思っていますが、ただ、イラストの使用基準について、はっきり明確にして私たちに教えてほしいということを申し入れることは可能だと思っております。

**○武井委員** それをやらないと結局、今までも県産品にと言いながら、また知事個人のと言いながら、現実的にこのようなことが起こっているという事実、これは極めて重く受けとめていただかないといけないと思います。「びっきょ」についてはいろいろあるんですが、例えば、今、県庁の前で、物産館があるのに『そのまんま市場』こちらみたいなものを持って立っているのとかというのはごらんになっていきますか。また、県庁のクス並木の「らくがき」のところに店がありますけど、例えば旗を出してあそこでやったら、普通の会社がやったら、あれは明らかに景観の関係で条例でやられると思うんですけども、そういう意味で、正直なところ、非常にやりたい放題なところがあるんじゃないかと思うんですが、そのあたりの適切な指導とかはされるべきだと思うんですけども、今後、そのあたりについて具体的に「びっきょ」に指導をしていくということは速やかにお願いをしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

**○工藤地域産業振興課長** 県庁の前の看板ですね。公道上でやっていますので、それをやめなさいというようなことはできません。よくガソリンスタンドの人とか不動産屋さんも同じようなことをやっていますので、できません。

**○武井委員** 品位を欠きませんか。県庁の前ですよ。正面ですよ。それに知事の関係の会社が案内を出している。じゃ、この辺の周りの食べ物屋さんがどこかやっていますか。やってないじゃないですか。そういうのは県庁にせっかく



来られたお客さんに非常に見苦しいと思うんですけれども、それでも県としてはやらないということですか。要望することぐらいできませんか。

**○工藤地域産業振興課長** 要望はできると思いますが、それを排除することはちょっと難しいと思います。

**○武井委員** 強く要望していただくことを希望いたします。時間もありますのでこの辺でやめたいと思いますけれども、このような一連の問題を見ても非常に問題が多いと。一応、知事ブランド、知事の似顔絵等については、きのうも確認をしたら、これは総務政策だというようなことですばつと切られてしまったんですけれども、この問題は、物を売っていらっしゃる方、ないしはウナギ店の方とかは非常に深刻にとらえているということはくれぐれも認識していただいて、素早い対応をお願いしたいと思います。以上です。

**○濱砂委員** 今、話を聞いていて思うんですが、担当の部から知事に対して意見の申し入れとかしにくいんじゃないんですか。どうもそういう気がしてなんのんですよ。本来は、知事みずからがそういうことはやめさせるべきなんですけどね。やっぱり預かっている担当部の所管の意見として、ちゃんと知事に申し入れせにやいかんのかなと思うんですけどね。そういうものができにくい状況なのかなと思うんですけど、さっきのオーシャンドームの話にしてもね。知事はテレビの討論会のときに言っているんですよ。映画のロケ地あるいはカジノ。あれは一般の知事が言ったらすぐニュースになるんですけどね。なかなかニュースにもしない。前の知事がカジノとか言ったらすぐ取り上げますよ。そういうのも全然今のそのまんま知事だけ

ら何も言わない。何かおかしくなっているんじゃないかなという気がするんですよ。我々も、議会では必要な部分について言っていくんですが、ただ、県庁の職員の皆さん方も、非常に支持率が高いがゆえに、あるいは何を考えておられるかわからんような状況の中で、なかなか言いにくいんじゃないかなと思って聞いていたんですけれども、やっぱり、いいものはいい、悪いものは悪いと、さっき話があったように、品位を欠くようなものは、知事みずからが「びつきょ」に対して、大森うたえもんさんでしょう。朝、テレビに出ていましたけどね。やっぱりそこ辺はやめてくれというような意見具申を担当部として言うべきじゃないかなと思うんですけどね。もちろん議会も言わにやいかんでしょうけどね、当たり前のことですから。部長、どうですか。

**○高山商工観光労働部長** 特に知事に物がいいにくいということはないことをはっきり申し上げます。言いたいことは我々も言っておりますので、それはないんですが、ただ、「びつきょ」の関係につきましては、あくまでも会社の関係ですから、先ほど御質問ありましたように、中で私どもとしていろいろ判断して、例えば、先ほどの使用基準の関係とかを教えてもらうとか、そういうことはできるというふうに思っております。

**○萩原委員** 都城でウエルネス運動でウエルネス認定商品というのがあるんです。それと一緒に思うんですね。それなりの認定をするところがなければ、県産品とか「そのまんま」のシールを張って、買うほうは宮崎県産と思うわけですから。そういう認定をする場所がなければ、なぜこれが価値があったかというのと、昔の「そのまんま東」では価値はないわけです。宮崎県知事になったことで価値が上がったわけです。

だから、認定する場所というのは民間に任すべきじゃない。それは部長として知事に、こういうことですから、県産品として認定する場合はそれなりのぴしゃっとしたものでやらなきゃいけないんじゃないですかと。非常にすれすれのラインのところがたくさんあると思います。それをひとつ部長から提言して、やっていただきたい。

もう一つ、武井委員が言ったように、その「そのまんま市場」の人が歩道で、旗を持って店の前には構わないんですよ。県庁の入り口に来てやるから問題があるわけです。だから、店の前で「そのまんま」の旗を出してやるのはガソリンスタンドと一緒にですから。県庁の前に来て、来る観光客の正面で「そのまんま市場はこちらですから、こちらのほうに」というのは、幾ら自由といえども、余りにも品位を欠くので、その辺の注意も部長から知事に言って、知事から指導してやってくださいと。知事が「いや、おれはかつての相方だから言いにくい」と言ったら、部長が言って指導するなりしてやっていただきたいと思います。

○蓬原委員 代表質問でも言ったんですけど、結局、公人か私人かということだろうと思うんですよね。知事のイラストとなると公人なんですよね。だから、公私混同という言葉もありますけれども、そのところが皆、微妙な、何かおかしいねというものを感じているからこういう議論になるんで、公あるいは公共施設が特定の人あるいは会社の金もうけ、いわゆる商売の道具になっていないかということも、微妙にみんながおかしいなと感じるのはそこだろうと思うんですよ。これはもうちょっと詰めて議論していかないといけないことだと思うんですが、あそこに商売でアイスクリームなんか出ていま

すね。あそこはいわゆる公共施設の中で商売をしているわけですが、過去には食堂があったり、売店があったり、散髪屋があったりしたんですけども、あれはだれが、どこで、どう許可して、どういう基準であそこに入られたんですかね。

○工藤地域産業振興課長 県有地なんで、これは総務のほうで許可出したわけですけど、業者の選定につきましては、県産品を扱ってもらわなきゃいけないということで、物産振興センターの会員に募集をかけまして、希望者が最初、アイスクリーム屋さんとかJAのジュースとプリン屋さんとか3社だったんです。途中でプリン屋さんが抜けましたので、次、募集をかけましたら、いろいろ屋さんしか申し込みがなかったんで、そこが入ったということです。

○蓬原委員 あそこには一種の契約というか、いろんな制約も含めて、例えば食堂がそうであったように、売店がそうであったように、床屋さんがそうであったように、ちゃんとしたそういうものがあるんですか。例えば土地の使用料が幾らだとか。

○工藤地域産業振興課長 土地関係につきましては全部総務のほうでやっているんですけど、無料だと聞いております。

○蓬原委員 もう締めますけどね。だから、公と私の使い分けというのが微妙に何かおかしくなってきたところに、皆さん、いろんなこういうもやもやとした議論があると思うんで、今後、ちゃんと議論して整理つけるべきことだと思いますから、できましたら商工観光労働部の中でもシールの問題も含めて、下手すれば、武井委員の意見にもありますように、宮崎県全体のブランド力を損ねることにもつながることですから、そういう意見もあるわけです。ぜひしっかりした議論をして、どこまでが公でどこ

までが私だということをやすべきだと思います。でないと、新たなしがらみ論というのが出てくるわけです。利益が介入するわけだから。これは大事なことだと思いますので、きょうはもうこれ以上議論は進めませんけれども。以上です。

○横田委員長 萩原委員の先ほどの質問もこれでいいですか。

○萩原委員 いいです。

○田口副委員長 今の関連の一つですが、先月、大阪空港で宮崎物産展をやっていましたが、これはどこが主催者だったのでしょうか。

○工藤地域産業振興課長 把握しておりません。県外に行って企業とかが独自で宮崎県の商品を仕入れまして、それでやっているというケースもたくさんあります。

○田口副委員長 実は委員長と一緒に陳情に行ったときに、東京事務所、大阪事務所に寄ったんですが、大阪事務所に行ったときに、「帰るときには、大阪空港で宮崎物産展をやっておりますから、ぜひ見ていってください」と言われたんですよ。

○工藤地域産業振興課長 福岡空港も同じようなことをやっているんですけど、あれは全日空商事さんが独自でやっているんで、多分、そこに入っている飛行場のテナントが独自企画でやって、それを大阪事務所とか東京事務所の人が見つけたんじゃないかなと。はっきりわかりませんが、私らは把握しておりません。

○田口副委員長 もし、県が関連しているんであれば、実は委員長も一緒に見ましたけど、ちょっと見るに耐えられないものが結構置いてあったんですよ。知事の関連のものが多かったんですけど、もちろん地鶏とかありましたが。委員長も覚えていると思いますが、ティッシュペーパーの箱にかぼつとかぶせる陶器でできた、

実はその顔が知事の顔になっているんですよ。ひょっとこみたいな顔をしているんですが、実はそのティッシュペーパーが鼻から出てくるようになっているんですよ。僕も委員長も見たら恥ずかしくなって、すぐ離れたんですけどね。何か、さっきも出たように、「そのまんま東」じゃなくて、宮崎県の知事であるし、宮崎県の顔でもあるわけですから、今、品格という言葉があるけれども、品格が問われるようなものがあるというふうには僕らも耐えられないなと思っているんですね。これは宮崎県主催なのかと思ったもので、ちょっとそこを聞いたんですけども、じゃ、これは自由に売るしかないですね。

○工藤地域産業振興課長 私らは把握していないで……。

○田口副委員長 間違ってもそういうものはこの物産館では売ってないですよ。

○工藤地域産業振興課長 それは多分、モアイ像のあるサンメッセの商品じゃないかなと思うんですけど、物産館では売っておりません。

○田口副委員長 わかりました。それはいろいろ確認してください。余りにも僕らは見て恥ずかしいものがあるものですからね。

それでは、知事の話からずれまして、この中で県北の代表は私だけですので、ちょっと県北のことについてお伺いします。近々の延岡の求人倍率をまず教えてください。

○金丸地域雇用対策監 7月末現在で0.39、これは原数値でございまして、東京の場合は、例えば、夏だとか、季節調整というのをしますけれども、それをしていないもとの数値は0.39でございまして。

○田口副委員長 ヤングJOBサポート、これで73名が来たというふう聞いていますけれど

も、この中で職が決まった人というのは大体数はわかっているのでしょうか。

○**金丸地域雇用対策監** 8月中で3名ほど就職が決まっております。

○**田口副委員長** 73名中、3名が決まっているということですね。

○**金丸地域雇用対策監** 73名が来所されて、そのうち3名が就職が決まったということでございます。

○**田口副委員長** 今、延岡の0.39、これは県内でも極端に悪いんですが、この改善策は今、どのようなことを考えていらっしゃるでしょうか。

○**金丸地域雇用対策監** 0.39といたしますのは、最近の県全体で言いますと、平成11年、いわゆる景気が二番底を打ったという時期が近年で一番悪くて、0.41でしたけれども、それよりも低い状況ですので、今、やっておりますのは、地域雇用開発促進法というのがあるんですが、その計画が9月末で県北地区が切れますので、10月1日以降引き続き地域指定が受けられるように今、国に申請をしたところでございます。先ほど、萩原委員からもありましたけれども、建設業の大手のところ倒産をしたということもありまして、その0.39になったというのが、去年と比較いたしますと建設業の求人減、それから卸小売業の求人減になっております。それから、当然、倒産で失業者が出ておりますので求職者がふえたと、これで0.39という非常に低い数字になっていったんじゃないかと分析していますけれども、現実問題としては、今、ハローワーク延岡でいろいろやっていただいておりますけれども、労働局、延岡市とか県北地区一緒になって何か検討していかにかいかなんということ、今、労働局のほうと協議をしているところでございます。以上です。

○**田口副委員長** 今、お話があったように、8月に延岡の大きな建設会社が倒産をして、関連するのは延岡・日向地区の建設業者、今、延岡では、今度はあそこが危ないんじゃないとか、どこどこというのが、この間の県の入札をしてきた仕事を返した部分もありました、そんなのも問題になっているようでして、非常に今、延岡というか、県北は、業者間で疑心暗鬼の中で仕事をやっているような状況でして、この0.39というのはかなり悪化するんじゃないかというように気もしております。そういう意味では企業誘致を——企業誘致はすぐ簡単には、なかなか難しいですけれども、企業の支援とか、そういうものは十分配慮していただきたいと思っております。特別に何か県北地区の対策というのを考えているものはありますでしょうか。

○**金丸地域雇用対策監** 1つは、同じ県北地区で有効求人倍率が低いんですけれども、逆にミスマッチで人が集まらないと。求人を出すんだけど、応募してくれる人がいないというミスマッチが結構起きているようですので、そこら辺を含めて対策を講じていきたい。有効求人倍率が低くて働く場がないと言っているにもかかわらず、余り好まれない業種については、人を募集しているんだけど応募がないというような状況もありますので、今、ハローワーク延岡等で求職相談に来られたときにいろいろ指導とかやっておりますが、ミスマッチといたしますけれども、それを解消するということで少しは改善できるのかなと。あとは地元といろいろ話をして、さっきも申し上げましたが、地域雇用開発促進法の中で市町村が主体となってやれば、いろんな求人開拓でありますとか雇用創出の取り組みができますので、そこ辺を早急に協議をしていきたいというふうに思っております。

す。以上です。

○**田口副委員長** 求人倍率というのは、仕事をしたい人の総数ととりたいというものの総数の比率で決まるわけですよ。ということは、その中のずれがかなりあるということです。仕事をしたいというのととりたい部分がずれているということですか。

○**金丸地域雇用対策監** 全業種、全年齢を通じてのトータルの求人数と求職数。求人・求職は3カ月間有効なんですけれども、そのトータルの割り算が0.39なんです。業種ごとに見ますと、例えば、保安職とかになると求人倍率が5倍とか、ところが事務職になると県全体で0.2台だったと思うんですが、そういう業種ごとも非常にばらつきがあるという状況でございますので、その中で一部には人が集まらないという状況もあるということです。その辺をうまく解消すれば、仕事はあるのに人がいないという状況もあるわけですので、雇用の状況が改善できるんじゃないかなというふうに思っております。以上でございます。

○**田口副委員長** お願いいたします。

○**横田委員長** こちらあたりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**横田委員長** それでは、以上をもって商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆さん方には御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後0時7分休憩

---

午後0時8分再開

○**横田委員長** 委員会を再開いたします。

午後は1時から再開いたします。次は県土整備部でございますので、よろしくお願ひいたし

ます。

○**濱砂委員** 議事進行だけど、何ということはない、諮り方だけの問題だけど、当初、日程のとおりで我々、異議なしで許していますよね。ところが、商工観光労働部はきょう1日になっているんですよ。だから、予定よりも早く済みましたので、午後はこちらのほうにというものでないといかんのじゃないかと。

もう一つは、副委員長の発言は、これは慣例なんです。全体のものが終わった後に、でないと、副委員長は委員長を代行せにゃいかんのですよ。そこ辺は慣例のものでそういう対応をお願いします。

○**横田委員長** それでは、今、濱砂委員から御指摘がありましたように、先ほど承認いただきました日程ですが、商工観光労働部がきょう1日じゅうということだったんですけど、午前中で終わりましたので、午後は県土整備部の質疑をするということよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**横田委員長** それでは、午後1時に再開いたします。よろしくお願ひいたします。

暫時休憩いたします。

午後0時9分休憩

---

午後1時5分再開

○**横田委員長** 委員会を再開いたします。

萩原委員は所用のため、ちょっとだけおくれるということですので、御了解いただきたいと思います。

県土整備部の皆さん方には、大変御苦労さまでございます。また、午前中は長い間お待たせいたしました。申しわけないと考えております。

それでは、早速、本委員会に付託されました議案、報告事項等の説明をお願いいたします。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

**○野口県土整備部長** 商工建設常任委員会の皆様方には、かねてから、県土整備行政の推進につきまして、格段の御指導、御協力をいただいております。厚く御礼を申し上げます。

御説明に入らせていただきます前に、まず、おわびを申し上げたいと思います。

先日、発表されました「不適正な事務処理に関する全庁調査報告書」におきまして、県土整備部では、「預け」に関するもの8所属、「書きかえ」に関するもの5所属など、不適正な事務処理があったところでございます。後ほど、管理課長のほうから調査結果を御説明申し上げますが、昨年の談合事件に引き続きまして、このような事実がありましたことにより、議会及び県民の皆様大変申しわけなく、深くおわびを申し上げます。

今後は、職員の公金意識と法令遵守意識の向上に努めるとともに、再発防止策を確実に実行してまいりますことにより、適切な事務処理がなされるよう取り組んでまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしく御願申し上げます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等について、その概要について御説明を申し上げます。

では、腰かけて説明させていただきます。皆様のお手元に配付させていただいております委員会資料を2枚めくっていただきますと、県土整備部資料の概要というページが出てきます。そちらのほうをごらんいただきたいと思います。

まず、1の議案等の(1)議案第1号「平成19年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)」についてであります。今回の県土整備部の補正額は、一般会計であります。4億6,042万7,000円の

増額をお願いしているところでございます。内容といたしましては、公共事業費等の国庫補助の決定に伴うもの、その他必要とする経費の措置に伴う補正でございます。また、今回の補正に係る主要事業といたしましては、建設産業支援対策事業をお願いしております。これにより、補正後の県土整備部の予算は、908億2,841万円となります。

次に、(2)から(4)に掲げておりますのは、条例の一部改正案でございます。それぞれ関係法令の一部改正に伴い、引用規定の改正等の所要の改正を行うものでございます。

次に、(5)の議案第15号及び16号「工事請負契約の締結について」であります。これは、木之口トンネル及び小崎トンネル2期工事の請負契約締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、(6)の報告事項の「損害賠償額を定めたことについて」であります。これは、県有車両による交通事故等の損害賠償額の決定などを、専決処分により行ったことにつきまして、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

最後に、2のその他の報告事項といたしまして、(1)の「不適正な事務処理」の調査結果についてなど、4件でございます。

以上が当委員会で御審議いただきます議案等でございますが、詳細につきましては、それぞれ担当課長等から説明をさせますので、どうかよろしくお願いをいたします。

以上で私のほうからは終わらせていただきます。

**○持原管理課長** 管理課でございます。

県土整備部の9月補正予算等の説明に先立ち

まして、「不適正な事務処理に関する全庁調査」の結果につきまして、御報告いたします。お手元に配付いたしております常任委員会資料別冊の1ページをお開きください。不適正な事務処理の全庁調査におきまして、県土整備部では、

(1)のいわゆる「預け」が8所属で、中ほどのA+Bの欄にございますように、2,017万1,287円、(2)の「書きかえ」が5所属で234万916円、(3)の「不適切な現金等」が1所属で1万3,365円、全体といたしましては、11所属で2,252万5,568円が確認されたところがございます。2ページ、3ページには、事務所別の主な用途等を記載いたしておりますので、後ほど、ごらんいただきたいと存じます。

次に、4ページをごらんください。これは「預け」「書きかえ」「不適正な現金等」ごとにその用途が公的な支出としてみなせるかなどを分類いたしましたものがございます。不適切な支出として県への返還を求められたものが、上の表にあります「預け」に関しまして、串間土木事務所、延岡土木事務所及び油津港湾事務所の3所属ございました。具体的に申しますと、まず、①の公務に関係した用途ではあるが、正規な予算執行が可能な範囲から逸脱または予算措置が困難と考えられる用途に該当するものとして、延岡土木事務所で120万円、これは市町村立小中学校への物品提供でございました。それから、油津港湾事務所で9万9,000円、これはアルカライオン整水器等の購入でございました。②の公務に関係した用途ではあるが、職場の親和会等で負担すべき内容の用途に該当するものとして、串間土木事務所で2万6,000円、これは食器乾燥機、ガスコンロなどでございました。油津港湾事務所で30万420円、これはコーヒー、お茶等の購入でございました。詳細につ

きましては、めくっていただきまして5ページに記載しておりますので、後ほど、ごらんいただきたいと存じます。

これらの発生原因といたしましては、関与した職員の公金意識の欠如でありますとか、法令遵守意識が欠如していたこと、物品調達管理システムが十分に機能していなかったこと、そして、予算の執行管理が適正に行われていなかったことなどが挙げられます。今後、これらの原因を十分に認識いたしまして、外部調査委員会の御提言を踏まえながら、県土整備部といたしまして、職員一丸となって組織を挙げて再発防止に取り組んでまいり所存でございます。

それでは、9月定例県議会に提案しております議案等についての説明に入らせていただきます。

まず、議会提出資料についてでございます。各課が本日の委員会で説明に使用いたします議会提出資料は、平成19年9月定例県議会提出議案、平成19年度9月補正歳出予算説明資料、3つ目が平成19年9月定例県議会提出報告書の3つでございますけれども、県土整備部関係分だけを抜粋いたしまして、お手元の委員会資料のほうにまとめておりますので、各課はこの委員会資料で説明させていただきます。委員会資料を開いていただきますと、目次のところに各課の説明項目と、その下に米印をつけ、議会提出資料とその該当ページを記載いたしております。

それでは、まず、委員会資料の3ページをお開きください。県土整備部の9月補正予算の概要についてでございます。この表は、今回の補正額などを一覧表にした県土整備部の予算総括表でございます。今回の補正内容は、主に国の補助決定と県予算との内示差を事業間で調整したことによるものや、東九州自動車道の事業進

捗に合わせまして、県が実施することとなっております工事用道路等の整備に要する経費の増額補正などであります。今回の補正総額は、中ほどの9月補正額D欄の一番下に記載しておりますとおり、4億6,042万7,000円であり、補正後の県土整備部の予算は、その右E欄でありますけれども、908億2,841万、前年度同期比で90.4%となっております。

4ページをお開きください。補助公共事業の補正であります。主なものとしたしまして、道路事業が7億7,622万6,000円の増額、港湾事業が7億1,694万円の減額、街路事業が3億7,900万円の減額など、合わせて2億6,665万8,000円の減額となります。

次に、5ページをごらんください。上の表でございまして、地方道路交付金事業でございまして、道路事業と街路事業を合わせまして1億1,838万3,000円の増額となります。

また、下のほう、4の県単公共事業でありますけれども、冒頭で説明いたしました東九州自動車道関連の増額補正や、港湾の維持管理、砂のしゅんせつに要する費用など5億6,090万円の増額であります。

次に、6ページをお開きください。一般会計繰越明許費の補正でございまして、太線で枠囲っておりますけれども、9月議会申請の欄が今回お願いしております、合計で11事業、37億3,090万円となっております。右の7ページに事業ごとの内訳を記載しておりますが、公共道路新設改良事業などであり、繰り越しの主な理由としたしましては、国の予算内示の関係等により工期が不足することなどによるものであります。

続きまして、管理課の補正予算について御説明いたします。

委員会資料の9ページをお開きください。管

理課の補正予算額は、809万5,000円の増額をお願いいたしております。補正後の予算額は、右から3列目でありまして、25億1,031万2,000円となります。

10ページをお開きください。(事項)建設業指導費の新規事業「建設産業支援対策事業」でございまして、これは、既存の建設業支援対策とあわせまして、建設業の支援に資するものであり、事業費809万5,000円であります。

新規事業に係る経緯等をまとめておりますので、めくっていただきまして13ページをまず、お開きください。左のほうに記載しておりますとおり、建設産業の活性化を図るために、これまで平成16年に策定いたしました建設産業活性化プランに基づきまして、活力のある元気な建設産業を目指しまして、経営革新の促進、人材育成等、4つの基本的な方向に沿ってさまざまな取り組みを行ってきたところであります。御承知のように、建設産業の経営環境は、中ほどの点線で囲っておりますけれども、公共事業の大幅な減少や、一般競争入札の拡大に伴います競争性の高まりから、落札率が大幅に低下するなど、大変厳しいものとなっております。御承知のとおり、建設産業は、経済、雇用の面で大きな比重を占めますとともに、社会資本整備の担い手として、また、災害時の緊急対応を行うなど重要な産業でございまして、このため、一番右に記載しておりますとおり、従来の施策に加えまして、環境変化に即応できる支援が必要と考えておまして、支援の方向といたしまして、①の相談・助言体制の充実・強化以下、3つの対策を実施してまいりたいと考えております。このうち、①の相談・助言体制の充実・強化に関しましては、商工観光労働部から新規事業として説明があったかと存じますので、省略させ



ていただきます。また、一番下ですけれども、③の入札・契約制度改革の推進と検証につきましては、主な項目をそこに掲げておりますけれども、最低制限価格につきまして、後ほど、技術検査課長より改めて説明させていただきます。

②の事業転換・新分野進出の促進の部分が管理課から新規事業としてお願いしております建設産業支援対策事業であります。

恐縮ですけれども、戻っていただきまして11ページをお開きください。新規事業の概要でございますけれども、この事業は、事業転換や経営の多角化を促す施策を早急に実施することによりまして、建設産業の健全な発展を図ることを目的に実施するものであります。

2の事業概要にありますとおり、地区別の講習会、個別相談会を開催いたしまして、新分野における事業定着促進、この2つの事業を実施することといたしております。今回新たにお願いいたしますのは、建設業者が新分野進出のため、各部局の制度や事業を活用していくためには、一定の要件を満たすことが必要となっております。新分野進出の形態によりましては支援が受けられないケースがございます。例えば、建設業もやりながら、余剰人員で地鶏の養鶏を行いたいというような場合、新たに農業生産法人を設立いたしませんと、農政水産部の制度や事業は活用できません。このため、本事業におきましては、建設業の形態のままでは他部局の支援が受けられないようなケースに対しまして、事業定着のための初期の経費助成、ソフト・ハードを含めてでございますけれども、そういう新分野進出を支援していくということで、1業者当たり50万円の補助を考えております。今後とも、関係部局と綿密な連携を図りまして、厳しい状況でございます建設業者の支援に努めてま

いりたいと考えております。

次に、産業開発青年隊についてであります。委員会資料の15ページをお開きください。御承知のように、産業開発青年隊は、昭和26年に創設されまして、「働きながら学ぶ」を教育理念といたしまして、既に4,500人を超える修了生が、建設産業を中心に県内外で幅広く活躍しておりますけれども、近年、少子化や社会情勢の変化等によりまして、入隊者は年々減少している状況でございます。

1の現状のところでございます。右上の入隊者・建設業就職者の推移のグラフをあわせてごらんいただきたいと存じます。(1)の入隊者でございますけれども、グラフでは上段の折れ線グラフになります。入隊者数は、平成14年の106人から年々減少しておりまして、18、19年度は定員の半分を下回る23、22人と減少いたしております。また、下段の折れ線グラフを見ていただきたいと存じます。(2)のところでございますけれども、修了生のうち、県内建設業への就職者数をあらわしたものでございますけれども、平成14年度の47人から年々減少し、18年度では13人となっております。隊員に対しまして一定の求人はありますけれども、就職率では、毎年、修了者の6割程度にとどまっております。県といたしましては、入隊者の年齢制限を引き上げるなど、受験機会の拡大を行い、さらには関係者の協力をいただきながら、50数校を数えますような高等学校へまめに足を運ぶなど、精力的な募集に努めてきたところでございますけれども、入隊者数は依然として減少傾向でございます。次に、(3)の運営経費でございます。表の一番上でありますけれども、平成14年度、1億9,858万余であったものが、経費削減等を行いまして、19年度では1億2,528万余の経費となっております。

ります。一番下の行をごらんいただきますと、隊員1人を養成するために要する経費は、14年度で187万3,000円であったものが、18年度、624万円、さらなる経費の節減をいたしました19年度におきましても、569万5,000円と多額に上っております。

このような状況にありますことから、2にありますように、平成18年度に庁内に関係所属で構成いたします検討委員会を設置いたしまして、産業開発青年隊のあり方と方向性について検討を行ったところであります。①から③にありますけれども、規模を縮小、あるいはほかの機関等への統合、あるいは外部への委託等の観点から方向性を検討したところでございますけれども、いずれも、全寮制による規律ある集団生活と訓練による教育といった青年開発青年隊の特色はなくなり、経費節減の効果も期待できないものであることから、その存続は非常に厳しいとの結論が出されたところでございます。

次に、3のところでございますけれども、今月5日に開催されました新たな財政改革推進計画の取り組みでございます事業仕分け委員会におきまして、各委員から、「役割は終わった」「費用対効果が低い」などの意見が出されたところであり、委員6人のうち5人から産業開発青年隊に係る事業は必要ないとの評価を受けたところであります。

参考といたしまして、産業開発青年隊の全国状況をお示ししております。昭和30年代では全国で24県も運営されておりましたけれども、国の補助制度が撤廃され、入隊者の減少などにより、全国で廃止が相次ぎまして、平成8年度からは全国で宮崎と熊本のみとなり、熊本は本年度をもって廃止することとしております。

産業開発青年隊につきましては、以上のように、大変厳しい状況にあることから、事業仕分け委員会の結果も勘案いたしまして、今後の存続等について総合的に判断してまいりたいと存じます。

補正予算の全体説明と管理課の説明につきましては、以上でございます。

**○児玉技術検査課長** 技術検査課でございます。

最低制限価格について御説明いたします。

16ページをごらんください。(1)の最低制限価格の定義でございます。最低制限価格とは、競争入札により工事の請負契約を締結する場合に、契約内容に適合した履行を確保するために設定する価格でございます。

(2)の算定方法でございますが、予定価格の10分の6以上の範囲で、工事施工に最低限必要と考えられる建設資材や労務費、諸経費等を個別工事ごとに積算することにしております。

ここで17ページをごらんいただきたいと思っております。これは、予定価格が約1億円の場合の工事費の積算モデルでございます。費目ごとに割合、金額の目安を記載しております。左端の工事費が予定価格でございます。この工事費が工事価格と消費税相当額に分かれます。この工事価格が工事原価と一般管理費等に分かれてまいります。工事原価が、工事目的物の施工に直接必要な直接工事費と間接工事費に分かれます。この間接工事費には、施工のために共通に必要な共通仮設費と現場を管理するために必要な現場管理費で構成されております。最低制限価格は、この積算モデルにあります直接工事費に共通仮設費を加えた、上のほうに書いてありますが、純工事費にさらに現場管理費に一定率を乗じたものを加えて算定することとしております。

もう一度16ページのほうにお戻りいただきま

して、2の九州各県の状況でございますが、(1)の建設工事について、本県の最低制限価格の水準は、おおむね70%から80%の範囲であります。以下、他県の状況となっております。一番右端の落札率の欄でございますが、平成18年度の本県の落札率は91.15%となっております。おおむね他県と同様の水準となっております。しかし、下の米印にありますように、本県の平成19年4月から6月までの落札率は80.2%であり、このうち、一般競争入札は76.93%で、平成18年度と比較いたしまして14ポイント程度低下しております。また、(2)の建設関連業務委託についてでございますが、最低制限価格は九州各県、設定されていない状況であります。

18ページをごらんいただきたいと思っております。建設工事及び建設関連業務委託コスト調査結果について御説明申し上げます。

1の目的、2の調査対象、3の調査時期につきましては、記載しているとおりでございます。

4の調査結果でございますが、①の建設工事につきましては、1,780件の750社に調査をお願いして、123件、99社から回答をいただいております。その概要につきましては、平均で設計金額が4,248万円、最終契約金額が3,893万円、また、最終決算額が3,737万円となっております。②の建設関連業務委託につきましては、1,470件の240社に調査をお願いし、158件の82社から回答をいただいております。その概要につきましては、平均で設計金額が426万円、最終契約金額が378万円、また、最終決算額は381万円となっております。平均落札率は89%となっております。

19ページをごらんいただきたいと思っております。これは、今回、提出された工事の落札率と損益率の関係をグラフにあらわしたものであります。

縦軸に損益率、横軸に落札率をお示ししております。このグラフから読み取れますように、落札率が80%台前半以下で落札された工事においては、ほとんど赤字となっている状況にあります。また、グラフの中ほどの縦の点線は、ことしの4月から6月までの条件つき一般競争入札の平均落札率76.9%のラインを示しております。

続きまして、20ページをごらんいただきたいと思っております。1のグラフは、今回の建設工事コスト調査の平均決算額に占める直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の割合を示しております。右のほうの②のグラフは、①の現場管理費の内訳について項目ごとの割合を示しております。現場管理費の内訳としましては、ここに記載してありますように、労務管理費や安全訓練費、租税公課などとなっております。このグラフからわかりますように、現場の管理などを行う従業員の給料手当が全体の約2分の1を占めている状況にあります。

続きまして、21ページをごらんください。このグラフは、平成17年度からことしの8月までに竣工した工事の落札率区分ごとの工事成績評定と全体平均点77点との関係をグラフにしたものであります。落札率が80%以下の工事の傾向として、落札率が低くなるにつれまして、白色で示しております平均点未滿の工事の割合が高くなっている状況であります。

同じように22ページでございますが、このグラフは、国土交通省が調査されたものであります。工事成績評定70点以下の工事や、下請企業が赤字の工事の発生状況と落札率との関係を示したグラフであります。このグラフは、落札率80%未滿の工事では、工事成績が70点以下の工事や下請企業が赤字となる工事の割合が多くなることが読み取れます。

先ほど説明しましたように、ことしの4月から6月までの条件つき一般競争入札の平均落札率は76.9%となっていることから、これらの工事は、コスト調査及び過去の工事分析により、工事目的物の品質確保や現場の施工管理に懸念があるとともに、赤字工事となる可能性が高く、受注者の経営状況の悪化も考えられてまいります。これは先ほどの20ページのほうの内容のお話でございますが、このため、現場管理費についての内容の分析を行い、他県の事例も参考にしながら、現在、現場管理費に乗じている一定率の見直しなどを検討しているところであります。

また、23ページのほうに移っていただきまして、建設関連業務委託における落札率ごとの損益状況についてまとめたものであります。建設工事と同様に、横軸に落札率、縦軸に損益率を示したグラフであります。このグラフから読み取れますように、落札率がおおむね80%未満で落札された業務においては、ほとんど赤字となっている状況にあります。また、グラフの中ほどの点線は、本年4月から6月までの平均落札率78.96%のラインを示しております。これらの業務が完成した後は、そのほとんどが赤字の業務となることが予想されます。

24ページをごらんください。建設関連業務委託の業種別落札率を記載しております。まず、1の現在の入札状況であります。表の一番下の計の網かけの欄をごらんいただきたいと思います。平成18年度から19年度、第1・四半期にかけて平均落札率は92.87%から78.96%と約14ポイント低下しております。また、平成18年度は、全体1,278件のうち、落札率70%未満の件数が38件であったのに対しまして、平成19年度第1・四半期は、全体166件のうち、落札率70%未満の

件数は36件となっております。昨年1年間の件数とほぼ同数となっております。このようなことから、今後は、落札率70%未満の業務がふえていくことが予想されてまいります。

次に、2の低価格入札における問題点であります。測量や設計業務などの委託契約につきましては、①②に記載しておりますように、人件費の占める割合が高いため、著しく低価格で落札した場合には、契約内容の適正な履行が確保されないおそれが高くなること、また、途中で契約の履行を放棄したときには、その成果品を用いる予定の工事発注がおくれるなど、発注機関の円滑な業務遂行が妨げられることが考えられます。このため、建設関連業務委託につきましても、最低制限価格の設定が必要と考えております。

なお、設定に当たりましては、コスト調査の内容を分析し、その中から最低制限価格を構成する項目を選定していきたいと考えております。以上でございます。

○荒川道路建設課長 道路建設課でございます。

当課の補正予算について御説明いたします。

委員会資料の25ページをお開きください。当課の補正予算額は、1億7,860万9,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は、238億8,624万7,000円となります。

26ページをごらんください。補正予算の内容でございますが、まず、(事項)道路橋梁調査費であります。国庫補助決定に伴いまして、600万円の減額でございます。

次に、(事項)公共道路新設改良事業費であります。国庫補助決定等に伴いまして、2億2,022万6,000円の増額であります。内訳としまして、一般国道が8,219万円、地方道が1億3,803万6,000円であります。

次の（事項）地方道路交付金事業費であります。地方道路整備臨時交付金決定等に伴い、3,561万7,000円の減額であります。

次に、28ページをお開きください。議案第15号及び16号の「工事請負契約の締結について」御説明いたします。また、別途、入札結果等の表も配付させていただいておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

議案第15号は、一般国道219号地域連携推進事業に伴う木之口トンネル工事の請負契約の締結についてであります。

下のほうに位置図を掲げておりますが、この工事は、西米良村大字木之口において整備を進めております国道219号木之口拡幅に伴うトンネル工事でありまして、条件つき一般競争入札に付したものであります。1に木之口拡幅の事業概要を、2に木之口トンネル工事の概要を記載しております。3の工事請負契約の概要をごらんください。契約の金額は、13億8,178万4,407円、契約の相手方は、矢野・宮開・三栄特定建設工事共同企業体、工期は、平成21年8月16日までであります。29ページには工事箇所を拡大してお示ししております。

次に、30ページをごらんください。議案第16号につきましては、一般国道448号平成18年発生道路災害復旧関連事業に伴う小崎トンネル2期工事の請負契約締結についてであります。

下のほうに位置図を掲げておりますが、この工事は、串間市大字大納において、今年の梅雨による豪雨で被災しました一般国道488号を、災害復旧関連工事として施工する延長400メートルのトンネル工事であり、条件つき一般競争入札に付したものであります。1に小崎地区の災害復旧工事の事業概要を、2に小崎トンネル2期工事の概要を記載しております。3の工事請負

契約の概要をごらんください。契約の金額は、9億2,879万5,350円、契約の相手方は、龍南・西條・岡崎特定建設工事共同企業体、工期は、平成20年11月30日までであります。31ページに工事箇所を拡大してお示ししております。

次に、32ページをお開きください。道路特定財源について御報告いたします。

道路特定財源制度は、一覧表にありますように、揮発油税や自動車重量税など、受益者である道路利用者が道路整備費用を負担する制度であります。平成19年度は、国と地方を合わせて約5兆6,000億となっております。

33ページをごらんください。昨年12月に道路特定財源の見直しに関する具体策が閣議決定され、年内に今後の具体的な道路整備の姿を示した中期的な計画が国で作成されることとなっております。

34ページをごらんください。中期計画作成に関するスケジュールであります。既に国民各層への第1回目の問いかけが終わりまして、8月24日にその結果とあわせて「中期計画の骨子案」が公表されたところであります。

35ページをごらんください。今回公表されました中の一部でありますけれども、第1回目の問いかけの結果についてであります。重点的に取り組むべき施策として、全国的には、渋滞対策や生活幹線道路、交通事故対策が多く、また、高速道路ネットワークがつながっていない地域では、高速道路整備の要望が多く、地域によって求める施策に相違が見られるようでございます。また、中ほどに記載されておりますが、有識者の中には、交通量の少ない地方の道路は無駄であり、また、高速道路の整備水準も上がっており、これ以上の整備は無駄であるとの意見もあったようでございます。

34ページ左側に戻っていただきますが、現在、中期計画の骨子案に対しまして、9月25日まで第2回目の問いかけが実施されております。その後、10月には中期計画の素案が示され、引き続き問いかけが実施された後、年内には中期計画が作成される予定となっております。

36ページをごらんください。道路整備の財源の確保に向けた取り組み状況を示しております。関係団体とも連携をとりながら、大会や要望活動を行ってまいります。10月16日には道路利用者協議会と県内経済12団体の主催により、道路整備促進大会を実施することとしております。これからが最も重要な時期でありますので、県議会の皆様方の御支援、御協力をいただきながら、全力を挙げて取り組んでまいります。

道路建設課は以上でございます。

**○東道路保全課長** 道路保全課でございます。

当課の補正予算につきまして御説明いたします。

委員会資料の37ページをお開きください。当課の補正予算額は、1億4,075万円の増額をお願いしております。補正後の予算額は、126億390万5,000円となります。

以下、主なものを御説明いたします。

38ページをお開きください。まず、(事項) 公共交通安全施設事業費であります。これは、国の補助を受けて、自転車歩行者道の整備や歩道段差の改善などを行い、歩行者等の安全を確保するとともに、自転車交通の円滑化を図る事業であります。国庫補助の決定に伴い、4億9,900万円の増額であります。

次に、(事項) 県単舗装補修費であります。これは、県が管理します舗装道路の補修などを行う事業ですが、国庫補助事業への振りかえに伴い、1億円の減額であります。

次に、39ページをごらんください。(事項) 地方道路交付金事業費であります。これは、歩道整備や交差点改良並びに災害防除等を行う事業であります。地方道路整備臨時交付金の決定に伴い、2億5,500万円の減額であります。

予算関係につきましては、以上でございます。

次に、40ページをお開きください。損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

事案内容は、落石事故1件と側溝ぶた不全事故1件の合わせて2件であり、発生日、発生場所につきましては記載のとおりです。

事故の内容について御説明いたします。まず、落石事故につきましては、自動車で走行中、道路のり面上部から発生しました落石が車両に衝突し、車両前部を損傷したものであります。損害賠償額は16万9,835円であります。

次に、側溝ぶた不全事故につきましては、側溝上を自動車で走行した際、金属製の側溝ぶたがはね上がり、車両の下部の燃料タンクを損傷したものであります。損害賠償額は、35万1,412円であります。

なお、賠償額は、いずれも、すべて道路賠償責任保険から支払われます。

事故の説明は以上であります。今後、同様の事故が発生しないよう、原因の分析や今後の対策の検討を行い、日常の道路巡視やパトロールの点検項目の見直しなどに反映させてまいりたいと考えております。

道路保全課は以上であります。

**○児玉河川課長** 河川課でございます。

当課の補正予算について御説明いたします。

委員会資料の41ページをお開きください。当課の補正予算額は、5,169万6,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額が223億3,314

万8,000円となります。

次に、補正予算の内容でございますが、42ページをお開きください。まず、(事項) 公共河川事業費であります。これは、国の補助を受けて実施する河川改修等を行う事業であります。国庫補助の決定等に伴い、7,121万4,000円の増額であります。

次に、2番目の(事項) 河川激甚災害対策特別緊急事業費であります。これは、甚大な災害を受けた大淀川、五ヶ瀬川及び川内川水系の県管理河川において、堤防のかさ上げや排水機場の整備など、河川改修を緊急かつ重点的に行う事業であります。国庫補助の決定に伴いまして、3,548万2,000円の増額であります。

次に、3番目の(事項) 公共海岸事業費であります。これは、国の補助を受けて住吉海岸において離岸堤の整備を行う事業であります。国庫補助の決定に伴い、5,500万円の減額であります。

河川課につきましては、以上であります。

#### ○桑畑砂防課長 砂防課であります。

当課の補正予算について御説明いたします。

委員会資料の45ページをお開きください。当課の補正予算額は、263万6,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は、50億2,767万3,000円となります。

以下、御説明をいたします。

46ページをお開きください。まず、(事項) 公共砂防事業費であります。これは、土石流などの土砂災害から人命財産を守るために、砂防堰堤等の整備を行う通常砂防事業、防衛省所管の障害防止事業、流域単位で整備する総合流域防災事業であります。国庫補助決定に伴い、613万6,000円の増額をお願いしております。

次に、(事項) 公共急傾斜地崩壊対策費であり

ます。これは、がけ崩れなどの土砂災害から人命財産を守るための擁壁等の整備を行う急傾斜地崩壊対策事業、流域単位で整備する総合流域防災事業であります。国庫補助決定に伴い、350万円の減額をお願いしております。

砂防課につきましては、以上であります。

#### ○竹内港湾課長 港湾課でございます。

当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の委員会資料、47ページをお開きください。当課の補正予算額は、一般会計で6億1,379万円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、一般会計と港湾整備事業特別会計を合わせまして75億1,952万7,000円となります。

以下、主なものについて御説明いたします。

48ページをお開きください。まず、上段の(事項) 港湾維持管理費でございます。この事業は、港湾施設の維持・補修に要する費用でございますが、しゅんせつ工事費として1億315万円の増額をお願いしております。

次に、その下の(事項) 公共港湾建設事業費でございます。この事業は、重要港湾及び地方港湾の建設事業に要する費用でございますが、国庫補助の決定に伴い、7億1,694万円の減額でございます。減額の主な事業といたしましては、説明の欄の1の港湾改修事業費であります。この事業は、細島港ほか2、油津と古江におきまして、防波堤や物置場などを整備するものであります。6億7,214万円の減額でございます。

次に、4の新規事業の「みなと振興交付金事業」でございますが、900万円の新規予算をお願いしております。この事業は、本年度創設された事業でありまして、油津港と堀川運河に伝わる文化や文化財を活用し、港と周辺のにぎわいを創出することを目的としておりまして、堀川運河の航路しゅんせつとともに、運河沿いの緑

地を整備するものであります。

次に、49ページをお開き願います。損害賠償額を定めたことにつきまして、地方自治法第180条第2項の規定に基づきまして、報告いたします。

県有車両による交通事故の損害賠償であります。表記載の相手方の車両に、中部港湾事務所の職員の運転する県有車両が衝突したものであります。この損害賠償額は、物件損害料であり、表記載の金額で和解契約を締結しております。

交通事故の防止につきましては、日ごろから注意を喚起しているところでありますが、今後とも、十分指導してまいりたいと考えております。

港湾課については、以上でございます。

○河野都市計画課長 都市計画課でございます。

当課の補正予算について御説明いたします。

委員会資料の51ページをお開きください。当課の補正予算額は、一般会計で3,000万円の増額をお願いしております。補正後の予算額は、33億4,766万5,000円となります。

次に、補正予算の内容であります。主なものを御説明いたします。

52ページをお開きください。まず、上から5段目の(事項)公共街路事業費ですが、国庫補助決定に伴う3億7,900万円の減額であります。説明の欄の1の橋梁整備事業2億5,600万円の減額及び3の日豊本線日向地区連続立体交差事業の1億2,000万円の減額につきましては、その一部が公共街路事業費から下の(事項)地方道路交付金事業費に振りかえられております。これにより、(事項)地方道路交付金事業費につきましては、4億900万円の増額となっております。

都市計画課につきましては、以上でございます。

○藤原建築住宅課長 建築住宅課でございます。

当課の補正予算について御説明いたします。

委員会資料の53ページをお開きください。当課の補正予算額は、127万6,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、32億1,261万2,000円となります。

以下、補正の内容について御説明いたします。

54ページをお開きください。(事項)公共県営住宅建設事業費であります。これは、県営住宅の整備に要する経費であります。国庫補助の決定に伴い、127万6,000円の減額を行うものであります。

次に、55ページをごらんください。この55ページには、今回、建築住宅課に関連する議案といたしまして、議案第4号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」、議案第11号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第13号「都市計画法施行条例の一部を改正する条例」の3件の条例改正に伴う議案の審議をお願いしておりますけれども、これらの議案に関連する改正法を一覧に取りまとめたものでございます。

まず、上段のほうの二重線で囲っておりますが、都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律についてであります。この法律は、人口減少や超高齢社会にふさわしいまちづくり、いわゆるコンパクトシティーを実現するため、都市構造に大きな影響を与えることが懸念される大規模な集客施設の立地に係る規制の見直し、及び開発許可制度の見直し等を行うことを目的に制定されたものでございまして、この法律の制定により、建築基準法と都市計画法の一部改正が行われたものであります。建築基準法の一部改正につきましては、大規模な集客施設の建築許可に係る申請手数料に



ついて議案第4号として、また、都市計画法の一部改正につきましては、開発許可制度手数料の明確化について同じく議案第4号として、開発行為に伴う許可申請手続に関することにつきまして議案第11号として、さらに市街化調整区域における大規模な開発に係る許可基準の廃止について議案第13号として提案をいたしております。

それから、下のほうの二重線で囲っております都市再生特別措置法等の一部を改正する法律につきましては、都市機能の高度化と居住環境の向上を図ることを目的に制定されたものでございまして、この法律の制定により建築基準法の一部改正が行われ、容積率の配分に関する認定に係る申請手数料について議案第4号として提案をいたしております。

それでは、それぞれの議案について御説明をいたします。

56ページをお開きください。まず、議案第4号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の建築基準法関連についてであります。(1)の改正の趣旨についてであります。建築基準法の一部改正によりまして、用途地域の指定のない区域において、床面積が1万平方メートルを超える店舗や映画館などの大規模集客施設の建築は、原則、制限されることとなりますが、ただし書きによる例外措置としての許可に係る条項を同法第48条に第13項として追加されたことに伴い、建築等許可申請手数料に係る所要の改正を行うものであります。また、都市機能の高度化や居住環境の向上を図るため、防災街区の整備に関する地区計画の区域内におきまして、建築物の容積率を配分する特例制度が創設されたことから、この特例制度に係る条

項として同法第68条の5の2が追加されたことに伴い、条項ずれが生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に、(2)の改正の内容についてであります。①の条例第3条第1項第402号の規定中、波線部分の「又は第12項ただし書」の後に「第13項ただし書」を追加するものであります。また、波線部分の「用途地域」を「用途地域等」へ改め、次の②の条例別表第2の402の項中につきましても、同様に改めるものであります。次の③から⑤につきましても、法第68条の5の2が追加されたことに伴い、条項ずれが生じたため、それぞれ波線部分のとおり改めるものであります。

次に、(3)の施行期日につきましては、改正内容の①と②は平成19年11月30日、③から⑤は公布の日としております。

次に、2の都市計画法関連についてであります。(1)の改正の趣旨につきましては、都市計画法の一部改正により、これまで許可不要とされていましたが国や都道府県等が行う建築行為につきましても、新たに許可の対象とされたところです。しかし、国や都道府県等につきましては、知事との協議の成立をもって許可があったものとみなすとする規定が法第43条第3項として追加されたことから、許可申請に対する手数料の新設の必要はなく、国や都道府県以外の許可申請に対する手数料との区分の明確化を図るため、法第43条第1項として改正するものであります。

次に、(2)の改正の内容についてであります。条例第3条第1項第447号の規定中、「都市計画法第43条」を「都市計画法第43条第1項」に改めるものであります。

次に、(3)の施行期日につきましては、平成19年11月30日としております。

なお、次のページ以降に新旧対照表をつけておりますが、説明は省略させていただきます。

次に、60ページをお開きください。議案第11号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について」であります。

まず、1の改正の趣旨についてであります。これは、先ほど御説明いたしました都市計画法の一部改正により、国及び都道府県等が行う開発許可や建築許可につきましては、協議の成立をもって許可があったものとみなす規定が、法第34条の2及び法第43条第3項としてそれぞれ追加されたこと等に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容についてであります。条例第2条の別表につきましても、①は28の項の規定中、「3から28まで」を「4から29」に改めまして、3に「第34条の2第1項の規定による国の機関又は都道府県等との協議に関すること」を追加し、13、14及び19から22までのそれぞれに準用規定として「第34条の2第2項」を追加するものであります。以下、記載のとおり改正の内容となっております。

次に、3の施行期日につきましては、平成19年11月30日としております。

次ページ以降の新旧対照表の説明は省略させていただきます。

最後に、64ページをお開きください。議案第13号「都市計画法施行条例の一部を改正する条例について」であります。

まず、1の改正の趣旨についてであります。都市計画法の一部改正によりまして、市街化調整区域内の大規模な開発に係る許可基準としてございました法第34条第10号イが廃止されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容についてであります。

条例第1条の規定中、「及び第31条ただし書」と「及び市街化調整区域における開発区域の面積」を削りまして、第3条の規定全部を削るものであります。

3の施行期日につきましては、平成19年11月30日としております。

新旧対照表の説明は省略させていただきます。建築住宅課は以上であります。

○岡田高速道対策局長 高速道対策局であります。

当局の補正予算について御説明いたします。

委員会資料の67ページをお開きください。当局の補正予算額は、6億6,370万7,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は、30億1万3,000円となります。

それでは、補正の内容について御説明いたします。

最後のページをごらんいただきたいと思います。まず、(事項)東九州自動車道建設促進対策事業費であります。この事業は、県が高速道路の建設に先行して、高速道路の建設に必要な工事用道路等の整備を行い、本線工事の整備を計画的かつ効率的に進めることにより、高速道路の早期完成を図るものであります。東九州自動車道の日向一都農間につきましては、県内で事業が着々と進められている中、唯一の工事未着手区間でありまして、当区間の整備促進を図るためには、重点的な工事用道路等の整備が必要でありますことから、これに要する経費としまして、6億2,400万円の増額をお願いしているものであります。

次に、(事項)東九州自動車道用地対策費であります。この事業は、東九州自動車道の早期整備を図るため、県が事業者である国土交通省及び西日本高速道路株式会社から用地取得事務を

受託しているものであります。このうち、西日本高速道路株式会社が平成22年度を完成目標としています。門川一日向間につきまして、本年度、土地収用法に基づく手続を進めることになりましたので、この業務に要する経費といたしまして、3,970万7,000円の増額をお願いしているものであります。なお、当事業は、全額、西日本高速道路株式会社からの受託費であります。

高速道対策局は以上であります。

○横田委員長 執行部の説明が終わりました。

ここで5分程度の休憩をとらせていただきます。2時10分に再開いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時8分休憩

---

午後2時13分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

まず、不適正な事務処理と産業開発青年隊、最低制限価格、道路特定財源以外の議案関係の質疑からお受けしたいと思っております。

○坂元委員 トンネルの開札結果ですけど、龍南の特定JVが辞退したのはどういう理由ですかね。

○荒川道路建設課長 木之口トンネルのほうで辞退したということをございましょうか。今回のトンネルの発注につきましては、同じではありませんけれども、小崎トンネルと木之口トンネルがたまたま同時期になったわけでございます。小崎トンネルと木之口トンネルを開札しました後、小崎トンネルのほうが開札した最初の1番札の業者さんの審査をしたわけです。その1番札の業者さんにつきまして資格確認等の審査をしまして、それで適切ということで落札決定ということになったわけでございます。木之口トンネルのほうは、この業者さんのほうは3

番目ぐらいになっておったわけでございますけれども、1番目、2番目の札の方が資格確認、事後審査だもんですから、審査をやっていく中で疑義が生じてきたということで保留、そして、最終的には指名停止というふうな格好にもなったわけでございます。それを受けて1番目、2番目がそういうような格好で無効ということになったわけでございます。小崎のほうの落札決定の方が3番目にいらっしゃったわけですが、既に小崎トンネルのほうで落札決定がなされたわけでございます。そういうことで、こういった同種の工事につきまして、配置予定技術者とかいろいろあるもんですから、そういった中で、業者さんのほうで配置予定技術者等が配置できないと。いろいろな要件があると思えますけれども、そういったことが出てきた場合は辞退をすることができるということで公告文にも載せておるわけでございます。そういうことから3番目の方が辞退をされたということでございます。以上でございます。

○坂元委員 龍南は西都土木のやつで80円差ですね。最低制限価格80円。問題は入札日が7月27日と448が8月10日なんです。これは、どっちを先に開札して、どっちを先に資格審査するというのはだれが決めるんですか。

○荒川道路建設課長 最初、公告文を出しまして公告します。その中に開札日、そういったものが明示されております。そういうことから、今、おっしゃったように、木之口が7月27日、小崎が8月10日というようになっておったわけでございます。それにつきましては、部のほうの審査会のほうでそういった公告文をつくる時に審査をしまして決めております。以上でございます。

○坂元委員 木之口が7月27日で、串間が8月10

日ですね。入札日は448のほうが後なのに、448のほうの資格審査が先に来るといことですよ。今言われたのは、龍南はそっちのほうで契約対象になったから、木之口のほうは辞退せざるを得なかったということになるわけでしょう。入札日が後のほうが資格審査が先に来ることになったということですか。

**○荒川道路建設課長** 小崎トンネルと木之口トンネルというトンネルの発注につきましては、土木事務所は当然違います。そして、我々がいろんな工事を発注しますときに、今回はたまたまトンネル、トンネルということになりますけれども、発注そのものとしては一つ一つが別個のものでございます。そういうことで、先ほど言いましたように、7月27日が木之口の開札、8月10日が小崎の開札、これは決まっておるわけでございます。その中で、木之口のほうが先ですから、7月27日に開札をしましたら、そのときから資格確認の審査、要するに事後審査をしていくこととなります。それをするとときに1番札の方をまず審査します。その審査をしたところ疑義が生じたということでございます。疑義が生じて、そして最終的には指名停止になったと。2番の方もまた同じような格好になったわけでございます。それに時間がかかったということでございます。小崎のほうは、8月10日と若干おくれてはおりますけれども、1番札の方の審査をしましたところ、疑義とかがなくて、通常の入札の形態、要するに、大体開札してから4～5日以内ぐらいには大体決定になるわけですね。その過程で4～5日後に決定したということございまして、それで小崎のほうが決まってしまったということでございます。以上でございます。

**○坂元委員** 私が龍南建設なら、金額が違いま

すよね、何で7月27日に開札したやつのほうに私が該当するのに、安いほうにおれが行かなきゃならんのかというふうに普通は思いますよね。開札日が後なんだから。だから、資格審査等は迅速にやって、同じ企業体というのが両方にかかっているとすれば、入札日、開札日が先のほうを早く資格審査しないと、おくれて金額も違うのに回すということになりはしないかと思うから聞いたんですが、それは土木事務所長の裁量で決められるんですか。

**○荒川道路建設課長** 基本的に、この資格審査というのは発注事務所で検討をやるんですけども、それにつきましては、本庁のほうとも十分協議しておりまして、木之口の中の業者さん、今さっき言いましたように、1番、2番、3番というようなことでその資格審査をやっていく過程において指名停止になったということは、それなりの何かがあったということですね。指名停止の過程においた、要するに違反ですけども、これにつきましては、厳正な調査をしているわけでございますから、その過程に時間がかかったということ、木之口の決定が、4番目の方が決定になったわけですけども、結構な日にちがかかったということでございます。以上でございます。

**○横田委員長** ほか、ないでしょうか。

**○萩原委員** 建設産業支援対策事業についてお尋ねします。商工観光労働部が出している建設産業等経営支援事業との連携はどういうふうになっているんですか。全く別個のものですか。

**○持原管理課長** 私どもの事業で、まず土木事務所単位ごとに相談会を開催いたします。いろいろ過去を調査していきますと、従来、元気のいい企業さんは新分野に既に進出しているんですけれども、アンケート調査によりますと、

約30%ぐらいの人が将来に不安を持ってあって、どうしていいかわからないという方がことしの6月のアンケート調査で出てまいりました。そういうことで、そういう人たちを対象に、広く今の建設産業が置かれている状況、建設投資の見込み、そういうものを含めて説明をいたしまして、そういう人たちの意見を広く聞きまして、これは私ども、あるいは商工、農政、いろんな新分野進出の事業を持っているところの行政職員、あるいは商工団体、あるいは専門家、そういう人たちが広く意見を聞いて、そういう人たちの区分けをしまして次の段階へ送り出そうということで、次の段階へ送り出しまして、今度は商工サイドで弁護士でありますとか、中小企業診断士でありますとか、税理士さん、そういう専門家のチームをつくりまして、個々の業者ごとに専門的な指導をしていくと。廃業を選ぶ人もいらっしゃるでしょう。あるいはこういう方面へ転換していくという人もいらっしゃるでしょう。そういう専門的なチームで濃密な指導をするというのが商工の事業でございます。

そして、私どもの事業といたしましては、その後、よその部局の事業では支援が受けられないような人たち、すなわち農政部門へ進出することになりますと、農事法人等を設立しないと補助金が受けられないとか、あるいは融資が受けられないというようなことになっております。先ほど、地鶏の養鶏の話をしていただきましたけれども、そういう制約がございますので、そういう農政なり商工の対象にならない人たち、建設業者のままで新分野へ進出したいという人たち、そういう人たちに1社当たり50万円ではありますけれども、初期の経費、例えば、養鶏業に進出することであれば、設備投資の初期経費の50万円程度を補助していこうという

ことでございます。以上でございます。

○萩原委員 役所が好きな言葉、分野横断的に取り組んでまいりますといつも言うんですけど、午前中は建設産業等経営支援事業というのを聞いたんですが、課長が言う説明はよくわかったようでわからぬのですけどね。建設業はある意味では戸惑うと思うんです。けちをつけるわけじゃないけど、活力のある元気な建設産業といっても現状はなかなか活力は出らんわけよ。パイがないわけだから。だから、商工のときもお話ししましたが、建設産業は、いい人はいいだろうけれども、大半がやめたくてもやめられない。やめたいけれども、負債額が大きいからやめられない。だから、今度もあったでしょう。大手の会社が、一心か、仕事をとって結局、ドロロンするわけですがね。それで泣いているのは、下請から、きのうも生コンの組合の皆さん、発注者の責任はないのかとかいう問題まで絡んできておるわけです。その仕事の発注のこと等は別として、あなたたちが得意な商工と県土整備部、農政、環境森林、こういうところでもうちよつと窓口を、こういう場合はここに来てください、こういう場合はこっちに来てくださいというようなことにせんと、こっちをして、今度は次の窓口は商工ですよ。そんな生ぬるい状態じゃないわけです。もう少しスピーディーにやれる方法を、あなたたちがいつも使う分野横断的に対応できる方策はなかったのかなと僕は思うんですけど、その辺はどうですか。

○持原管理課長 今回の事業は、まさしく商工サイドとの連携のもとに事業を企てているわけでございます。最初の段階で、私どもいろいろ土木事務所単位で相談会を広くやりまして、その中で商工部門の施策であるとか、農政部門の施策であるとか、そういうところを広く説明し

まして、商工サイドの専門家のチームに後、指導をゆだねると。商工サイドの専門家による指導に当たりましては、この業者さんは事業を廃止したほうがいいんじゃないだろうか、あるいは建設業をそのまま継続してやったほうがいい、あるいはこの業者さんは新分野へ進出意欲が強いから、そちらを中心に指導しよう、そういうような仕分けをいたしまして、それぞれ、例えば事業廃止であれば弁護士さんでありますとか税理士さん、法的整理を指導する場合もあるでしょう。あるいはそれぞれ事業者が判断しまして、建設業でこれから今後生き残っていこう、あるいは自分は新分野へ進出していこう、その辺の判断をしていただく専門的な指導を今回の商工の事業で指導しようということでございます。

○萩原委員 要は、相談に来たときに初めてそのことは発生するわけです。大半は相談に来ないのよ。商工でも言ったんだけど、会社を整理しようとか、せっぱ詰まった問題のときには、そんな相談、生っちゃ悪いことは言っておれない、現実には、県からは、おのおの会社を呼んで、首にひもつけて、あなたのところはそのまま進めていかとか、店を閉めて別の分野に行きますかとかいうことはできないわけだから。だから、その辺をもうちょっといい知恵が、あなたたちは優秀な頭をしておるんだから、できないかなと。2段階方式か3段階方式かしないと対応できないのかなという思いを僕は持っていますよ。お答えはいいです。

○蓬原委員 ほかの部のことになるんですが、商工観光労働部が建設産業等経営支援事業、こちらが建設産業支援対策事業、公共3部門、あと2つありますが、農政水産部と環境森林部、こちらでも何かこういう事業があるんですか。

もし、おわかりであれば教えてください。

○持原管理課長 例えば農政あたりであれば、農業分野へ進出しようという方であれば、基本的には融資制度になるかと思えます。農業生産法人を設立して融資あるいは一部補助金等もあります。そういう支援をしていこうと。あるいは農業分野に進出する相談の窓口としては農業普及センターということになっております。

○蓬原委員 環境森林部については何かありますか。

○持原管理課長 環境森林部につきましては、最近あるようなケースでは、枝払いとか間伐とか、そういうのに建設業者さんが進出しようというようなケースがあります。そういうものについては森林部局のほうに相談していただくというようなことになっております。

○蓬原委員 わかりました。

○持原管理課長 ちょっと補足しますけど、関係部局が20課ございます。そういう活性化の連絡会議というようなものを、ことし、2回開きました。今回、この事業を企てまして、10月にはこの新規の事業を実施するための会議を持つことにしておりますので、20課が連携して、それぞれ専門の事業を持っていますので、そういうところと十分連携をとって、きめ細かな指導をしていきたいというのが今回の事業でございます。

○萩原委員 それでは、それを建設関連5,000何社あるというけれども、こういう方法がありますよということがわかりやすいものを全部出すんですか。

○持原管理課長 もちろん、各土木事務所単位に相談会を2回程度開いて、業者さんのいろいろな要望なりを聞いていこうということで計画しております。もちろん、通知なり、ホームページ

ジ等で、あるいは建設業協会等を通じて十分周知を図っていきたいと思っております。

○横田委員長 そのほか、議案関係はないでしょうか。

○外山良治委員 私、全くわかりませんからお伺いしますが、48ページ、(事項) 港湾維持管理費1億300万、これをちょっと説明をしてもらえますか。

○竹内港湾課長 港湾課でございます。港湾維持管理費の1億300万増の説明でございます。現在、港湾のしゅんせつですけれども、港湾、12港ございますが、特にここ15年以降、大変しゅんせつがふえておまして、平均しますと約3億ぐらい、これは災害費を含んだ金額になっております。それで、まだ災害は1港もっておりませんけれども、今、予算化しておりますのは、県単で約9,000万ほど予算はとっております、それに対しまして、今回の追加といいますか、上乘せを1億何がしお願いしたということでございます。

○外山良治委員 港湾の範囲ですが、マリーナ、あれも港湾ですか。

○竹内港湾課長 マリーナも一応、港湾施設の中に入っております。

○外山良治委員 この1億300万というのは、マリーナも含めてということですか。

○竹内港湾課長 含めてということでございます。

○外山良治委員 そしたらじっくりやりますわ。私はどうも我慢ができませんのですよ。今現在、しゅんせつ工事をしていますよね。

○野口県土整備部長 マリーナですよ、お話ししましたとおり、9月末目標でやっています。

○外山良治委員 今、そのための予算がこれなんですか。

○竹内港湾課長 今、マリーナを掘っていますのは、既に6月肉付けで予算化した予算で掘っているということでございます。

○外山良治委員 ということは、今の工事は6月の補正でやっているということですか。

○竹内港湾課長 そうでございます。

○外山良治委員 私たちは6月のときには、私たちが悪いんですが、この質問はしませんでした。すみません。部長の答弁では、こういったことをいつまで続けるのと私、質問したら、わかりませんという答弁でしたか。

○野口県土整備部長 わかりませんとは言っていないですね。きのうお話しさせていただいたのは、港湾だけの話じゃなくて、一ツ瀬川から大淀川の間まで、結局、宮崎海岸、住吉海岸のほうは非常に侵食されている、一方では、宮崎港のほうはマリーナを中心にして砂がたまるような状況にあるということで、その間の砂の動きやなんか全体的に、宮崎海岸の例の海岸の保全事業をやる今の段階で考えていきますと。その中で全体としてのトータルとして、国土保全も含めますし、港湾の利用も含めますし、トータルの計画を最善のものを考えていきますというような形で答弁しました。

○外山良治委員 この話をし出すと随分時間がかかると思います。今、部長さんがおっしゃったことは、例えば、防砂堤を20億でつくろうと、これは国の直轄事業ですか。

○野口県土整備部長 やる手段として、河川で海岸事業でやっていく事業と港湾で港の航路を維持するために港湾の事業としてやっていく事業がございまして、今、河川のほうは国のほうでやっていただくような形で要望させていただいているということです。海岸事業のほうは県がやる方法もあるかと思えますし、国がやる方

法もあるかと思っています。

**○外山良治委員** 今、しゅんせつでやっている工事費は6月補正で2,700万ぐらいでしたかね。そして、例えば10月に台風が来たと、私は浜で育ったもんですから、砂の動きというのは1日でどれほど変わるかと、毎日のように子供のころから見ていました。恐らく終わったごろに台風が来て、もどに戻ると。またしゅんせつをするんですか。

**○野口県土整備部長** やはりマリーナのほうで利用者がおりますので、しゅんせつさせていただこうと思っています。

**○外山良治委員** これをずっと繰り返す。例えば、ヘッドランドの問題とか今から話題になるでしょう。そしたら、なぜ、こうなったのかと。そういったことが予期されなかったのかと。私はどうしても理解ができません。私は極端に言ったら、しばらくの間はそのままにしておいたら。もしくは、マリーナというのは果たして港湾という位置づけでいいのかなという疑問もあるんですよ。商工観光労働部が担当するほうがいいでしょう。部長、この件を何らかの形で整理したほうがいいのではないのかなと思うんですが、どうでしょう。

**○野口県土整備部長** 今、現状で使っていられっしゃる方がいるという話で、その方たちも大事にしなくちゃいけないと思います。それと、今、委員のおっしゃったように、マリーナ自体、一つの宮崎のマリンスポーツの核みたいな形になっていると思いますので、そういうことも大事にしていく必要があるかと思っています。ただ、一方では、全体のことも、さっき言ったように、考えて私たち、誠心誠意やっていきたいと思っていますので。

**○外山良治委員** 懲罰委員会を設置されるかも

わかりませんが、私がそのまま考えたときに、あれを何でああいうところにつくったのか、正直、疑問を持ちます。例えば、宮崎県には、白浜も近くにありますが、青島海水浴場もありますし、何であんなところに海水浴場、約200億をかけてつくるんだと。つくった日からこういうざまだと。わかりません。マリーナ自体でも、20万掛けるの140ぐらいでしたか、ちょっと豪華なボートを持ってつないでいるのは。係留は幾らでしたか。

**○竹内港湾課長** 現在マリーナに係留していますのは、委員にお示ししました、154隻でございます。

**○外山良治委員** 154のためにあと何億使うんですか。恐らくあと10年ぐらいは使うことになるでしょう。約10年で、今までの投資——投資というか、処理にかかった費用、向こう10年間を仮定した場合、どのくらいかかりますか。

**○野口県土整備部長** 今まで約5年間やってきて2億と。気象状況だからわかりませんが、それが倍になるとすると、プラス4億という、単純な計算だけだとそうなります。

**○外山良治委員** 154隻を割ってごらんください。1隻当たりどれぐらいの投資になりますか。

**○竹内港湾課長** 確かに、隻数で議論されますとそうなるかもしれませんが、一応、臨海公園がございますので、臨海公園を含めて物を見ていきたいというふうには思っておりますけれども。

**○外山良治委員** 臨海公園、海水浴場は、あそこまで泳ぐやつは禁止ですよ。それは何の説明をしているのか。何の説明にもなってないでしょう。154隻で割ったら幾らになりますかと。

**○横田委員長** 暫時休憩いたします。

午後2時44分休憩



---

午後 2 時44分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

○竹内港湾課長 年間4,000万かかっておりますので、それに対して現在、マリーナには154隻入っておりますので、25万でございます。

○外山良治委員 どんな計算しているの。今まで5年間で2億1,600万かけてきたと。それを今から5年ということは10年でしょ。約5億。5億を154で割ればいいだけです。何で20何万ですか。

○竹内港湾課長 失礼しました。5年間のしゅんせつ料を今の収容隻数で割りますと320万程度でございます。

○外山良治委員 300万、400万をかけて、ちょっとしんどいな。本当にばかばかしくなりますよ。ですから、この件については、僕は抜本的に考え直す必要があるというふうに思います。

それから、もう一点は、また新たに突堤をつくる、それが20億だと。これは新聞に載っていますよね。この件について、現在、どういうプランが立っているのか、説明してもらえんですか。

○竹内港湾課長 一応、マリーナ北側に防砂堤、これは15年に改定しました港湾計画の中に位置づけておるんですが、それにつきましては、先ほど部長が答えましたように、抜本対策は防砂堤と申しますけれども、いつ実施するかということについては、まだ具体的な計画は上がっておりません。

○外山良治委員 新聞等で来年からとか書いてあるというのは、全く根拠がない記事なんですか。

○児玉河川課長 これはヘッドランドのことですよね。

○外山良治委員 ヘッドランドはまだ今から聞きますから。

○竹内港湾課長 防砂堤につきましては、今、お答えしましたように、いつから着工することについては明言していなかったと思えますけれども。

○外山良治委員 でも、近い将来ということには間違いないですね。

○竹内港湾課長 今、マリーナ、緊急な課題になっておりますので、国とも協議しまして、早期にそういうものが着工できるように検討はしたいと思っております。

○外山良治委員 ということであれば、環境影響調査とか、そういったことを当委員会に出してもらって、離岸堤とか防砂堤とかつくった場合にかくかくしかじかの潮流が変わります、よって、それに沿って侵食を受ける部分と堆砂していく部分はこういうふうになりますと、そしてこういうような結果、堆砂した場合にどういった予算で、これは県単事業ですよ、2分の1国の補助金で対応しますよとか、そういうのがなければ、まただれの責任かと。そして、これが何百万損したと、例えば、長浜海岸の砂が蘇生できるような間伐材を利用してつくりました。たしか900万だったと思います。1年間でパーですよ。だれが責任をとるのかと。長浜海岸でもそうでした。あれは林務部の予算だったと思いますけど、おたくらとは関係ないから、ここで余分なことをしゃべらなくてもいいんですが、どうしても何でそうなのというやつを、もうちょっと責任の所在というものを将来的に明らかにするために、ここですべて資料を出してもらわんと、例えば、56年か57年の県会議員というのを、知事からまた言われて、これは県議会には責任ないんですか、こういったでたらめな

港をつくってと、こうなった場合に、また私たちは笑い者ですよ。そのときにちゃんとした説明ができるように、潮流の変化がこうであった、環境影響調査はこうでした、そういうことを当時を振り返ってちょっと説明してください。

**○竹内港湾課長** 今、防砂堤の話をしてはいますが、この防砂堤につきましては、今、住吉海岸が侵食をしていますけれども、そこに漂砂が入り込んできているという状況でございますので、住吉海岸の対策を含めまして、防砂堤の効果等を踏まえながら検討することが大事かと思っておりますので、住吉海岸の対策と防砂堤については、そういう連携を図りながら進めたいと思っております。

**○外山良治委員** 住吉海岸の侵食、例えば、汀線は、50年前と今の汀線というものはどのくらいあるんですか、教えてください。

**○竹内港湾課長** 住吉海岸から流れている漂砂がありますので、それがマリーナを含めました宮崎港に入ってきておりますので、その程度といますか、その砂を予測しながら防砂堤も着工していかなきゃいけないということを言っているわけです。

**○外山良治委員** ほとんど意味がわかりません。わかりやすく言うと、例えば、今から30年前、50年前の汀線はここでしたと、侵食によって汀線が移動をしましたと、その移動というものはどのくらいの移動かということを知っているわけですよ。

**○児玉河川課長** 河川課でございますが、住吉海岸をこれまでずっと調査してきておりますけれども、長いスパンは測量をやっておりませんので、写真でしか判断できません。昔の写真と今の写真を比較して海岸線がどれだけ後退しているかとか、そういったもの、それから、近年10

数年は測量しておりますので、その測量した地形の変化といったものから、年間どれくらい住吉海岸が後退しているんだなというのは計算をしています。それでいきますと、住吉海岸につきましては、延長約12キロなんですけど、昭和37年から平成18年まで45年間で、平均しまして約40メートル波打ち際が後退している。侵食された砂の量なんですけど、これが昭和58年から平成16年までの調査で、毎年、大体20万から30万立方メートルぐらいが住吉海岸一帯からなくなっているというようなこれまでの調査結果が出ております。以上です。

**○外山良治委員** 大体、日本の海岸線というのは37万キロでしたかね、たしかその程度だったですね。汀線移動が45メートルということは、割れば1年間の汀線移動がわかりますよね。そういったことを今度は防ぐための防砂堤なわけですね。防砂堤の場合は。

**○児玉河川課長** 私が申ししたのは、住吉海岸一帯の海岸線の後退と土砂の量、これが、我々、今まで調査した結果では、沿岸を砂が流れる動き、それから岸から沖のほうに行く動き、それがありますので、明確にはまだ解明はできておりませんが、恐らく住吉海岸から港のほうに行っている土砂もあれば沖のほうに流れている土砂もあると思いますので、全部が全部港とは思いませんから、その辺はまだはっきり解明できていないというのが現実でございます。

**○外山良治委員** 砂というのは、原則的には平行して流れると。沖には流れないと言われております。これは、私もいろんな本を読みました。海岸に沿って平行して流れるということは今もおっしゃいましたよね。岸から東に流れるというのはわかりませんということであれば、そういった環境調査というものをしっかりした上で、

防砂堤をつくった場合には、例えば、北から南に流れる砂は完全になくなるといったような影響調査を示した上で、そして予算を提案してもらおうと。そして、もし、それがだめだった場合には、提案した側が全責任をとると。そのくらいの責任で提案してもらいたいということを書いておるわけですよ。でなければ、また土砂がたまりました、しゅんせつします、そして、10月に台風が来たらまた、これをいつまで繰り返すんだと。おたくらも心苦しいことがあるのはわかっていますよ。これだけ財政が厳しい、厳しいと言っている中で、税金を投資したが効果はない財産、これが一番しんどいですわ。ある程度、市民県民から喜ばれる予算なら価値あると思いますよ。しかし、この場合には、しまいには笑いが出てきますよ。

私も実は昨夜でも電話がいっぱい鳴った。「あほか」「ばかか」と言われましたよ、この件に関して。「それを認めたのはおまえやろ」と。ですから、そういうことから考えるときに、県土整備部長を先頭にして、数年かけて影響調査をした上で提案をするということにさせていただきたいと思います。到底、我慢ができません。それだけ申し上げて、終わります。

**○横田委員長** 議案関係、ほか、ございませんか。

それでは、議案関係はこれで終わらせていただきますして、先ほど言いました、その他の報告事項4件についての質疑をお受けいたします。

**○坂元委員** 裏金に関してですけれども、一番疑問なのは、これは私だけなんだろうが、議会人としておかしいのは、環境農林水産常任委員会で審議した予算がほかの部署で使われていると。例えば、南那珂農林振興局の予算が教育事務所で使われていますね。油津港湾で認めら

れた予算が亜熱帯作物支場で使われると。我々としては所管外のところで使われる予算を審議しているようなもので、決算だってそうかなというふうに思っておるんですよ。だから、そういう点では議会もなめられているなというふうに私だけは思うんだけど、問題は補助公共事業には事務費とかくっついていますよね。前は食糧費もくっついていましたが。それを予算が余ったから国に返すんではもったいないんで、事務費をどこかほかのところで使ってしまおうという、それはある金を使っていこうという発想なんだろうが、この話はどこでされるんですか。油津港湾のやつを亜熱帯作物支場で使う場合は、どこでそういう話し合いが持たれるんですか。

**○持原管理課長** 今回のケースを見てみますと、例えば、油津港湾事務所の予算を執行する過程で、亜熱帯作物支場あたりの予算が少ないとか、そういうことで現場サイドでの、悪い言葉ですけど、融通といいますか、そういう機能として働いていたように感じております。

**○坂元委員** 南那珂地連協というのがあるが、どこの地区もあるんですが、そういう地連協とか、そういうところで話があるの。

**○持原管理課長** その辺は組織的に話し合われるということではなくて、担当レベル、その辺での予算の不足というような情報で、かなり実務的なレベルでその辺の融通というのが行われているケースが多いように感じております。

**○坂元委員** 本会議で、海岸の激特で国の直轄事業だと、県の直轄事業負担金が2割だと言われましたね。今度は、港湾なんかでは、市町村が県事業負担金を1割なら1割を払っているわけですよ。つまり、補助公共事業の1割を地元の市町村が負担しているが、結果的にその中にも裏金に回った分が入っているということなり

ますか。つまり、補助公共で流れてきた予算がそのまま消化されて、その港湾事業にかかわる分を日南市が1割負担しなさいよということになって、それがどこかほかの事業費か何かで使われていたとすれば、市町村はその分も1割負担しなきゃならんと。間接的に言えば、市町村の負担でその辺の消耗品が買われているということに結果的になるんですかね。補助公共予算だから。直轄分2割負担だから。2割負担はどの基数に対して2割負担しているのか。

**○野口県土整備部長** 全体の事業費に対して、きのうの直轄の負担金でしたら、直轄の事業ですから8割で、県が2割という話になって、今、坂元委員のおっしゃっているのは、例えば、県の事業で国からも補助金をもらうよ、県も負担しているよ、市町村も負担しているよという中のお話だと思うんで、そうすると……。

**○坂元委員** だから、港湾の場合は、県事業負担金というのは普通、1割、全市町村から取る。それは条例で出ているんだけど。そうすると、補助公共予算の1割を負担させるということは、余った事務費を裏金で「預け」で亜熱帯作物支場の備品を買ったということは、とりもなおさず、その備品代の1割は日南市が負担していたということになるんですかね。

**○持原管理課長** 私の感覚では、事業費負担金としていただいている分は、歳入は歳入として別途いただくという感覚でおるんですけれども。

**○坂元委員** 例えば、油津港の建設工事に1億円使って、そのうち1,000万円は日南市が負担しなさいよということなんですね。そうすると補助金やら全部入れて1億円使った中で事務費が何%ありますか。その事務費が浮いたので、国に返さんで、支場の備品に使おうといった場合は、あくまでも港湾事業にかかわる予算だけ

ら、市町村も1割負担しているということにならないですか、一般的に。直轄事業負担金を我々は払っているが、無駄なことも払わされているんだなど、市町村もそう思いますよね。県事業負担金というのは無駄な裏金になっているんだなど。何で日南市が亜熱帯作物支場の備品なんか買わなきゃいかんかというふうになりはしないかと思ったので。

もう一つ、6人の仕分け委員会のうち5人が青年隊なんかなくしてしまえと言ったと。きのう、私は知事に聞いたんですが、仕分け委員会というのはそもそも何ですか。私も不勉強だけど、条例に基づいた仕分け委員会ですかね。

**○持原管理課長** 今回の仕分け委員会というのは要綱でできております。ですから、その意見を聞いて、最終的には県としてどうするのかというのを判断するというふうな位置づけでございます。

**○坂元委員** その仕分け委員会の議論なんかを見ていると、極端な言い方をすれば、ああいう復古調の教育を今やるなんて時代にそぐわないじゃないかという意見が大勢を占めたというような報告を聞いたんですが、あなた方が県議会のみならず、県議会よりも仕分け委員会のほうを重視するという姿勢であればそれはそれでいいんだけど、そもそも仕分けをする人たちの職業はどういう仕分けになっているのか。きのう私は知事にそこを聞いたんですよ。弁護士もいるし何とかかんとかと言われたんですが。

**○持原管理課長** 職業というようなことでしょうか。

**○坂元委員** メンバー。

**○持原管理課長** 学識経験者といたしましては、大学の先生、公認会計士、中小企業診断士、あるいは経済ジャーナリスト等になっております。

それから、あと3分の1が公募の委員です。この方たちは公募をして手を挙げられた方で、これは普通の職業を持っていらっしゃる方、あるいは家庭の主婦、広くそういう人たちでございます。あと各部で推薦をするというのが3分の1でございます。これは各部でいろんな事業等で、ほかの場面でいろいろ意見を聞いているような、あるいは各部の事業によく精通されていらっしゃるような大学の先生、あるいは各種団体の代表者というようなことになっております。以上です。

**○坂元委員** 先ほど、管理課長の説明では、仕分け委員会の答申を踏まえて総合的に判断して決めたいと。決める時期はいつですか。総合的に判断される時期はいつですか。

**○持原管理課長** 今回の仕分け委員会の最終的な報告というのが10月16日に予定されておりますので、それまでに私どももいろいろ、今回も意見というのは十分把握しましたので、そのあたりを勘案しながら、時期的には判断していきたいというふうに考えております。以上でございます。

**○坂元委員** ということは、今、2年生の専攻課程の人がいらっしゃいますね。廃止するとすればその人たちの扱いはどうなるのか。

**○持原管理課長** 仮に来年の4月に廃止するというのであれば、2年生の人たちというのはそこで終わりですので、就職を探すということになりますし、あるいは今、施工管理課程、1年課程にいらっしゃる方で2年課程に進むというような方も、少数ではございますが、いらっしゃいますので、そういう方については十分今後意見を聞いて、どうするのか判断していきたいというふうに考えております。

**○坂元委員** 来年4月時点で、「もっと勉強した

いんだ。契約で2年の課程を選んでいるじゃないか」というふうに言った場合はどうなるんですか。

**○持原管理課長** 今回の仕分け委員会のスケジュールが全般的におくれたということもございまして、全体的な判断のスケジュールがちょっとおけているんですけども、その辺のことも十分勘案しながら、最終的な判断をしてまいりたいというふうに私どもは考えております。

**○坂元委員** その場合、一億二千何百万円もかかっていると、それが運営主体がかわったとしても財政的な負担は変わらないじゃないかと、そうなれば当然廃止だというふうな説明のように聞こえたんですが。運営主体がもし引き受け手があった場合は、それも一つの参考にされるということですか。

**○持原管理課長** 今のところ、特殊な分野での教育を建設技術センターで実施しておりますので、即、それを担い得るような団体というのは今のところ新たに探し出すのは難しいのかなと。去年、いろいろ検討をする過程で、例えば、推進機構でありますとか、そういう検討はいたしましたけれども、今の段階ではそれほど経費の節減にはつながらない、あるいは今の訓練の形態というものの維持というのは難しいというようなこともございまして、青年隊の特色といいますか、その辺が生かせるような形での存続というのは大変厳しい状況であるという結論に去年は至ったところでございます。

**○坂元委員** 最低制限価格に関してですが、直工が大体62%、共通仮設費が大体6%、現場管理費が大体18%、合計が86%ですね。それには消費税5%と一般管理費は抜いているということなんですが、だとしたら、どうしても86%ないと適正な、求める、要求するものはできない

ということにはならないんですかね。

**○児玉技術検査課長** 数字的なものは、今、コスト調査等の先ほど申し上げました現場管理費の中の問題になってくるんですね。一定率を掛けておりますが、この数字がおっしゃったような数字になるかどうかというのはちょっと今のところ出ておりませんが、概略、ある程度の線は今、つかんできております。というのが、20ページを見ていただきまして、ちょっと細かい話でございますが、この決算額の中を見ますと、当然、直接工事費は原価にかかる費用でございますが、私たちが一定率と申し上げているのは、直接工事費、共通仮設費や全部見ているわけなんです。プラス、先ほど申し上げました現場管理の一定率と。右のほうの項目がございしますが、労務管理費とか安全訓練費とか法定福利費とかいうのを今のところ、最小限見ているのかなという感じで積み上げておりますが、今回の決算額の内容を見ましたら、この円グラフに書いてありますように、どうしてもいろんな形でしわ寄せが来て、従業員の給料等がかなりウェートを占めていると。それで、国の方もこれの監督強化価格というような表現をしまして、こういった従業員の給料等も見るといような形も出ておりますので、今、こういった分野を検討しておりまして、数値的にはまだはっきり具体的には申し上げられませんが、近いうちにはその辺も出るとは思っておりますが、そういう状況でございます。

**○坂元委員** 例えば、経営能力審査なんかで一方では技術士の数がどうだこうだとか、ISO取得がどうだこうだとかいうふうに言われますね。そういう経営評価に結びつく部分は、この一般管理費で補わなきゃならない経費というのは非常に多いんですよ。ですから、そこ辺の

ことを十分考えた場合に、ただ直工がこうだ、現場管理費がこうだというふうな、そういうふうな単純なものじゃない。特に、こういうふうに非常に仕事がないときは、人を抱えていなければならないというのが非常に多いんですよ。ですから、そこ辺を考えた場合に、一概に最低制限価格が下がっているからいいとか、そういうことではないのではないかとこのように思ったんで、今、聞いたんですけど、最低制限価格の根拠とされた先ほどの3つですね、あれは非常に裏づけとしては私は弱いと思うんで聞いたんです。

**○水間委員** 話はちょっとダブるんですが、産業開発青年隊、これは、現状を書いておりますが、まず、定員の不足を生じた理由というのはどんな理由があるんでしょうかね。

**○持原管理課長** 今の産業開発青年隊というのは、高校を出た人たちが基本的に対象となっております。年齢的には18歳から26歳までという格好になっておりますけれども、本県の高校生の数の状況を見てみますと、ピーク時で1万7,000人ぐらい、現在、1万2,000人ぐらいに落ちております。その1万2,000人のうちの大学に進学する人たちというのが約4,000人、就職をする人たちというのが約3,000人、そんな状況でございます。しかも、3,000人のうちの建設業に就職する人たち、これは県内も県外も含めた数字でございますけれども、約3,000人のうちの5%という状況でございます。150人というような状況でございます。そういうことで勘案しますと、やはり少子化が非常に進行している。そういう中で上級の大学なり各種学校へ進学する人たちが非常に多いと。建設産業へ従事する対象者たちというのが極端に今、少なくなっている状況にある。しかも、産業開発青年隊の今ま

でのような教育形態、例えば、土日も帰さずに  
宿舎で教育する、夜も教育を訓練する、寝泊まり  
込み、そして携帯も禁止するというようなこと  
をやっていましたけれども、そういう面での  
若者の志向とといいますか、今の自由な志向、そ  
ういう面でかなり数が減っておるという状況に  
あるのかなというふうに分析しております。

○水間委員 今、お話を聞きますと、確かに、  
軍隊的というんですか、朝早くから規律正しい  
訓練の中で教育をしていくという、このことが  
今の時代の子供たちにそぐわないというか、必要  
なところなんだけれども、そこに今の子供たち  
がついていけない現状もあると思うんですよ。  
ただ、必要な建設業者の担い手をつくるという  
前提が今まであったわけで、4,000～5,000人、  
ここを出た人たちが今、会社を運営している、  
この状況を考えますと、いきなり仕分け委員会  
で6人の中の5人の皆さんがもう役割は終わっ  
たんだと、このことは僭越的、余りに無謀な発  
言じゃないのかなと思うんですよ。今、仕分け  
委員会の委員のメンバーを聞きましたら、大学  
教授あるいは公認会計士、中小企業診断士、公  
募をされた方が2人おられるんですかね。こん  
な中で本当に役割が終わったということ、これ  
はどんな方が言われたかお聞きしたいんです  
けれども、事業仕分け委員会の議事録とかはあ  
るんですか。

○持原管理課長 その発言内容というのは記録  
されておるところでございます。

○水間委員 反対というか、結局、賛成され  
た方はどんな方だったんでしょうかね。それは  
わかりませんか。

○持原管理課長 公立大学の先生でございます。

○水間委員 費用対効果が低い、それは確かに、  
先ほどの話のように、1人当たりで見ますと、

平成19年度、560万、約70万が超過負担的な要素  
になっているんですけども、このことから考  
えても、今までの流れの中では、すばらしい建  
設業者の担い手をつくるんだということがあ  
ってやってきた。確かに、行政改革大綱の中も  
ってやらなきゃならないという、その考えもわ  
からんではないんですが、これから報告をし、  
そして知事が10月16日まで何か決めなきゃ  
ならないとか、10月末に正式決定しなきゃ  
ならないとか、でなければ来年の募集が云々  
とか、こういうことをいきなり言わないで、  
もうちょっと期間を置いた中でこの考えは  
できないもんですかね。

○持原管理課長 そういう状況とといいます  
か、先ほど説明しましたように、入隊者が  
極端に減っているような状況にございま  
したので、昨年度、内部的に、庁内の労働  
政策課、教育部門、あるいは西都の職業  
訓練校、そういう関係のところの課長  
さん、所長さんレベルの委員会も庁内  
に設けまして、いろいろ検討した結果、  
非常に存続というのは厳しいという  
庁内の結論を得まして、ことし、仕  
分け委員会の意見も聞いて、最終  
的な判断をしようという流れにな  
っているわけです。

○水間委員 ちょっともとに戻ります  
けど、もう一回、どういう意味で  
その役割が終わったと判断をされ  
たんでしょうか。

○持原管理課長 御承知のように、  
青年隊というのは戦後、各県置  
かれておったと。先ほど20数  
県置かれておったという説明を  
いたしました。そういうことで、  
農家の二、三男坊対策という  
ようなことで、腕に技術を身  
につけさせて、あるいは当時、  
右肩上がりでありました社会  
資本の整備の貴重な人材とし  
て、青年隊で技術者を養成  
して送り込んできたと。そう  
いう人たちが、

委員もおっしゃったように、各地域で地域おこしであるとか、あるいは建設産業に従事して、あるいは消防団等というようなことで、地域で一定の非常な役割を果たしてきたと。ところが、各県、そういう状況もあったんですけども、国も補助金を廃止し、その後、社会資本の整備というようなのはだんだん右肩下がりの時代になっていく中で、各県が廃止をしてきた。最後に残ったのが熊本県と宮崎県であると。熊本県は今年度をもって廃止するという結論を既に出しておる。そういうことで宮崎県だけが、特に宮崎県というのは過去、例えば日南都井線であるとかということについては、青年隊の生徒たちが泊まり込みでキャンプをしながら、道路をつくっていったというような実績等も伺っております。そういうことで、近年、一定の役割を果たしたというような判断をせざるを得ないような状況になってきているということでございます。

**○水間委員** 今、倒産がふえていますね。特に建設業者。8月末までに68倒産の中で建設業者が39。そんな倒産の中で、今、建設業の若者の技術者を育てるといって、こういう空気は出ちゃいけないんですかね。

**○持原管理課長** 確かに、今、3K職場の一つとして数えられております。かなり建設産業というのも高齢化が進展をしております。そういう意味で、若手の技術者の参入というのは非常に大事なことかと思っております。しかし、今の青年隊のような形での技術者の養成というのは一定の役割を果たしたのかなと。今の若者のニーズに合ったような形で、ほかの研修機能の機会の付与、そこには当然、業界としての負担というのものもある程度必要になってくるんじゃないだろうか。そういうような方向というのが

今後の方向じゃないだろうか。各県やっぱ廃止をしまして、工業系の高校でありますとか、あるいは各種学校、そういうところで建設技術者の養成というのが行われているというのが実態かと思えます。ですから、今の宮崎県のような形でいつまでやるのか、そういう面では非常に厳しい状況、財源等を考えた場合に特にやはり厳しい状況というのが出てまいっておるといふふうに私どもは判断をして、先ほど申しましたような最終的な判断をしようということにしておるわけでございます。以上でございます。

**○水間委員** 結局、熊本は来年3月で廃止されますよ。残るのは宮崎だけです。それもわかります。今、知事もいろいろ言うのは、宮崎モデル、どうにか宮崎から発信しようじゃないとか、そういうことを考える部分もあるんです。だから、全国的にないから、宮崎だけが、その負担が大きいからと。その負担を解消するための何かを模索される、それも考え方にないですか。募集の仕方、青年隊に入るとすべての機械の免許は取れるよと。自衛隊も一緒ですよ。あそこに入ったらかなりの免許が取れますよ、重機やら何やら。青年隊に入ってもそういうメリットもあるんだとか、募集の方法のあり方ややり方によってはできるんです。18年度募集をかけるときに、私も言いましたよ。この問題をどうするのかと。入隊者が少ないので、そのことで質問しようとしたら、これは募集の問題が出てくるのでやめてくれというような話もあったんです、事実。ところが、ふたをあけてみると全く一緒。18年、19年同じ。ある意味じゃ努力をしていないということです。努力はされておるんだろうけど、目に見えていない。ここも、ただ財政的負担が大きいから、超過負担が大きいから、じゃ、もう廃止しなければならない、



そういう発想じゃなくて、入札制度改革によって倒産建設業者がふえている、こういう中で、こういう教育をする場で担い手を育ててやる、若手を育成してあげる、このことも県の一つの大事な要素だと思うんですよ。

今、お話を聞きますと、どうしても財政的にやむを得ないような話もあります。私が聞いたところでは、10月中旬ぐらいに——もう、仕分け委員会から正式に報告をされたんですか。

○持原管理課長 仕分け委員会としての最終的な報告というのは10月16日に行われるというふうに聞いております。

○水間委員 それを受けて知事が最終判断をするということですか。

○持原管理課長 そういう予定で考えております。

○水間委員 それと、仮に存続をするんだということになったときの最終の募集は日程的にはどんなものですか。

○持原管理課長 昨年度の例で申しますと、1次の募集を9月6日から10月6日、1ヶ月募集いたしまして、10月15日に試験をやっております。そして、2次的な募集といたしまして、12月18日から2月9日まで再募集をかけまして、2月13日に試験を実施しております。その辺が一つの目安になるというふうに私どもは考えております。

○水間委員 最後に、先ほど、民間でも、建設会社でも、どこでも、存続したいんで、委託といいますか、受託をするようなところが出てきましたら、今、青年協会とか流れの中にはありますよね。そこらあたりが受け皿になりたいということになったら、どう考えられますか。

○持原管理課長 青年協会というのは、従来から建設技術センターに置かれておまして、建

設技術センターが実施する青年隊教育の一部補完的な機能を担っていただいております。例えば、メーンのものとしたしましては、実際の道路現場における施工管理の研修、あるいは車両系、いろんな大型建設機械等の免許、こういう部門と、一部宿泊所あたりの舎監的な機能、こういうものを担っていただいております。あくまでも、基本的には、私ども、建設技術センターの補完的な役割という位置づけで考えております。そういうことで、正職員さんも3人程度いらっしゃるかもしれませんが、そこだけで担えるのか、責任を持った技術者の養成ができるのかということになりますと、現状ではいろんな問題もあるのかなというふうに考えております。以上でございます。

○水間委員 ちょっと部長にお尋ねします。今、いろいろ管理課長と話をしたんですが、今、建設業者、技術者とも高齢化も進みます。大量退職者、今、こんな時代にもなりました。公共事業の減少、先ほど言いました一般競争入札、こういうことで環境が非常に難しくなった。その中で、後継者、若手の技術者の育成という問題についてはどんなふうにお考えですか。

○野口県土整備部長 今、おっしゃったように、今、建設業の中心で働いていらっしゃる方も高齢化を迎えていると。一方では、なかなか若い人が新しく建設業という職場の中に入っていけない。ただ、我々というか、県民としては、県土を守っていく、あるいは県を安全で暮らしやすくしていくためには、県内の中にしっかりと土木技術者が育っていかななくてはいけない状況だとは思っております。ただ、そのやり方としては、さっき管理課長も言いましたように、今までは産業開発青年隊が大きな部分を担っていましたが、いろいろあると思いますので、

そういうことを考えていきながら育成のほうを  
図っていくんだと思います。

○萩原委員 これは部長に尋ねるべきなのか、  
要綱で仕分け委員会をつくっていると、これは  
議会には報告はあったんですかね。

○持原管理課長 行財政改革の取り組みの中で  
こういう取り組みができておるようで、大綱の  
説明というのは所管の総務の委員会のほうで説  
明はあったのかなというふうに考えております。  
基本的には、行政内部の手続でございます。

○萩原委員 仕分け委員会6名の方々に産業開  
発青年隊のOBたちの活躍やら実態を把握して  
いるんですかね。

○持原管理課長 仕分け委員会にかけるに当た  
りましては、仕分け調書というのをつくりまし  
て、現状等を含め、私どもは十分説明をしたと  
いうふうに考えております。

○萩原委員 この中に大学の教授も入っていると  
言ったですね。人を育てるということで、費  
用対効果なんて絶対使っちゃならん言葉だと。  
あなたが先ほどから産業開発青年隊を仕分け委  
員会で閉鎖する方向に行く、いろいろお話をし  
ましたね。応募人員も減ってきた。あるいは工  
業高校なり、農業高校の土木なり、こういうと  
ころでもっと力を入れて、あるいは今、西都に  
ある職業訓練校でやっていけばいいんじゃない  
かという、そういうことを書くのであればい  
けれども、費用対効果が低い、教育、人づく  
りのために使っているのに、費用対効果なんて、  
これは書いちゃならん文言だと私は思う。そし  
たら、国が定めておる義務教育の小中学校、幼  
稚園、費用対効果が全部あるかということにな  
るわけです。こういう人を育てるという条項に  
費用対効果がなんてもってのほかだと私は思う  
んですね。本音と建前というのはあるけれども、

本音でそう思っても、人づくりのために費用対  
効果なんて字句を出したらいかんと私は思いま  
す。おまえの勝手やがねと言えはそうかもしれ  
ませんけれども、私は全くなじまないと思いま  
すけどね。

それと、先ほども言いましたけれども、県の  
職員の皆さんは分野横断的とか、他県を見習い  
ながらとかよく言いますよね。熊本県と宮崎県  
が残っても、今、水間委員から話が出ていた青  
年協会の皆さんでやるというのは無理かもしれ  
ない。それにぐっと費用がかかるのであれば、  
専門の教官を3人ぐらい残して、青年協会の皆  
さんと一緒になってやるとか、宮崎方式という  
のを編み出せると思うんですよ。今、建設業界  
の良識ある方々が一番心配しているのは、団塊  
の世代が県庁やら市役所やら民間にも一斉に  
入ったですね。一斉に入ったもんだから、その  
後の世代が入っていないんですよね。ですから、  
そういう現象が建設業界にも起こるんじゃない  
かと。物づくり、技能者。今、建設業界関連は  
非常に氷河時代だと。そうするとこれが10年続  
いたら、10年間そういう優秀な人材が育たない  
んじゃないかと、それをむしろ心配しておるん  
です。ここであなたたちが費用対効果とか言う  
から、結局は、国の全体としては、高速道路を  
つくるには、ある学者の連中が極端なやつを、  
クマしか歩かん高速道路なんて書くわけでしょ  
う。それは考え方は一緒なんです。なぜ高速  
道路をつながにゃいかんかということと一緒に、  
なぜ教育にお金をかけなきゃいけないかとい  
うことなんです。ですから、こういう書き方を  
するのは、国だけを批判できないんです。我々  
だって身近な問題でこういうことを書いておる  
ということは問題だと私は思います。ですから、  
宮崎方式というのがあってしかるべきだと思

ますよ。皆さん、県庁職員で専門の技術官もここに相当いらっしゃるでしょう。一般事務の方は2～3年でぐるぐる回るわな。県土整備部かもしれないんですが、次は福祉に行くかもしれないし、いいけれども、技術者の皆さんは建設業に関係する人がおるわけですから。民間人を育てにやいかんわけですから、一概に仕分け委員会がやったからといって、これで、ああ、そうですか、そうしましょうなんていうのはいかがなものか。より残す方法、少人数でもいいから残す方法とこののを考えるのは一回もしなかったのか、その辺をちょっと。

**○持原管理課長** 先ほど説明しましたように、宮崎県がこれほど最後の一兵卒になるまで頑張った事業というのは珍しいのかなと思っております。そこは、県の直営である建設技術センターを母体として、青年協会の補完的な機能いただきながら今まで頑張ってきたというのが実情じゃないかなと。十分その辺は工夫をしながら、今まで存続し、一定の成果を上げてきた。過去にはそういう人たちが地域に戻り、地域おこし、あるいは地域のリーダーとして活躍するような場面をつくっていったんじゃないかなというふうに私は考えております。

**○萩原委員** こういう財政難ですから、相反することをやらなきゃいかんわけよ。一方では費用を削らなきゃいかん、一方では人材をつくらなきゃいかんわけですよ。ですから、今までよく引っ張ってきたとみずからを褒めるということよりも、逆に言えば、それでも宮崎県は頑張っているよというものを考えなきゃ、一步前進にならんわけですよ。最後のトリを宮崎県がとるんですよというんじゃ、それだったら全くほかの県が3年先、5年先だったら、1～2年違うだけの話ですよ。一方では財政難だから厳しい、

そこを何とか知恵を出し切れなかったのか、あなたたちほどの優秀な人材がそろっておるのに、そういう協力体制もあるというのに、できないのかなとか思うんですけどね。どうですか、ステージの高い県土整備部長。

**○野口県土整備部長** さっきから管理課長も言っていますが、本当に今までいろいろまで工夫してきました。また自画自賛と言われてしまいますけれども。さらに工夫をしていこうと、入る人もふやす、あるいは経費も抑えるということで、本当に県土整備部の中で知恵をとにかく出してきたという経緯がございます。今、結果として、こういう数字が申しわけないけれども出ていると。それを先ほどから話しているように、仕分け委員会のほうに報告したと。で、こういう形でのお話があったということなんで、最終的には県のほうでしっかり総合的に判断させていただきたいと思います。

**○萩原委員** 幾らここで議論してもやめるんですね。

**○野口県土整備部長** そのお答えは、存続について総合的に判断をさせていただきます。

**○萩原委員** 結局、腹の中ではそう決めておけば、もう委員会には出しなさんなよ。言ってるほうはむなしいが、ばかばかしくて。そうでしょう。ああだこうだとへ理屈を言ってやめるわけでしょう。仕分け委員会というのは何様なのよと言いたいですよ。私はそう思います。

**○横田委員長** まだ質疑がたくさんあるみたいですので、ここで5分間、休憩をさせていただきます。

午後3時43分休憩

---

午後3時49分再開

**○横田委員長** 委員会を再開いたします。

○外山良治委員 第1点は、青年隊は社会的役割が終わったということですか。

○持原管理課長 役割は終わったという記載があるのは仕分け委員会のことでございまして、私は、存続といいますか、非常に厳しい状況であると。

○外山良治委員 もう一回聞きますよ。産業開発青年隊の社会的役割は終わったということですか。

○持原管理課長 現状から報告させていただいておりますけれども、数とか財政負担の状況、そういう点を踏まえますと非常に厳しいという認識を示しております。

○外山良治委員 再度聞きます。社会的役割は終わったんですか。

○持原管理課長 今、在校生もいらっしゃるわけですから、そこまでは言うておりません。非常に厳しい状況であると。

○外山良治委員 仕分け委員会は後で聞きますから、というのはこういう順序になると思いますよね。あなたは、昨年からの件について協議してきたと、仕分け委員会に投げて、そしてそこで関所を通ると。そこに投げて判断をしてもらおうということなんでしょう。

○持原管理課長 仕分け委員会というのは意見を聞く機関でございまして、最終的には県として判断をしていくということでございます。

○外山良治委員 例えば、どうしても守らなければいけないこと、これは人数が1人でも2人でも、社会的役割が今後、必要ということであれば、絶対だれが何と言おうと守ると。社会的役割が終わったということで部として判断をして、それを仕分け委員会にかけて、一定程度そこで判断をしていただいて、後、県がその報告を待って、そしてこれは廃止をするというのが

行政ルール、システムということになると思いますよね、今で言えば。例えば医者のことを考えればわかるでしょう。現在、少ない。あなたの話を聞いていると私はわからんのですよ。ずっと聞いていますが。例えば、担い手の高齢化が進んでいくと。しかし、これは必要だと。技術センターの補完的役割、技術センターでは毎年、どの程度、こういった土木事業に従事する方々の育成が図られているのでしょうか。

○持原管理課長 建設技術センターでやっておりますのは、1つは県と市町村の技術者の養成、もう一つは、先ほどから言うております青年隊の運営を通じての技術者の養成、それともう一つ、試験検査というのを、公共事業における材料試験、そういう3つの大きな機能がございまして。一番最初に申しました市町村あるいは県の技術者の養成といたしましては、18年度で約800名の技術者の教育というのをやっております。青年隊といたしましては、ことし、今、21名の在校生がいらっしゃいます。県全体としては建設技術推進機構で民間技術者の養成というのをやっているところでございます。

○外山良治委員 だから、社会的な役割というのは終わったということでしょうか。

○持原管理課長 青年隊の部分に関しましては、経費も多額にかかっている状況ですので、非常に厳しい状況にあるということでございます。

○外山良治委員 産業開発青年隊の社会的役割は終わったということがなぜ言われんですか。それはなぜかということ、ほかでも技術習得をする場はあるから終わったんですと、なぜ、それが言われんですか。

言えないということであれば、何が問題であったかを検証して、そして、宮崎県の土木技術というのを若い青年がそこで学んで、たかだか30

人、40人でしょう。しかし、これは社会的役割は絶対果たしていただかなければ困るということであれば、10人にすればいいことでしょうか。また、そうあってほしいと。僕は技術というのは最も尊重すべきだと思うんですよ。個人的で恐縮ですが、私も両足をなくして、技術で生きていこうと思って職業訓練校に行きました。だから今があります。土木技術というのは私、全くわかりません。しかし、技術をつぶすということは国家をつぶすということにもなります。あなたは先ほどから社会的役割が終わったとは一切言っておりません。必要であれば、どれだけお金をかけても私は継続すべきだと思います。そして、あなた方が必要であるということを経験すれば、仕分け委員会に諮ることもないでしょう。仕分け委員会でのメンバーは私もわかりませんが、例えば、ここは土木職員ばかりですから、自分たちの仕事、これは最も大事だと、いざ鎌倉といったときには、おれたちが一番先に出て、そして復旧工事というものをやるんだと、例えば、市役所にも技術屋が年々少なくなっていて、設計するのも全部委託だと。そして、水道局の職員なんか、現場の人と話をするとちんぷんかんぷんでわからんと、こういったさま変わり、いろんところで起きていますよ。私は、この是非は別として、社会的役割というものが今後必要ということであれば、どれだけのお金をかけても守るべきだと。しかし、それにかわり得る技術習得の場があればいいと思います。自信を持ってあなた方がそれを言えれば、役割が終わったということを書いていいと思います。しかし、あなたは、そのことをさっきから1回もおっしゃっていないから、どうも私は疑問が残ります。以上です。

○武井委員 重複するところがありましたら、

お許してください。青年隊の資料をもらって、非常に奥歯に物の挟まったような形で物が書いてあるなということなんですが、確認なんですけれども、先ほど、総合的に判断しますというようなお話が部長からあったんですが、この書類を見る限りにおいては、もう廃止したいというのがふんぷんと伝わってくるというか、そうとしか解釈のしようがないような内容なんですけれども、基本的には、これを素直に読めば、県は本年度で産業開発青年隊をやめたいんだなというふうにしかとれないんですけれども、そのような理解でよろしいでしょうか。

○持原管理課長 繰り返すことになりましてけれども、仕分け委員会の最終的な報告、あるいはこういう厳しい状況等を踏まえて、最終的に県として判断をさせていただきたいということでございます。

○武井委員 多分、そういうお答えだろうなどは思ったんですが、ここは青年隊のことですから、仕分け委員会のことは別になるんで、余り長く言っただけだと思ってしまうんですけれども、仕分け委員会には仕分け調書ですかね、さっきお話があったと思うんですけれども、そういうものを出されたということなんで、それはぜひ、また一度見せていただきたいと思うんですが、実際にこの仕分け委員会で青年隊に対しての議論は大体どれぐらいの時間あったんでしょうか。

○持原管理課長 この事業に関しましては約40分でございます。

○武井委員 40分ということで、実際に、例えば現場の方であるとか、OBの方とか、特にそういう方に来てもらってということではなくて、管理課のほうで出した資料だけで議論があったという理解でいいですか。

○持原管理課長 今回の事業仕分けにつきまし

ては、全庁的に300の事業が財政主管課を中心に選定されておりまして、それを主管部のほうで説明をして、その評価をいただくという仕組みでございます。

○**武井委員** 後で調書とあわせて県土整備部からどの事業を仕分け委員会に出したのかということ伺いたしたいと思います。というのは、これを見まして、仕分け委員会というものが、私もいろんな県とか市の委員会とかに入っていたりしたんですけど、行政としてやりたいことをするに当たって、さっき萩原委員から関所というお話がありましたけれども、そういうものに使われてしまう要素が非常に強いということがあると思います。そして、よくこの委員会なんかには大体メンバーがいつものとおりということで、県の御用学者と言ったら非常に言葉が悪いんですけども、そういう方がいらっしゃったりとか、そういうことも往々にあるんですけども、ですから、そういう意味で、この書類を見ますと、委員会の意見というのが非常に重くとらえてあるんですけども、こういう議論の持っていく方というのは、今後にあしき前例になるんじゃないかなという危惧を非常に持っております。ですから、まず、この調書と、実際にどういう議論がなされて、できれば議事録等も含めて、今ということでは無理かもしれませんが、また次の委員会でぜひいただきたいと思います。

○**持原管理課長** 後日、差し上げたいと思います。

○**蓬原委員** この青年隊は、具体的に聞きますが、もし、廃止されるという方向を出された場合、何か条例変更とか、議案として上がるんですか。それとも執行権の中で処理できることなのか、一応、確認をしておきたいと思います。

○**持原管理課長** 最終的には、公の施設になっておりますので、その辺での議会の議決というのは必要になるというふうに思っております。

○**蓬原委員** 隣からは条例という話があるんですが、この前聞いたところでは、条例は要らないんじゃないかという話があったもんですから、一応、念のため確認をとりました。大事なことですよ。

○**持原管理課長** 建設技術センターの機能として青年隊という機能が1つありますので、最終的には条例改正が必要かと判断しております。

○**横田委員長** ここでお諮りしますが、開会のときにお諮りいたしました日程では4時までということになっておりますが、時間延長してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**横田委員長** それでは、その方向でやらせていただきます。

○**萩原委員** 部長、こういう県の手法ですよ、事業仕分け委員会なるもの、こういうものをつくって、県は、いわゆる隠れみのにするわけですよ、本当言って。皆さんが直接ここに出すと、議会からわあわあやかましく言うから、議会にはここがこうして実際結論を出したんですよと隠れみのにすると言っても極論じゃないと思うんです。私、そう思うんです。だから、そういう問題は、今、県の中長期計画だとかいろいろ出ますよね、そういうのでも市町村では議会の議決が要る。県のは今、議会の議決は要らない状態になっているんですけども、そういう中長期的な計画をどんどん議会の議決なしにやっていけば、県議会の必要は何なのかと。そうでしょう。あなたたちが立場が逆の場合を考えてください。僕もあなたの立場だったら、今、管理課長のように、ああ言えばこう言う上

祐さんみたいにずっとやっていく。だから、お互いの立場になったときのことを考えれば、こういう事業仕分け委員会なるような隠れみのは余りつくらないほうがいい。皆さんが思っていることを素直にむしろ常任委員会に投げかけて、そして審議していったほうがよりいいということをお話を呈しておきますが、その後そういうものをどうするか知りませんが、次に進みます。

**○横田委員長** 今の産業開発青年隊に関しては、委員の意見を聞きますと、まだ納得できないところもたくさんあるようですので、きょうで結論じゃなくて、さらにまた検討をしていただきたいと思います。

**○萩原委員** 次に、最低制限価格についてお尋ねします。17ページを見てください。工事1億円の場合をモデルに書いてありますが、ずっと上のほうを見ていくと直接工事費6,200万円、共通仮設費に600万円、いわゆるこの2つを合わせて純工事費6,800万円、下のほうにずっと点線が来て、最低制限価格は7,000万～8,000万。結局、最低制限価格を7,000万にすれば、工事費1億円だったら70%ということで最低制限価格にすると、全く利益なんて出ないんですよ。結局、現場管理費から一般管理費、こういうたぐいは計算しちゃいけないんですよということになるわけですね。これでは、本会議で知事が最低制限価格を上げる方向で検討しますということでしたが、企業というのは、僕は本会議でも言ったように、予定価格に限りなく近いところで落札するのがいわゆる安定的な企業経営ですよ。そうすると、社員も非正規社員をふやすんじゃなくて、できるだけ正規社員を多くして、優秀な技術員も長期に採用して、いわゆる名義貸しみたいなことをしないで、企業のそれなりの税金も払ってやれるのは予定価格に近いほうがな

る。

きょうはマスコミの皆さんが何人かいらっしゃいますが、県民の血税を無駄に使っておるんじゃないかという批判があるもんだから、落札率が低ければいいようなことが一時はやっただけですけども、その工事を受ける人たちも県民、工事を受けた会社にはそれなりの従業員もおるし、その従業員には家族があって高校や大学にも出している。それなりの生活を保障してやらなきゃいけない。まして、ちょっと話は長くなりますが、非正規で雇っている農家の皆さんは、首を切られたり、リストラがあったり、仕事で賃金が安くなってきたために、ささやかな現金収入を農協の返済に充てようと思ったら、その農協に返済する金すら結局、首を切られて、ないと。建設業の負債額以上に農民の方々の負債額のほうははるかに大きいと言われております。そんなすそ野を支えてきたのも建設業の皆さんのすそ野の広い産業の一環だと思います。ただ、全体的なパイが減ってきたから、入札価格を下げればいいのかという代物じゃない。同じ県民が同じ県民をいじめることになるわけですから、やっぱりそれなりの人並みの生活ができるように、企業経営ができるように、最低制限価格を上げるべきだと思います。これが1点。

それと、もう一つは、予定価格というのを発表するがゆえに、結局、積算能力もない、言い方が悪いかもしれませんが、そういう技術者、能力もないところが仕事を受ける。それじゃなくて、予定価格を発表せずに、こうこういう仕事を出すんですよ、それで指名競争で入札させて、皆さん方が言う最低制限価格を上げておけば、より健全で、より優秀な企業が伸びると私は思います。この2つをお答えください。

**○野口県土整備部長** 今、2つのお話がございました。1つ目の最低制限価格の考え方ですけれども、本当に仕事がたくさんある時期と、今のように仕事が減ってきている時期、言いかえると過当競争になっている時期とだと、工事の品質を守っていくとか、あるいは県内の建設産業を育成していくというような観点からだ、やはり最低制限価格の考え方というのは変わってくるんだと思います。そういう意味で知事が答弁させていただいたように、最低制限価格につきましては、見直しをさせていただくということでございます。

それと、もう一つ、予定価格の公表時期の話です。これも、何度か事後公表、事前公表のメリット・デメリットの話をさせていただいて、事後公表にすれば、ちゃんと技術力があって、積算がしっかりできるところを選ぶべきだというのが正当なお話だと思っております。ちゃんと企業の技術力が評価できるような形になるわけですから、ただ一方では、デメリットで漏えいのお話ですとか、あるいは事務執行が不落やなんかがふえて多くなるという話がありますので、そういう課題をどうやれば少なくすることができるのかということを一方で検証・検討していくことが、我々にとっても今、必要だと思っております。

**○萩原委員** 予定価格の事前公表は、今、マスコミの皆さんいらっしゃいますけど、これがあればこそ、入札価格、入札率が何が%なんて県民をあおるような格好になるわけです。低いのがいかにもいいような書き方をして発表していくわけです。そうでなくて、正当な利益を出しているんだということで、それには予定価格は前もって出さないほうがいい。ましてや、積算ソフトなんて出回っておるわけでしょう。最低

制限価格と全くぴったりなんていう入札価格があり得るもんですか。予定価格を発表すればこそそれを使うわけです。予定価格がなければそれは使えないわけだから。仮にそういうのが出てきたら、どこかから情報が漏れておるといこと。それはすぐに調べればわかることです。ですから、予定価格を前もって発表するほうが、デメリットがはるかに大きいというふうに私は思います。ぜひ、そういうところで御検討をいただきたいと思います。

それと、こういう問題で管理課が中心で建設業界とのいろいろな話し合いをしていく、当事者ですからいろいろお互いに意思疎通をしていかなきゃいけないわけですが、その過程でいろんな問題が出ておるみたいですが、その中の一つ、いい方法なのか知らんけれども、建設業界と県が災害時等にいわゆる応援協定、それは、県から仕事をいただく立場だから、向こうから積極的に来て結んだんですよと皆さんはおっしゃるけれども、これは消極的な積極性。嫌だけれども、やらないと仕事をくれんから、災害が出た、自分の前をやったけれども、仕事はもらえるかもらえんかわからんわけですからね。その辺がなかなか厳しいところですが、建設業界との話し合いはうまいぐあいにはどうですか。どうですか。

**○持原管理課長** 御承知のように、3月に実施方針をつくりまして、今、4月以降、実施方針に基づいていろんな改革をやっております。そういう中で、私どもとしましては、それを検証しながらより改善していこうということにしております。そういう過程で、適宜適宜、建設業協会等、関係団体等とは引き続きコミュニケーションを図っていきたい、意見交換等の場を持っていきたいというふうに考えております。



○武井委員 不適切な事務処理の件、お伺いをしたいんですけれども、よろしいでしょうか。別冊のほうを見ているんですけど、現在残高はほとんどないですけれども、非常に残高が高かったところがあるんですけど、一番高いのは油津港湾事務所、それから串間土木、一つ一つ見ていきますとちょっと時間がありませんので、この2つを見ていきたいと思うんですけれども、結局、この2つというのは14年から19年の使用総額というのが、油津で823万、串間で453万というようなことがあるんですけれども、平たく言いますと、年に油津ですと150万ぐらい、串間で言うと年に80万ぐらいというふうになるんですけれども、この主な使途というのを翻って下のほうを見ますと、串間のほうはテーブルを8台買いましたとか、青焼き室エアコンを買いましたとかということが書いてありまして、大体これが55万ぐらい。それから油津港湾のほうが事務用品、ハンディカムを買いました、冷蔵庫を買いました、DVDを買いましたということで、やっぱり55万ぐらいと出ているんですけど、こんなものは毎年買うようなものでは当然ないと思うんですけれども、そうしますと、例えば、油津港湾の年間に結局、150万ぐらい使用しているんですけれども、ほかのものというのは一体どういったものに使っているということになるのでしょうか。

○持原管理課長 油津港湾事務所につきましては、年度末等に限定することなく、年間を通しまして取引業者に「預け」を行いまして、納品させるという形態がとられておりました。このため、取引のすべてを不適正な処理額として計上したものでありまして、一般的には事務用品等ということになっております。

○武井委員 主な使途というところを普通見ま

すよね。そうしますと、ああ、こういったものを買っているんだなというのがわかるんですけども、逆に言えば、ここの中には50万ぐらいしか入っていないくて、実際に823万入っているということは、基本的には、予算で請求したものは全く違う使い方を恒常的にやっていたという理解でいいということですね。

○持原管理課長 一定のもの以外、事務用品的なものを恒常的に通常の処理手順を経ることなく購入していたということでございます。

○武井委員 それを聞いて、例えば、私的流用があったかなかったかというような話もありますけれども、実際に823万というお金を恒常的に「預け」をしながら使っていたと。主な使途としては50何万しか上がっていないという中で、これだけを見て私的流用はありませんでしたなどというのは、これをにわかには信じるといえるのはとてもできないと思うんですけれども、これは全部、内訳みたいなものを提出していただくということはできますか。

○持原管理課長 例えば5ページに記載しておると思います。

○武井委員 5ページに記載してあるんですけど、5ページに記載してあるのはクリープだのお茶だのというのは全部で40万もない金額ですよ。ですから、要は、油津港湾事務所は、平成14年から19年で裏金の使用総額が823万円あるわけですよ。平たく言えば、油津港湾の不適切使用というのは年間にしたら150万ですよ。それで、主な使途のところに出ているハンディカムだの冷蔵庫だのレコーダーを足して50何万、それに後ろのほうのクリープだの何だのかんだの、これが40万としても、せいぜい100万足らずですよ。ということは、結局、残りの七百何十万だかというのはここでは全くわからないわ

けですよね。

○持原管理課長 公的な支出として認められているものもあるわけでございますので、この場合は恒常的に「預け」という形態がありましたので、全額を計上させていただいているということで御理解願えますでしょうか。

○武井委員 ただ、それが公的かどうかというのは、少なくともこれを我々が見ただけではわかりませんよね。であれば、それは全部、当然、数字を積み上げた結果としてこの金額が出ているということであれば、何らかの表にまとめているのではないかと思うんですが、それを全部出していただくということはできますか。

○持原管理課長 そこは、私どもも現場に33人の職員を派遣して、その辺、嚴重なチェックもしましたし、帳簿のないようなものにつきましては、庁内委員会のほうから要請をして、支出の証拠書類等を業者さんのほうからいただいているように、綿密なチェックをした上での結果ということで御理解いただけますでしょうか。

○武井委員 例えば、この部ではないんですけれども、南那珂農林振興局のものとか、正直言いますと単価が非常に怪しいようなものとかいろいろあったわけですよね。とにかく、皆さんが調べて数字を積み上げた結果、例えば、これが幾らでこれが幾らでという、その積み上がった結果がこの金額になっているということであれば、何らかそれはまとめてあるはずですから、それを見せていただくということはできるんじゃないかと思えますけどね。

○持原管理課長 提出することは可能でございます。

○武井委員 わかりました。ぜひ。実際に具体的にどういうものを幾らで買ったというのを全部、特に、油津港湾は金額が非常に大きいので、

その辺を見せていただかないと、すべて適正でしたということ、これで納得をするというのはできないと思っております。それはそれで提出いただくということで、お願いします。

引き続きなんですけれども、油津港湾なんですけれども、全庁的なところでもあったんですけれども、実際に823万円もずっと裏金として使っているというのは、ほかのところの土木事務所とかと比べても、特にここだけが突出しているように思うんですけれども、この何といいますか、ガバナンスといいますか、管理のあり方というのは非常に重大な欠陥があったのではないかというふうに見えるんですね。ほかのところと比べると極端に違いますから、その辺というのは一体どのような管理体制がここにはあったんでしょうか。

○持原管理課長 調査いたしてみますと、その辺のあしき慣行といいますか、長年の慣行として行われておって、その辺の職員の認識というのが薄かったという実情にあらうかと思えます。

○武井委員 ただ、当然、これは5年間ですから、人事異動もあるわけですよね。異動がある中で、もちろん、技術職の方は例えば土木事務所に異動された方もあるでしょうし、本庁の県土整備部に戻ってみえた方もあるでしょう。また、事務職であれば別の部に異動したという方もあると思うんですけれども、そういったさまざまな異動がこの5年間に起こっている中で、ここだけ突出しているというのは、ここに何らかの特殊な要因があったのではないかというふうにも感じるんですけれども、ほかのところもあるんですけど、ここだけが突出的に多いというのは何か理由は考えられますか。

○持原管理課長 やはり組織的と申しますか、継続的にそういう処理がなされておったので、

そういう全額を不適正なものとして計上しているということでございます。その辺のあしき慣行と申しますか、なれと申しますか、その辺の事情があったのかなと思っております。

○武井委員 わかりました。とにかく、油津と串間が金額が多いんで、この2つについてはすべての内訳を見せていただくということをお願いをしたいと思います。その上でお話しさせていただきたいと思っております。以上です。

○横田委員長 それでは、資料提供をよろしくお祈りします。今の資料はいつぐらいまでに出せるでしょうか。

○持原管理課長 火曜日の一番ということでしょうか。

○横田委員長 それじゃ、委員全員にお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後4時17分休憩

---

午後4時20分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

先ほど、武井委員から資料提供の要求がありました、油津港湾事務所と串間土木事務所の資料の件、それと、仕分け委員会の県土整備部として提出された項目の提供を来週火曜日の朝一番でお願いいたします。

○蓬原委員 手短に簡潔にいきますが、不適正な事務処理の件ですが、予算上、款、項、目、節とありますよね。款、いわゆる議会、総務、民生、衛生、労働とあるんですけど、款を超えて支出があったものがあるわけですかね。

○持原管理課長 それは基本的にないと理解していますけれども。

○蓬原委員 ないですか。例えば、土木でいえば災害復旧というのがありますよね。あれもた

しか款ですよ。災害復旧のやつが、例えば、こちらで使われていたというようなことはないですか。あるいは農林水産業費がこっちに使われたとか、例えば、出先の関係で南那珂農林振興局のやつが土木に使われたとか、そういう款を超えてというのはないですね。確認です。何かあったような気がしたんで。

○持原管理課長 油津港湾等の支出におきまして、一部、亜熱帯作物支場の用途に供されている部分がありますので、そういう意味では款を超えているものも一部あるところがございます。

○蓬原委員 これは、たしか、公会計処理上、款を超えてはいけないという何か法律上の縛りはなかったですかね。不適正な処理ですから不適正なんですけど、款、項、目、節の中の項の中の移動ならまだしもなんだけど、款を超えていったというのがちょっとどうかなという気がしているんで、確認ですが、法の裏づけは私はあったように記憶しているんで、そこまで超えてやっておられたのかということでびっくりしている部分があるんで、確認したところです。

○持原管理課長 一般的に議決項目といたしましては、御承知のように、款、項ということになっておりますので、そういう面では不適切な支出ということで考えております。

○蓬原委員 ですから、それが法の裏づけでしちゃいかんよというものがもし、あった場合は、議決だからということと、法の裏づけがあつてしちゃいかんという処理上の問題があつたときには、ちょっとまた趣が違ふのかなという気がしたんですが、そこはどうですか。

○持原管理課長 そういう面を含めて今回、そういう調査をし、不適正な支出として御報告がされているということで御理解願えますでしょうか。

○蓬原委員 では、それは置いておきます。

もう一つ、会計処理ですよ。例えば、単年度で決算が出ました。一応、帳簿上はこれだけ歳入があって歳出がこれだけあって、繰り越しが大体18億円とか15億円とかありましたということになっていますよね。我々に決算認定が出ました。ところが、実際は「預け」のお金があって年を越しているわけだから、そこには本当は繰越金は、プラス預け分があったということですよ。それが通年ずっといって、これで預けていたお金が、何ぼか現金が民間企業にあったはずですがね。それが今度は新たに入ってくることになりますよね。どこかの時点で一般会計に歳入として繰り入れることになるわけですが、その分についての会計処理というのはどうされるのかなと感じているんだけど、どうなるんですか。

○持原管理課長 現在高として業者さんに残っている金のことかと思しますので、その辺は全庁的に統一した取り扱いをするということになると思います。その辺はまだ現時点でどういう処理をするのか指示は来ていないところでございます。

○蓬原委員 ということは、具体的にどう処理するかというのはこれからちゃんと決めるということですね。

○持原管理課長 そういうことでございます。

○蓬原委員 わかりました。

○外山良治委員 私は全く視点を変えてお伺いします。これは事務局職員にも後でお伺いしますが、例えば、不正な会計処理というのは部内の問題であるわけですよ、その多くが。ここは商工建設常任委員会ですよ。款を超えてということは、この委員会は事務分掌条例に基づいて審議をしています。おわかりですよ。そ

の事務分掌条例に基づいて審議をした予算というものを、他の委員会の事務分掌条例に基づいての審議をしている委員会に、どこかで予算を移動すると、いわゆる条例違反ということになるわけでしょう。おわかりですか。

○持原管理課長 例えば災害費ということで支出をしましたと、それは災害費として会計予算上、処理はされておるわけで、その品物が別のところに行っていたとか、別の事務所に配分されておったとか、そういうことでありますので、そういう面で不適正であったと。

○外山良治委員 ほとんど理解されておりませんが、委員会条例に基づいて私たちは審議をします。おわかりですよ。それで私たちは認めるか認めないか、ここで決めます。それを他の委員会のほうに予算を移すということは、これは基本的には事務分掌条例に違反をするということになりませんか。これは、事務局、今までの判例ではどうなっていますか。こういった委員会条例をまたいでお金が動くというのは今までありますか。

○横田委員長 暫時休憩いたします。

午後4時28分休憩

---

午後4時31分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

○外山良治委員 不適切な事務処理ということではなくて、そういった場合、先ほど委員もおっしゃっておられましたが、これだけの委員会軽視、執行部サイドの問題であるというようなことで今までずっと言われてきましたが、議会に対する最大の侮辱、屈辱ですよ。私たちが委員会条例に基づいて審議をしたものを、ほかの委員会にお金を移すというのは私は聞いたことがありません。例えば、厚労省の予算を防衛省の

予算に使うということなんですよ。ちなみに、そのお金は幾ら農林水産のほうに移したんですか。その総額。委員会をまたがって移したお金。

○持原管理課長 高鍋土木事務所につきましては、12万3,153円、今のは農業試験場の茶業支場に行った分でございます。それから、油津港湾事務所につきましては、総合農試の亜熱帯作物支場37万3,800円と31万65円、以上でございます。

○外山良治委員 これは返してもらえるんですか。

○横田委員長 暫時休憩いたします。

午後4時34分休憩

---

午後4時49分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

ちょっとお諮りしますけど、火曜日に資料提供をしていただくことになりましたけど、それに対する審議を続けてするというところでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、県土整備部に関してのきょうの審議はとりあえずこれで終わらせていただきまして、また火曜日10時に再開したいと思います。

○野口県土整備部長 きょうも御報告させていただきました。いろいろ皆さんから御意見をいただきました最低制限価格についてでございますけれども、これからのスケジュール案がございますので、皆さんのほうにお知らせさせていただきます。

今現在は、引き上げ幅につきましては、先ほど御説明いたしましたコスト調査でございますとかをもとに、あるいは既に最低制限価格の見直しを最近行っております長崎県ですとか、佐賀県等の設定条件を参考にしながら、鋭意検討

のほうを重ねさせていただいております。見直しの時期について、スケジュール的なお話でございますけれども、できるだけ早急にということを考えてございまして、しかしながら、若干、ほかの公共事業関係の部を初め関係部局との協議でございますとか、あるいは建設業者への周知期間等も若干時間を要すということでございまして、できれば10月中には新たな最低制限価格につきまして実施をする方向で、現在、スケジュールのほうを考えさせていただいているということでございます。

また、業務委託のほうの最低制限価格の設定につきましても、10月中に何とか実施したいと考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

○横田委員長 それでは、本日の県土整備部を審査を終了いたします。お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午後4時51分休憩

---

午後4時56分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

ここで、委員の皆様にご相談があります。現在、道路特定財源については、昨年12月に閣議決定された「道路特定財源の見直しに関する具体策」を受け、年内には道路整備の具体的な姿を示した中期的な計画が作成されることとなっておりますが、この計画の内容によっては、本県の道路整備に大きな影響が及ぶことが懸念されるところであります。高速道路を初め、道路の整備率の低い本県にとって、道路整備財源の確保は今後の道路整備に大変重要となっております。ついては、国に対し、お手元に配付の「道路特定財源制度の確保と高速自動車国道等の整

備促進に関する意見書」(案)を提出したいと考えておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 御異議がないようでありますので、それでは25日の採決の後に改めて協議を行いたいと思いますので、それまでに文章等の御検討をお願いいたします。

続きまして、「入札・契約制度改革の推進に関する決議」についてであります。

これまで、当委員会では、この問題について意見聴取を行うなど、調査研究を行ってまいりました。その内容を踏まえ、お手元に配付の「入札・契約制度改革の推進に関する決議」(案)を提出したいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○武井委員 事前公表と事後公表というところなんですけれども、ここだけもう一回、会派でちょっと協議をさせていただきたいんですけれども、よろしいでしょうか。

○横田委員長 当然、持ち帰っていただいて、御検討をいただきたいと思います。

それでは、この決議につきましても、25日の採決の後、改めて協議を行いたいと考えますので、それまでに文章等の御検討をお願いいたします。

そのほか、何かありませんか。

○外山良治委員 1点いいですか。これは委員会として発議をするということであれば、できましたら、これがいいだろうということで委員会発議の場合には、本会議では常任委員長が提案をします。これは僕の個人的な意見なんですけど、幹事長会議でまとめた意見書は議運委員長が提案者になる。委員会発議の場合には常任委員長が提案者になって、そしてこれだけ重たい決議の場合には、案文朗読をしてもらいたいと。

これは個人的な意見として委員長のほうから諮っていただきたいというふうに思います。以上です。

○横田委員長 暫時休憩いたします。

午後4時59分休憩

---

午後4時59分再開

○横田委員長 委員会を再開をいたします。

その件も含めて25日の採決の後に協議させていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○水間委員 最低制限価格で今、話がありましたように、建設業と業務委託についても最低制限を考えるということですから、わからなくてもいいんですが、両方2通りあるわけですね。これについて、そのまま出てきたほうがいいのかも少し心配な感じがしますがね。

○横田委員長 それぞれの会派に持ち帰っていただいて、また案文は御検討いただきたいと思っております。

それでは、本日の委員会はこれで終了いたします。

午後5時0分散会

平成19年 9月25日（火曜日）

午前10時3分開会

出席委員（9人）

委員長	横田照夫
副委員長	田口雄二
委員	坂元裕一
委員	蓬原正三
委員	水間篤典
委員	濱砂守
委員	萩原耕三
委員	外山良治
委員	武井俊輔

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	高山幹男
商工観光労働部次長 （商工担当）	河野富二喜
商工観光労働部次長 （観光・労働担当）	後藤厚一
部参事兼商工政策課長	内栢保博秋
地域産業振興課長	工藤良長

県土整備部

県土整備部長	野口宏一
県土整備部次長 （総括）	濱砂公一
県土整備部次長 （道路・河川・港湾担当）	山田康夫
県土整備部次長 （都市計画・建築担当）	江川雅俊
高速道対策局長	岡田義美

管理課長	持原道雄
用地対策課長	小野健一
部参事兼技術検査課長	児玉幸二
道路建設課長	荒川孝成
道路保全課長	東康雄
河川課長	児玉宏紀
ダム対策監	小城文男
砂防課長	桑畑則幸
港湾課長	竹内広介
空港・ポート セールス対策監	立脇政利
都市計画課長	河野大樹
公園下水道課長	富高康夫
建築住宅課長	藤原憲一
営繕課長	藤山登
施設保全対策監	新川正文
高速道対策局次長	渡邊純教

事務局職員出席者

総務課主任主事	児玉直樹
議事課主任主事	古谷信人

○横田委員長 委員会を再開いたします。

21日の委員会にて要求しました資料につきまして、お手元に配付をさせていただいております。ちょっと読んでもらう時間をとったほうがよろしいでしょうか。——じゃ、しばらく読む時間をとらせていただきたいと思いますので、執行部の皆さん方、しばらくお待ちください。

暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

午前10時8分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

委員の皆様方の質疑がありましたら、お願い

いたします。

**○水間委員** 私は青年隊の流れを、議事録とい  
いますか、要求したんですが、まず、仕分け調  
書を見てみますと、(4) 期待される効果を含め  
る、(5) 事業の必要性や県が実施する妥当性、  
(6) 課題や今後の展開方向、これを見ますと、  
最後には若年の建設技術者の育成を図る必要が  
ある、そして、建設産業を取り巻く環境は厳し  
い、後継者としての若手建設技術者の育成を図  
る必要がある、ここを調書でうたいながら、委  
員会といたしますか、その中でどうしても費用対  
効果を言わなきゃならない。今後の問題とい  
うのは、本当に宮崎県がこれでいいのかという問  
題がこの仕分け調書の中でも言われているさな  
かでも、廃止の方向で考えなきゃいけないのか、  
そこあたり、もう一回お聞かせください。

**○持原管理課長** 先日もお話いたしましたと  
おり、戦後、20数県ございまして、それが国の  
補助金が廃止され、そして九州各県もそれぞれ  
取り組みをやめ、最終的には熊本県と宮崎県だ  
けになったと。熊本県としては今年度いっぱい  
の廃止を決定しておる、そういう周りの状況、  
それと、今、非常に建設業者、厳しい状況とい  
うのは十分承知しておるところなんですけれど  
も、過去の入隊者の状況を見た場合に、新卒者  
等を含めた18歳から26歳の方までの年齢構造を  
見た場合に、非常に少子化の影響で年代そのも  
の数が減っておると。そういう中で、社会経  
済状況の変化でかなりその年代の人たちが上級  
の学校、大学、各種学校等へ進んでいる状況が  
あって、建設産業への参入というのが就職者の  
5%ぐらいの状況になっている。そういうもろ  
もろの状況等を勘案した場合に、全寮制の今の  
形のままで継続していくには、財政的にかなり  
な負担になっている。宮崎県だけになってしまっ

ていると、そういうもろもろの状況を勘案した  
場合に、今のままで継続するというのは非常に  
厳しい状況にあるということでございます。

10月16日に仕分け委員会の最終的な報告も出  
されますし、あるいは当委員会で存続について  
の強い意見というのは十分承ったところでござ  
いますので、その辺、もろもろの要素を総合的  
に勘案して、最終的に判断していきたいという  
ことでございます。

**○水間委員** その調書の中にもいろいろな建設  
業界のアンケート、それから陳情・要望を含め  
た県民からの投書を含めて出ておりますが、青  
年隊の必要性に関するアンケートの結果、「必要」54%、「わからない」が40%、「不要」が6%、  
このことを見ても、やっぱり必要性ということ  
は調書の中ではうたってありますよね。それと、  
今、お話の中に、熊本がもう廃止するので、宮  
崎も廃止しなきゃならない全国的な流れがある  
ようだというようなお話が出てくるんですが、  
宮崎県が特に言われるのは、「陸の孤島」だと。  
宮崎県の産業全体を含めて、県全体が非常に予  
算的にも財政的にも脆弱な流れの中で、宮崎県  
として、独自のそういうモデルの学校をつくっ  
て教育したっていいじゃないかという根底に立  
てば、この前からありますように、費用対効果  
だけでこの問題を片づけるにはちょっと時期尚  
早じゃないかと。まだ知事が最終的判断をしな  
いんですけれども、今からされるんでしょうけ  
れども、この問題についてはもう一回検討を  
県土整備部としても、一つの若手の技術者の育  
成のためには、どうにかこれにかわるものも考  
えながら検討していただきたい。それだけ要望  
しておきます。

**○横田委員長** ほか、ございませんか。

**○武井委員** 御質問申し上げます。仕分け委員



会の質疑応答等を見ているんですけれども、この中で産業技術専門校との統合みたいなものというのはちょっと出てきていますけれども、全寮制というものが今、非常にニーズにそぐわないとか、そういった話も中にあるんですけれども、例えば、そういった全寮制みたいなものを少し見直すであるとか、一部委託をするであるとか、ことしからはこういう募集の工夫をしますとか、つまり、これ、話が百かゼロなんですよね。現状で残すか、やめるかという話になっているんですが、そういったさまざまな改善のための努力であるとか、ニーズを酌み取るための工夫みたいなものというのが非常に議論が少ないように思うんですけれども、そもそもこの仕分け委員会にそういうのは求められていないのかもしれないんですけれども、そういった工夫をしてこれをどうやって残していこうとか、そういった話というのはされなかったのか、また、そういう提案はされなかったのかということについてお聞かせください。

**○持原管理課長** 仕分け委員会におきましては、我々が今まで努力してきた部分というのは十分説明をしたつもりです。努力した部分というのは、例えば、試験のあり方等も見直しをしました。試験を従来2回行っていたのを1回、1日で済むというような取り組み、例えば、学科試験は国語と数Ⅰだけです、あと作文と面接、これを1日で終わらせるようにしました。それとか、年齢構成の引き上げ、従来は24歳まででしたけれども、これを26歳まで2年間延ばしました。あるいは募集の取り組み、例えば、高校が50数校ございますけれども、こういうところをまめに回る。しかもOB組織であります青友会の組織を動員して2年間、一生懸命回りました。あるいはマスコミ等を通じて、今、募集し

ていますよという話をあちこちで情報発信いたしました。そういうもろもろの取り組みの結果がこの20数名内外というところで、過去2年間、厳しい状況になっているということで、その辺のところは十分私ども、仕分け委員会では説明したつもりでありますし、また、資料のほうの3ページ、ここにいろんなアンケートを出しております、例えば、建設業のアンケート、「残してほしい」というのがかなり数字的には上がっておりますけれども、この辺のアンケートの状況等も十分説明をし、あるいはパンフレットを使って十分わかりやすく説明したつもりでございます。

**○武井委員** 青年隊が今まで山間僻地の道路整備とか、そういうことにいろいろ取り組んできたと思うんですけれども、だから残せということには確かに一概にはならないのかもしれませんが、青年隊が非常に今まで宮崎の県土づくりに貢献してきたということについては、どのような話をして、また、それは委員の方にはどういった形で受けとめられているのか、そもそもされたのかどうかということもあるんですけど、ちょっとその辺をお聞かせください。

**○持原管理課長** 例えば、資料の10ページ、質疑応答のところをお開きいただけますでしょうか。これは要約的に書いておりますけれども、例えば、建設業への就職比率はどれぐらいかというような御質問に対しまして、修了生の5～6割ですと、そして26年に国策として始まって、本県産業開発青年隊は全国に先駆けて設置されましたよと。設置当初は、先ほど、武井委員のお話にもありましたように、県内各地で、キャンプ生活をしながら、災害復旧とか道路建設などの地域開発を行いましたよと。それから、そういう人たちが、ここには書いておりません

けど、地域に帰って地域づくり等で十分活躍していらっしゃると思いますと、そういう御説明を十分したつもりでございます。

○武井委員 最後になりますが、これは財政課に聞いたほうが本当はいいのかもしれませんが、仕分け委員会の中でこのような形で廃止が妥当だというような——廃止が妥当といたしますか、役割が終わったと、6人中5人が必要ないという意見が出たということで前回あったんですけれども、何といたしますか、この仕分け委員会の意見というか、結論というものの重みみたいなものというのはどのようにとらえていらっしゃると思いますか。例えば、仮にこの委員会の中でもっと慎重に検討すべきだというような意見が出たとして、それとのプライオリティーとか、県土整備部としての受けとめ度合いの強さみたいなものというのはどういった感じなんだろうかと。

○持原管理課長 事業仕分けの制度そのものがことしから始まった制度でありまして、その辺、完璧に確立しているかということ、まだいろいろ制度を見直す部分もあろうかと思っておりますけれども、基本的には、仕分け委員会の意見を参考にして、その事業をどうするのが妥当か、それを最終的に県として決定していくということでございます。それは、当然、県議会の委員会のいろんな議論、そういうものも踏まえた上で、最終的な結論というのは出るというふうに私どもは考えております。

○武井委員 ありがとうございます。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

○外山良治委員 現状は、募集業務はしていないんですか。

○持原管理課長 先日、御説明いたしました、ことしの場合、そういう事業の見直しを検討

するというので、今のところ新規の募集については保留をしております。

○外山良治委員 前年であればもう始まっているんですか。

○持原管理課長 前年であれば、第1次試験が10月15日、第2次試験が2月13日で行われました。第2次というのは2次募集という意味です。

○外山良治委員 是非論は別として、もうここでいろいろ言っちゃってしょうがありませんから。私は、行政事務手続が非常にまずいと思うんですよ。もうおわかりだと思いますが、11月議会で同施設の公の施設としての廃止条例というものを提案することになると思いますよ。違うんですか。

○持原管理課長 10月16日に仕分け委員会の報告が出て、10月中をめどに最終的な結論を出すという考えでありますので、まだその11月、条例云々という話は現実的なものではございません。

○外山良治委員 課長さんがおっしゃることが現実的ではないですよ。私が申し上げたいのは、現在、募集事務をストップしている。時が流れると。仕分けがどうのこうのということには私はここでは触れません。議会と執行部ということを考えてみてください。まだその結論に達していませんということであるならば、廃止条例は2月議会ですか。2月議会に廃止条例をしたって、これは議会軽視になりますよ。廃止を前提として事務を続けながら、2月ごろ出して、議会が否決したらどうなりますか。これ、常識の範囲ですよ。僕はこの話を聞いて、テレビで見ました。その他の報告で伺いました。県議会と執行部との関係は何なんだろうと。普通であるならば、廃止条例を出して、しかし、その前に一切の事務手続を終了すると。そして、その

上で、例えば今議会、9月議会で廃止条例を出して、附則の中でこの条例は何月何日をもって始めると、それが普通のパターンですよ。課長、僕は執行部の今回の説明について到底理解ができません。例えば、私たちが議案が出たときに否決したら、公の施設としての条例は生きていますから、募集しなければなりませんよ。課長さん、どうですか。

**○持原管理課長** 非常に募集との兼ね合いで全体的なスケジュール、見直しの関係でおくれているということは私も十分承知しております。そういうことで、現実的には、10月中に最終的な結論を出して遺憾のないようにしたいということでございます。

**○外山良治委員** 課長、だれが考えたっておかしいですよ。出口を決めた上で議論をするというのは議会軽視でしょう。だから、もうちょっと議会というものに対して、これはトラブルが起きると、そういった程度のことは、頭のいい人ばかりですから、行政ルール、事務手続、そういったことをもうちょっと議論した上でやってもらわんと、議論をすること自体が何かむなしいですよ。本来ならば10月に試験をやつて、2次試験をやつてというふうに進めていまして、しかし、そういう手続はすべてしていませんということは、もう廃止でしょう。ということであれば、議会は、こういう執行部のやり方というのは我慢ができませんということであればみんなで話し合い、例えば11月議会に出された廃止条例にも否決しようということであれば、あなた方は総辞職になりますよ。その苦言だけ呈して、終わりたいと思います。以上です。

**○横田委員長** ほか、ございませんか。

**○萩原委員** 仕分け委員会なるもの、これは議会に了解をとらんでもいいんだろうけれども、

議会にそういう報告がありましたかね。

**○持原管理課長** 仕分け委員会の設置、主管課というのは財政課でございまして、基本的には、行財政改革の取り組みの一環として今回、この仕組みが制度化されたものでございまして、行財政改革の説明等で総務政策常任委員会のほうに説明が行われているというふうに聞いております。

**○萩原委員** 議会と執行部、執行部が議会に相談しにくいところを、仕分け委員会の名をもらっているところと、改革なのか改善なのかわからなくても、保証協会と銀行の関係みたいで、キャッチボールをしておるような気がするんですよ。あなたたちに強く迫ると、仕分け委員会でこういう報告が出たもんですからと。仕分け委員会は、僕、メンバーはわからないけれども、その辺のスタートが、何でもそうです。今まである既存のものをなくすととなると、抵抗しておるとか、そういうんじゃないんですよ。やっぱり必要なものは必要じゃないかと、おとといの委員会のときも言いましたけれども、人づくりに費用対効果という言葉遣いは余りなじまないんですよ。私は甚だしくそれはいかんと思うんですけどね。人づくりなんていうのは百年の大計でやっていかないかんわけですから、単に人間が減ってきたから、予算を少なくしてでも何かできはしないかと僕は思うんですよ。ですから、その仕分け委員会なるものが県のいろんな方向を決めていかなきゃいけないような重要なメンバーがそろっておるのか。そのメンバーを僕は知りたいよな。その辺はどうなんですか。前の委員会でも言ったと思うんですけどね。言っちゃ失礼だけれども、わけのわからん者が、仕分けして行ってですよ。

**○持原管理課長** 先日も御説明しましたけど、

まず、学識経験者というのが3分の1、11人いらっしゃると思います。例えば、公立大学の先生、公認会計士、みやぎん経済研究所、中小企業診断士等々でございます。それから3分の1が、8人ですけれども、公募の委員。これは一般的な公募の委員でございます。それから、各部の推薦といたしまして、大学の先生、あるいは各種団体の役員等々が3分の1という感じでございます。

**○萩原委員** 大体何でも審議会というのは、そのたたき台になるのは執行部が出すんですよね。そういう方向に持っていくわけやな。僕も長年やっておるからわかっていますけどね。全くさらで、さあ、どうぞ、見てくださいということはないわけですから。これは当然、仕分け委員会の人もそれなりの頭脳を持った人だから、ああ、こういう数字だったらこれはもう閉鎖せにやいかんわ、全国でも熊本と宮崎で、熊本もことしいっぱいで閉鎖するらしいから、今の方向性として、せざるを得ないような資料を僕は出しておると思うんですよ。また出さざるを得ないんだろうけれども。その仕分け委員会というのはそんなに重要な問題を、先ほど外山委員も言いましたけれども、ちょっと順序が逆なところがあるような気がしてならないんですけどね。あえて議会軽視という言葉は彼は使ったけれども、我々県議は何なんだと僕は非常に思うんですけどね。いろいろ言ってみたところで、あなたたちは絶対変えないわけでしょう。それはもう突っ張るわけですからね。大義名分を言えば、銭がかかり過ぎじゃないかということになるわけですから。その辺をもう少し、人づくりとは何なのかということから考えていただきたいと思うんですけども、僕はそう思いますよ。この前の委員会のときも話したんですけどね。

技能者をつくる場所は大学もあれば高学歴のところもあるでしょうけれども、即実践に活躍できる、言うならば、物づくり、人づくりの部分も大きく担っていると思うんですよ。その辺を早々お金がかかり過ぎるからだけで片づけていいもんだらうかと。私は今の経済至上主義というのはどうも気に食わないんですけどね。公のする仕事というのは損得勘定だけじゃないはずなんです。あなたたちもそれは十分わかっておるだろうと思うけれども、その辺の考え方を部長、一言。

**○野口県土整備部長** 先ほどから説明していますように、あるいは先週の金曜日の委員会でお話ししましたとおり、県としても、若手建設技術者の育成というのは引き続いてやっていかなくてはいけないと。先ほどから御質問にあるように、コスト面で1人当たり経費がかなりかかっているということも事実だと思っています。そういう面で、トータルで、若手の技術者を引き続き育成していく方法というのは、引き続き検討をしていかななくてはいけない、そういうものも含めて、県としての最終的な判断というのを皆さんの意見を聞きながら、やっていくんだと思っております。

**○横田委員長** ほか、ございませんか。

**○外山良治委員** 今、部長が1人当たり500～600万かかっていますという表現を使われたでしょう。そういったことは余り言わんほうがいいと。というのは、金曜日にも出しましたが、マリーナで1そう当たり500～600万でしょう。こっちは価値がある、こっちは価値がない。一方は続けます、一方はやめます、論理的矛盾でしょう。今、話を聞いておって黙っておこうと思ったんですが、だんだんまた頭に来て。だから、そういった表現だけはやめてください。苦言を呈し

ておきます。以上です。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

○水間委員 ちょっとここだけ聞きたいんですが、今、60人定員であれば、これを半分の30人定員だったらどうなるんだとか、その存続については、そんな論議はしたことがあるのかないのか。それと、今後考えられるのか、ちょっとそこを。

○持原管理課長 私たちも、この間の説明資料に書いてありますような、例えば産業技術専門等あたりと統合をする、あるいはほかの機関への委託を考える、そういう中で縮小という案も十分検討をいたしました。ただ、60人を30人にいたしましても、基本的な経費というのはほとんど変わらないというようなことで、規模縮小のメリットといいますか、財政貢献というのは少ないという判断をしたところでございます。

○横田委員長 それでは、先日も言いましたけど、きょう出てきました意見も参考にさせていただきながら、最終判断をお願いしたいと思います。

○坂元委員 1つだけ教えてください。けさの宮日の投書に、県議会も裏金を見抜けなかった責任があるというふうに言われるので、これはどうも我々が見抜けない仕組みになっておるんですよね。ただ、今、油津港湾なんかを見ると、数字がぴちっとゼロで最後は終わるんですよ。我々が買い物をしてもなかなかこうならないんですが。ただ1つだけ、ごみ袋は海岸の清掃か何かに使うごみ袋のことですか。

○持原管理課長 御指摘のとおりでございまして、いろんなボランティア活動で配布をするごみ袋でございます。

○坂元委員 それが数量51で1万710円のもあれば、1個で1万500円もあるんですが、これはど

ういうふうな数字の仕分けですか。

○持原管理課長 ごみ袋の場合は、サイズによってかなり金額に差があるようで、そういうことで御理解をいただきたいと思います。

○坂元委員 我々が日常的に使うのは、45リッターペール用ごみ袋というやつで、50枚入っておるやつもあれば10枚入っておるやつもあるんですが、1つで1万500円もするごみ袋というのは、何かトラックでも入れるような……。

○持原管理課長 従来から説明しておるんですけども、我々の事務所のほうに裏づけとなる資料が残っていない。したがって、今回は各業者さんへの御協力を十分いただいて、最終的に業者の帳簿等で確認をせざるを得なかった。それはもちろん、個々のものについては十分私どもは調査し検証しているんですけども、その業者さんの把握しておる単位が、例えば、1箱であるとか、そういうことで単価的に、10枚なら10枚ということで規律的に整備がされていなかったということでございます。

○坂元委員 実は、次の決算特別委員会の資料にしたいというのは、なぜかという、その業者さんが明らかになっていないから、業者さんと呼ぶしかないというふうになるわけですね。そうすると、このゼロゼロがついている、業者さんから出た、端数が全くないこの領収証は全部あるわけですか。

○持原管理課長 今、口座振り込みになっておりますので、そういう面での領収証というのはない。

○坂元委員 消費税も別の欄に書いてありますが、何でこれだけ全部つくんですか。蛍光ペンなら蛍光ペン1本当当たりの単価というのはこの資料には書いてないですね。ぶっ込みで書いてあるからですよ。うちのかみさんの家計簿を見

たって、こういうふうにはなっていないんですよ。必ず端数が何円というのがあるんで。何で官公庁だけゼロゼロと計につくのかなど。つまり、業者がサービスしているのか、それとも納入先がサービスしているのか、どっちが数字を合わせているのかということです。これは決算でも聞きますけど。

**○持原管理課長** ここに上がっている数字というのは、基本的なもとデータといたしましては、業者さんの帳簿に上がっておった数字を私どもが一つ一つチェックしていったという過程でございます。もちろん、その過程で一定程度ほかの市場価格等に比較して、一般的に7%であるとか、8%であるとか、9%であるとか、そのオーダーぐらいで高くなっているような全体的な傾向もありますので、正当な法的な支出と判断されたものにつきましても、その辺を勘案しながら返還を求めていくと。それは職員全体で負担していくというような整理がなされておるようでございます。

**○坂元委員** 消耗品等については、現在、その品物があるかどうか確認できないということでしょう。

**○持原管理課長** ほとんどが消耗品でございますので、それというのは、各事務所で使用している部分がございますので、ぴったり幾ら残っているというのは難しいかと思えます。

**○坂元委員** 極端に言えば、業者の言うことを丸のみしているということでしょう。

**○持原管理課長** うのみということではございません。もとデータとしては業者さんの帳簿を協力して出していただいて、私ども職員も、あるいは庁内の委員会等もそれを一つ一つ入念にチェックいたしまして、これは公的な支出としてやむを得ないなという判断をし、あるいはこ

れは不適正ということで返還の対象に含めたり、そういう仕分けを十分いたしたところでございます。

**○坂元委員** コーヒーとか、そういうものは不適正だけど、その他の消耗品は適正だと。が、インボイスはない。要するに、ただ業者がこれだけ納品しましたよということのそれがあるだけだということでしょう。それしかないということですね。

**○持原管理課長** その辺は繰り返しの答弁になりますけど、その帳簿をもとに、それぞれ厳重なチェックをし、調査をし、これは公的支出として妥当なものだという判断をし、あるいはこれは不適正だという判断をしたところでございます。

**○坂元委員** 消耗品については現品がないわけだから、照合はできないわけですからね。業者の言うことを信じるしかないということですが、青焼き機のレンタルはなぜ不適正なんですか。

**○持原管理課長** これは、青焼きの機械を事務所に設置をしまして、それで青焼きの図面を焼いていたということなんですけれども、レンタルという形でやっておったんですけれども、その財源が、需用費等で毎月償還していくようなシステムをとっておったので、これは「書きかえ」であると。需用費ですので、消耗品を買ったように見せかけてレンタル料を払っていたということでございます。

**○坂元委員** 我々が予算用語で言う、要するに流用ですね。それはそんなに難しい問題じゃないと思うけどな。不適正とまでは言えないような支出だと思うんですがね。もっと不適正なのかあると思う。それはまたやりますから、いいです。

**○萩原委員** 委員会資料別冊の5ページ、延岡

土木120万で小中学校に預けの振りかえ（事務用品）、延岡土木が120万で50万、20万、20万、30万とあるんですが、この50万振りかえたその内容は、県土整備部では把握しておるわけですか。

**○持原管理課長** この件に関しましては、小中学校が絡むということもございまして、組織的にやられていなかったと。最近、学校の事務職員と県職員の交流というのが盛んに行われておりまして、そういう人的なつながりの中で行われたものでございまして、組織的に小中学校を所管しております市町村とは直接関係がなかったということもございまして、これは外部委員会あるいは庁内の委員会で独自に調査をされた結果、振りかえについては適正でないけれども、支出につきましては、それぞれ事務用品が購入されておったという確認を庁内外の委員会によってしたということでございます。

**○萩原委員** 延岡土木事務所の管内の小中学校だろうと思うけど、想定されるところ、取引業者も同じ業者だろうと思うんです。例えば、事務用品を小中学校に入れる業者と土木事務所に入れる業者が一緒じゃないかなと思うんですよね。職員の皆さんの交流が——大したもんですね、こんなことをやるんだから。びっくりするんだけど。その辺は、土木事務所から出ておるわけだから、この中身をおたくのほうから一応聞く必要があるんじゃないかな。どういう中身に使っておるんですかと。

**○持原管理課長** これにつきましては、適正でないということで、すべて返還対象に含めたところでございますので。

**○武井委員** お伺いします。裏金、不適切資金の関係なんですけど、先ほど、坂元委員のほうからも少しあったお話ともちょっと関係するんですが、実際に単価がすごく大事だと思うんで

すけれども、これ、全部、今、一つ一つ見ていくのは時間がないにしても、例えば、電卓なんか非常にいっぱい買ってあるんですけど、42ページでは5個で2万円ということは、1個4,000円になる、これも普通の電卓であれば非常に高いと思うんですが、29ページでは1個を7,500円で買ってみたり、前のページでは4個が3,000円ですから同じような値段で買ってみたり、ですから、実際にこの物が本当に適正な金額で購入されたのかということまで確認をされているのか、例えば型番みたいなものを見れば大体今、これが市場では幾らというのはわかると思うんですが、そういうことまでされたのか。ましてや、それが現物がなければ追跡のしようもないということになると思うんですけれども、実際にその辺まで含めて、それぞれの金額の妥当性ということまでちゃんと調査が及んでいたのかどうか。

**○持原管理課長** 計算機でちょっと高いのがあるというのは、県土整備部の場合に、いろいろ設計等をする場合に関数的な機能が付加されているようなものもありますので、比較的高いものもあるのかなという感じはしております。ただ、個別の金額を見た場合に、確かに、全庁的な報告書のほうにも記載されておりましたけれども、7%から9%内外で高い傾向にあるというようなこともございまして、公的な支出と認められたものにつきましても、15%でしたか、返還の対象に含められているところでございます。

**○武井委員** 電卓については、確かにそういうものもあるだろうと思いますが、ただ、関数電卓というのは関数電卓と書いてあったりとか、今、いただいたばかりですから全部見ているわけではないんですが、私どもの全員協議会で

西村が指摘をさせていただいたんですけれども、あると言っているわけじゃないんですよ。あると言っているわけじゃないんですけど、例えば、キックバックの問題とか、いろんなものというものが結局、単価的なものを見ても、数字だけ、帳簿だけを見て合っているということでも、それが無いとは断言できないのかなというふうには思っています。

もう一つ、コピー用紙なんですけど、コピー用紙がえらい大量に購入してあるんですよ。例えば、41ページで数量が100で30万円コピー用紙を買って、その下でまた2万円、3万6,000円と、この月だけで35万6,000円再生コピー用紙を購入しているわけですよ。これは何のことかなと思ったら、一番最後の15年の3月に何か返品とかいうのでまた返したりとか、非常に動きが不明確ですし、そもそもが普通、30万円も買うということであれば、何からの30万円買う需要があって買うということだと思んですけど、これを見ると、結果としては何か丸々返したりとかというふうになっているわけですね。この辺の物の動きみたいなものというのは非常に不信を感じるんで、この辺をちょっと説明をしていただきたいんですけれども。

○持原管理課長 油津港湾事務所につきましては、先般も御説明しましたけれども、日常的に「預け」による簡易な処理が行われておったということで、再生コピー用紙のところにつきましては、予算消化というようなことで安易な発注が行われたのかなど。それを、それほど必要ないということで、後から返品という形で整理をしたということかなというふうに思っております。

○武井委員 例えば30万円のコピー用紙といったら、量だけでも大量に当然なると思うんです

けれども、こういうものは実際に文具店から油津港湾に納品されて、それをまた返したのか、それとも、ずっと文具店の倉庫の中であって、実際は帳簿上の動きだけで、物の動きはないということなんですか。物すごい量だと思うんで、これは調べればすぐにわかるんじゃないかと思うんですが。

○持原管理課長 これは実際に納品があったというふうに報告を受けております。

○武井委員 すごい大量な量ですから、あればあったということになると思うんですけれども、その辺が実際に受け取った、返したというのは非常に不信を招きやすいと思います。もちろん、今いただいたことですから、これ、また一つ一つ見ていかないといけないと思うんですけれども、内容的には大部分のものは正当なものなんだろうなというのはわかるんですけれども、この辺には非常に疑問を感じますし、油津港湾の組織のあり方みたいなものというのは相当問題があったんだなというふうに感じた次第でございます。以上です。

○萩原委員 部長、薄いほうの資料の3ページ、「書きかえの状況」というところを見てください。串間土木、建設技術センター、いわゆる今の知事が就任して、就任のあいさつのときに「裏金はありませんか」という問いかけをした。これが1月ですよ。そして、4月になって都城の事務所で裏金があったと発覚して、テレビから新聞からいろいろ書いた。その後、串間土木事務所は19年5月8日に最終取引、建設技術センターは19年5月14日、その後までやっているわけですよ。こういうのが私は問題だと思います。結局、過ちを改めざる、これ、すなわち過ちと言う。今までの間違いでしたから、これからは新たな気持ちでやりましょうという



ときにまだやっておるわけですよ。こういうところが僕は問題だと思うんです。その辺はどう感じますか。私は、本会議で朝礼が必要だと言ったのはそこにあるんですよ。そういうのを各職場で、知事が就任あいさつでこういう話がありましたよと、気をつけなきゃいけませんよと。あるいは発覚したと。そういうのを毎日とは言わんから、週に1回、月曜日ぐらいは朝礼をして、そういうものはやっていかないと、何千人という職員にトップが考えている、あるいは部長が考えていることを伝達するというのは、今は文書の洪水でしょう。「インターネットでやっております」、そんなんではみんなの意思統一はできないと思いますよ。そういうことも含めてお話を聞かせてください。

**○野口県土整備部長** 御指摘のとおり、申しわけないことで、本当にこれは意識の徹底というものが図れてなかった結果だと思っておりますので、不適切な事務処理の関係だけじゃなくて、さまざまなことで徹底を図るような形にさせていただきたいと思います。

**○萩原委員** 本会議でもなかなか朝礼をするとは言わんのですよね。自治労といろいろあるんだろうけれども、8時半にしたらどうか、5分だけしたらどうかと言えば、いや、県民の皆さんが窓口に来たらどうのこうのと。あなたたちは頭がいいんだろうな。そういう伝達、連絡がぴしゃっといけるとするのは。民間のトップ企業というのはどこでもやっていますよ。伝達を文書でやっている、いや、会議をやっております、こそこそそと横の部屋でやっておるようですけどね。それで本当に全体に意思が伝達できるんかなと僕は思うんだけど、そこ辺も含めて、あなたたちというのはガードがかたいというか、あるいは我々を見下げておるのか、

朝礼なんてくだらんと思っておるのか、私はそのために「職場の教養」という本も出したんですけどね。本会議の後に皆さんに配ってもらったんですけど。こんなのは実にくくだらんと思っておるのか。やっぱり組合との関係でそういうのができないのか。どうですか。ひとつ、その辺をお答えください。

**○野口県土整備部長** 職員の意識の徹底の仕方という形になると思いますけれども、今、委員御指摘のあったように、朝礼というのも一つの手段だと思いますし、ほかにもいろいろなやり方もあると思いますので、すぐに伝えなくちゃいけないものもありますし、いろいろなやり方をうまく効果的に行いまして、こういうことがないように徹底を図りたいと思います。

**○横田委員長** ほか、ございませんか。

**○外山良治委員** どうしても私、理解ができないことは、例えば「預け」、部長、定義は何ですか。私がびっくりしたのは、一般的な預け、裏金というのが今、話題になっています。でも、条例違反であるということは全く話題には上っていません。きょうも私の先輩が宮日新聞で随分おしかりを受けました。おまえらは何をしているのかと。事務分掌条例違反行為をしたということは、まず、部長、お認めになりますか。

**○野口県土整備部長** 正規の手続を経て支出していないわけですから、御指摘のとおりだと思います。

**○外山良治委員** 部長、私が言うのはそうじゃないんですよ。例えば本会議で一番最初、この常任委員会を設置します、そのときに事務分掌というものが決まります。この予算は、例えば、この委員会に付託をする、付託された予算を他の常任委員会のほうにお金を上げると。こういったことは事務分掌条例違反なんですよ。それは

お認めになりますか。

○野口県土整備部長 そのとおりだと思います。

○外山良治委員 今の点は、これは委員長に要望いたしますが、常任委員会でこの件について、委員長会議を開いていただいて、対処対応というものを協議していただきますようにこの点については要望いたします。

○横田委員長 わかりました。

○外山良治委員 今、条例違反だとこれはだれが考えたって明らかですが、今までもこういうことが行われているということを私、全く想定できませんでした。正直言ってびっくりしました。これは、この常任委員会からほかの常任委員会のほうに予算を預けたというか、貯金か何かしてあるわけですか。

○持原管理課長 先日来のお答えとも関連しますので、ちょっと資料を配付させていただいて説明したいと思っているんですけども、よろしゅうございますか。

○横田委員長 じゃ、配付をお願いします。  
暫時休憩いたします。

午前11時2分休憩

---

午前11時3分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。  
資料の説明をお願いします。

○持原管理課長 真ん中のところを見ていただけますでしょうか。予算議案を提出いたしまして、左のほうに移りますけれども、それを常任委員会に付託いたしまして、常任委員会で審議をいたしまして、予算案が成立するということになります。そして、総務部長が予算を配当いたしまして、真ん中になりますけれども、私どもは各事務所へ予算を令達すると。例えば、今回でありますと、油津港湾事務所へ予算を令達

して、油津港湾事務所で予算を執行すると。これは款で申しますと土木費でございます。そして、実際は予算を執行いたしまして業者さんのほうが、下のほうになりますけれども、その物品を例えば総合農業試験場へ納めておったということでございます。したがって、予算上はちゃんと土木費のほうで執行がなされ、物が総合農業試験場へ行っておったということでございます。したがって、私、先日、そういう面で農業試験場に行っておる事象をとらえまして、款を超えた執行があったというふうに、ちょっと誤解を招くような発言がありましたけれども、予算的には土木費でちゃんと支出をしておるんですけども、物が総合農業試験場のほうに行っておったということでございます。

○外山良治委員 課長さん、それは詭弁も詭弁、余りそういうことは言わんほうがいいと思いますよ。例えば、厚労省の予算でF104ジェット戦闘機を購入しましたと、簡単に言うところのことでしょう。予算執行は私がしました、しかし、飛んでいる戦闘機はここで買いました、新田原に駐機しておりますと、それと一緒にのことですわ。保育園以下ですよ、今のは。

そして、まだありますよ。県教委の予算も買ってあげたんでしょう。どういうふうな順序になるんですか。県教委が買って下さいと言うんですか。教えてください。

○持原管理課長 教育委員会は関連しておりませんで、先ほども説明しましたように、最近、職員の交流というのが盛んに行われておりますので、その辺の担当レベルで、うちはちょっと予算が足りないので融通してくれないかというような話があったケースと、土木事務所サイドにおいて、予算消化のために、これだけあるんだけど、使ってくれないかという2つのケー

スがあったようでございます。

**○外山良治委員** 説明を受けている側が赤面しますよ。議会というところは、一々正確な言葉じゃなく、私が言うのは、県教委という表現をしたほうがすべてに共通するから県教委と言うまでであって、どここの何々の小学校の何々が、うちはお金がないからちょっと融通してくれますかと、そういう説明でしたよね。また、一方では、うちはお金がたくさん余っているから、何か使ってくれますかと、こういうことが行われていたということは恐ろしいことですよ。先ほど申し上げたように、これも議会というところが十分なチェックをしていなかったということと言われても仕方がないのかなというような感じも——余り言うとか何か苦しくなってくる。

先ほど申し上げたように、逆はないんでしょうか。こっちが買ってもらったというのは。

**○持原管理課長** 県土整備部に関してはございません。

**○外山良治委員** そうですか。以上です。

**○濱砂委員** さっき、武井委員からコピー用紙の返品の話が出ていましたが、もう言わんでおこうかと思ったけど、余りに出てきているものですから、43ページの3月末、30万、2万、3万6,000円のそれぞれコピー用紙返還の減額が出ているんですが、これを購入したといういきさつをずっとさかのぼって見てみますと、一番上のほうに数量2で再生コピー用紙を6,000円で購入しているんですよ。これが3月ですね。2月は2月の一番最後の欄に数量3、9,000円の再生コピー用紙を購入している。2月はコピー用紙を100と5と10、それぞれ30万、2万、3万6,000円のコピー用紙を購入している。これが返品分ですね。ところが、その上に、やはり数量3で9,000円の再生コピー用紙を購入している。15

年の1月には、下から8番目、数量3の9,000円の再生コピー用紙を購入している。12月にも下から3番目に4つ、1万2,000円の再生コピー用紙を購入している。毎月ずっと購入しているんですよ。11月も9,000円の再生コピー用紙を購入、10月は1万2,000円と9,000円の再生コピー用紙を購入、9月は9,000円の再生コピー用紙を購入、その以前も全部入っておるんですよ。一月に3こん包から4こん包、9,000円から1万2,000円程度。何でこのときだけがこれだけの30数万円のコピー用紙を購入して、また年末に返還をしている。しかも、この30数万円のコピー用紙の量といたら相当なものでしょうけど、それが保管してあったと。だったら、当然に油津港湾の上司も気がつくはず、職員もみんな気がつくはずだと思うんですけどね。どうも腑に落ちんから、この1点だけ。

**○持原管理課長** この帳簿というのは基本的に業者さんの帳簿をもとに数字を再生しております。そういうことで、その業者さんのすべての帳簿を私もチェックし、庁内の委員会でもチェックさせていただいております。そういうことで、この業者さんの整理として、30万を2月に納入し、それを返還というような形で年度末に整理がしてあったということございまして、ほかのトータルとか、それぞれの項目をつぶさに精査した結果、正しいという判断に至ったところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

**○濱砂委員** 数字上は管理課長がなされたわけじゃないからわからんのだろうと思うんですけどね。だけど、常識的に考えても、どうにも納得がいかん。こういうものが調査をされた結果として出てきておること自体が、本当に購入して、これだけのコピー用紙が油津港湾にあった

のかと。在庫として預けてあったんなら別ですけど、それがあったということであれば、職員が何人いらっしゃるかわかりませんが、特別大きい事務所ではないでしょうから、これは何かという話になるはずなんですけどね。だから、調査がここ辺までの調査なのかなというところも、これは管理課長に聞いたってわからんでしょうけれども、いろんなそういう納得のいかん部分があったものですから、答弁があれば。なければよろしいです。

**○持原管理課長** 私ども、今回の事態を非常に不適切という判断をしておりますので、今後、こういうものの一掃につままして、部内を挙げて、意識改革と今後の具体的な、予算消化というような問題もございました、その辺での対策といたしますか、県土整備部はもちろん、全庁的な対策を講じてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**○坂元委員** これは、さっきから出ているように、要するに2月補正が出てくるときに、需用費とかの節約によるものですかということで減額をして補正しますよね。そのときも実際、業者に金を預けているわけですよ。今度は、決算のときには目の100万以下についての説明は要らないということになっているから100万円以下にするわけですよ、2月議会のときに。それで我々はだまされているんだけど、知事も全協のとき、県民、県議会とかにわびたけれども、実際は議会被を欺瞞に陥れてきたということはだれもわびていないんですよ。だって、こうやって別なところで使っているのに、決算の審査のときはちゃんと使いましたと言っているわけだから、これほど議会被をだましていないということはないのに、議会被も余りだまされたという感覚がないんですが、次の決算のときにはぴちっとしたも

のが、消耗品費でも何でも支出が証明できる証票類は出せるわけですね。これは、この定例会でそういうのをちゃんと要望しておけよということを経長がおっしゃったんで、決算のときにはそういうようなのはすべて把握できる証憑書類は出せるということですね。

**○持原管理課長** 主管部のほうとも十分協議して、全庁的な対応になるのかなというふうに思っております。

**○坂元委員** 全庁的とは関係ないですよ。我々は商工建設部門しか受け持っていないんで、県土整備部として出せるのかということですよ。決算の資料ですよ。じゃないと、我々は今度は業者を証人喚問か何かには呼ばないと、実際、このコピー用紙はどうなったんですかということをやらないと、全然わからないわけですよ。その決算の年度によって違うけどですね。だから、あなた方は全庁的な調査で、業者名を全部隠しているわけでしょう。隠していることはしようがないなと思ってきたけれども、何もかも業者の帳簿によってこの資料が出ているとすれば、業者に聞かないと全然わからないでしょう。さきの仕分け委員会の委員をこの委員会に呼んで、どういう面でそういう結論を出したかということを知りたいのと一緒に、裏金の今出された資料の根拠は業者の帳簿だということになれば、業者に聞かんとわからんでしょう、あなた方に聞いたって。だから、そこ辺は、業者まで呼んでも、ちゃんとこれだけインボイスとか納品書とか領収証がありますよという、その証憑書類は出せるのかどうかということです。

**○持原管理課長** 県のほうの検査調書なり証票、会計上の書類というのは出せようかと思っております。

**○横田委員長** それでは、ほかの委員会との絡みもありますので、きょう、提出いただいた資

料に関するの質疑はこれで終わらせていただきます。

暫時休憩いたします。

午前11時17分休憩

---

午前11時22分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

県土整備部に対してのその他のその他で何かありましたらお願いします。

○坂元委員 1つ聞いておきますが、官製談合のときに、県議会はなぜ官製談合が見抜けなかったのかという非常に批判を我々は受けたんですよ。選挙のときもですね。ところが、私たちが議会でわかるのは、全体的な一番大きい公共事業費、それはわかります。審査していますから。ところが、それ以外はその執行過程は全くわからないわけですよ。ただ、今度の議会に議案が出ているように、今度は請負契約の5億円以上は議会の承認事項だから、これは表に出てくる。この2つしかないんですよ。公共事業費の予算と5億円の工事がこうやって執行される。どんなにして特Aのランクをつけておるのか、Bランクにしておるのか、地域要件がどうなっているのか、さっぱりわからない仕組みですよ。コンサルがどういうふうな流れで発注されているのか。だから、県議会は公共事業総体とその請負契約5億円以上しか全く関与できないというような状態じゃいかんのではないかとということで、入札の契約執行等における議会の関与をある程度認めるべきじゃないかなと。確かに、入札執行は知事の明らかに専権事項だと。その専権事項を侵すべきじゃないんじゃないかという議論もあるけれども、しかし、何かそこ辺にある程度歯どめをつけないと、幾ら執行権だからといって、1カ月か2カ月でくるくるくる

るやり方が変えられるということもおかしいのではないかと。議会である程度関与していこうかという議論があって、建設業協会からそういう要請があったんですよ。そしたら執行部から、建設業協会にそんなことを県会議員に頼むなどという圧力があったというふうに聞いたんですが、協会にだれが行かれたんですか。

○持原管理課長 協会へは行っておりません。

○坂元委員 私は、具体的な名前でも協会に見えたというのを聞いたんですよ。これは当然、知事が行かしたんだろうなと。なぜかという、コンプライアンスなんか言われているときに、職員一人の判断で行くはずがないわけですから、何でかという、要するに、発注者側が業者に対して圧力をかけるわけですからね。だから、それを一職員がやることはないから、もちろん一番トップの知事の命令だろうなというふうに思ったんで、本会議で関連でもやるかなと思ったんだけど、やらなかったんだけど。

それから、8月5日、今度は建設業協会からの要望が私どもにあって、協会の会議室で話があったんですよ。その1時間後には、今度は県の県土整備部から協会の専務理事のところに電話が来た。これはだれが電話されたんですか。

○持原管理課長 私どもの職員だろうと思うんですけども、その経緯をちょっと弁解というか、私どもとしては、3月にその実施方針を定め、その過程でもいろいろ協会を初め各種団体の人ともいろいろ相談をさせていただき、議会の御意見も聞いて実施方針をつくりました。その後、4月以降になりまして、その検証をしながら改善していこうということで、協会の皆さん、各種団体の皆さんともいろいろコミュニケーションをとらせていただいております。そういう中で、今回、そのような話が参って、担当

といたしましては、日夜一生懸命頑張っておる  
というか、日夜熱意を持って仕事に取り組んで  
いる、そして最低制限価格あたりの議論にもなっ  
ておりましたので、そういう面でいろいろお話を  
しながら、いい方向に向けて頑張っておった  
という中でそういう話が来まして、一担当とし  
ましても、熱情からそういう協会に対する電話  
になったのかなというふうに感じております。  
そういう過程で、いろいろ入れ違いといいま  
すか、認識、電話をしたほうと受けたほうの認  
識違い、あるいは間に入られた方もいらっしゃ  
いますので、そういう面での誤解も生じたのか  
なというふうに考えております。そういう面  
で、誤解が生じたことにつきましては、私ども  
率直におわびをしたいと思いますけれども、一  
切、組織的な動きでもございませぬし、職員  
の熱情からそういうものが出たのかなという  
ふうに考えております。今後、引き続き、協  
会あるいは各種団体の皆様とはいろいろ意見  
交換をしながら、コミュニケーションを十分  
図りながら、改革の実証と改善に一層努め  
てまいりたいと考えております。以上でござ  
います。

**○坂元委員** 一応、圧力に弱い受注者です  
からね。ですから、その辺は非常に弱い立  
場であるので、しかし、一県民であること  
には変わりないから、陳情権、請願権とい  
うのはあるわけですから、余り圧力をかけ  
ると、知事が言う総力戦とは何なのかとい  
うことになってくると私は思っているん  
ですよ。そういう中で、県と協会の幹部と  
話しているときに、予定価格の事後公表  
について、「事後公表すると県議員が予定  
価格を聞いてきて大変なんですよ」とい  
うふうに言われた事実はありますか。

**○持原管理課長** 一般論として、そ  
ういう機密漏えいというデメリット、職  
員に対するそうい

う話はあろうかと思えますけれども、ス  
トレートな形での県議員が云々という話  
は一切したことはございませぬ。

**○坂元委員** いろいろ口ききの情報公開  
等もありますからね、今後は一切、県議  
員は予定価格を聞いたりはしませんから、  
事後公表に切りかえてください。事前に  
聞きにきたら、ちゃんと委員会で聞か  
ないと言ったじゃないかと、委員会で  
そういうふうに言っていますから、あな  
たの所管の委員じゃないけど、言うわけ  
にはいきませぬというふうに断わって  
いいからです。事後公表というものに  
変えないと、積算能力のないような人  
たちが、ただいたずらに1円か2円ぐ  
らいの違いで、環境森林部がやって  
おるのり面、6社ですよ。円単位で一  
緒なのが。どう見たってこれは異常  
ですよ。それで抽せんで公共工事が  
決まるなんていうのは。だから、予  
定価格を事前に公表することがいいか  
悪いかということ考えた場合、予定  
価格は絶対漏らさなくてもいいから、  
我々もう聞かないから、だから、事  
後公表に切りかえていただくように、  
ひとつ要望しておきます。

それと、もう一つ、これは所管が農政  
なんですけど、私のところは飲雑用水  
を中山間地域総合整備事業でやった  
んですよ。この間、水が空っぽなん  
ですよ。というのは急速ろ過器が故  
障したと。故障して、請負業者に  
言ったら、うちはもともとわから  
ないんだと。何でかという、それ  
は土木の業者であって水道関係は  
わからないわけですよ。そのとき、  
指名競争だから仕事はとったけれ  
ども、その部分は丸投げしたん  
ですよ。今、須木村で中山間でや  
っぱり同じようなことをやっている  
わけですよ。その水道工事が土木  
工事一式で出ているわけですよ。じゃ、  
何で知事登録とかいろんな中で、  
機械設備だと

か、水道とか、舗装とかとみんな仕分けしているのに、水道工事が土木一式で出るのかなということになるわけですよ。ですから、多分、公共三部の場合、管理課の指導もいろいろあるんでしょう。そういうような地域要件もわかるけれども、しかし、後でメンテができないような業者がとると。そして、その部分は全く素人なんで丸投げせざるを得ないということが前提になるような発注はおかしいと。実際、須木地区の中山間地域総合整備事業の内山地区営農飲雑用水施設工事というのが今、出ているんですけども、それが土木工事費で出ているのがあるんですよ、水道工事。これは私の体験から言うんですよ。ついこの間、私もシャワーも浴びられないような状態がありました。そのときにそういうようないきさつを知ったんで、ああ、これはだめだなというふうに思ったんで、そういうふうな指導を管理課としても、農政とか林務なんかにしていただくように。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

○濱砂委員 予算執行について、私は、県庁に来るときに219号からずっと走ってくるんですけど、草がぼうぼうで、代表質問でもちょっと関連で話をしたんですが、「観光立県・宮崎」、またリピーターを生み出して「おもてなしの宮崎県」だという話なんですけど、非常に道路の清掃がしてない部分が目立つんですよ。ぜひ、顔ですから、そのようなところも気を使っていただいて、何とか予算編成を組んでもらえるといいなと思っているんですけど、このことについて、この前、外山委員から話が出たマリレポートの話も含めて質疑に出そうかなと思ったんですけど、それ以前にお話をしておったほうがいいかなと思って、きょう、お願いをするような形をとったんですけど、事業費がないのはわかるんで

すけれども、言われるように、小さい河川がはんらんしたり、あるいは道路がちょっと冠水をしたり、あるいは側溝が詰まって水が上がってくるとか、あるいは草がぼうぼうになっておって非常に視界が悪くなるとか、私が見る限りでもたくさんあるんですわ。そういった細かなところに予算を配慮してもらえんかなと、要望なんですけど。県内全域だろうと思うんですよ。そこ辺にちょっと目を向けていただいて、何十億のトンネルも必要ですけれども、トンネル1本を考えれば、するなという意味ではないんですが、県内のある程度の清掃活動ぐらいはできるのかなというような気がするもんですから、ぜひひとつ、よろしく配慮いただきますようお願いをいたします。

○水間委員 今に関連しますが、沿道修景美化条例というのが県にあります。今、高速道路の問題はどこでどうなんですかね。今の宮崎道を走りますと、ほとんど中央分離帯に草が生えて、どこが整備するのか、高速道路の維持はやらにゃいかんのでしょうかけれども、これまた観光立県で云々言いながら、特に清武、田野、都城までひどいですね。そこらあたりも今と関連しますが、維持の問題を含めて道路の管理、清掃、雑草も本当にひどいと思いますよ。どこが所管か、高速道対策局なのか、そこら辺、ひとつ整備の方向で道路維持をうまくできるようにお願いしたいと思います。要望します。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

○外山良治委員 資料のお願いなんですけど、今回、どうしてもわからなかったことは、昭和63年に環境アセスを実施して、その中で漂砂測定影響調査というものがございましたよね。あの一式の資料と図面、報告書、あわせて、こういったことを解消するために、国の方が防砂堤をつ

くると、それはたしか予算が35億、防砂堤の長さ700メートル、潜堤がそのうち300メートルぐらいだったと思いますが、そういったことが計画をされている。その場合に、環境調査は行うのかどうか、これが第1点。

第2点目は、今回も漂砂測定調査をもちろんされるとと思いますが、予期せぬ事態が発生をして、考えてもいなかったところに漂砂が堆積をした、そういった場合のしゅんせつ義務はどこにあるのかということです。

第3点目は、それよりも北側にヘッドランド方式で7基をつくる、総額がたしか290億、約300億だったと思いますが、その予算は国という答弁がございました。そして、約20%は県が担当するという答弁がございました。それ以降、養浜、養うという字と浜と書きますよね。普通、一般的に養うということは成長をしますよね。成長をしない養うというのは日本語に全くなっていないと思うんですが、そういった養浜に対する県の負担というものは絶対ないのか。当初予算、いわゆる約300億の20%の60億だけなのか。以降の県単の投資というものは一切ないのかどうか。

例えば、私、詳細には言いませんでしたが、茨城鹿島でも、たしか5年間で13人水死しているんですよ。それで、私は毎年2～3人死ぬわと言っていました、いわゆる離岸流によって大体2～3人程度亡くなっております。私も海育ちなもんですから、離岸流がいかにかついか、プロの水泳選手が泳いでも泳げません。それだけきつい離岸流があります。加江田では、最近、離岸流によって23歳の方が亡くなっておりますよね。あれは、私は人工リーフをつくって潮流の変化ではないのかなと。もともと昔からあそこはだしが強いという地域だったんですが、や

はり人工リーフによる離岸流の発生、そういった調査は今までされたことがあるのかどうか、こういった点について資料をお願いいたします。以上です。

○横田委員長 今、外山委員から4項目ですか、資料の要望がありましたけど、御提出いただけますでしょうか。またこれもでき次第、直近の委員会ということですか。——それでは、でき次第、直近の委員会でお示しいただきたいと思います。それでは、委員全員に御提出をお願いいたします。

○武井委員 都市計画課をお願いしたいんですが、具体的には、県庁の横のところに「そのまんま市場」なる商店ができていますけれども、県庁の楠並木通りのメイン通りなんですけれども、道路端に旗は出すわ、ロンブルは出すわで、ほかのところがやればすぐに指導が入るようなことが、平たく言えばかなり派手にされていて、あれは明らかに景観条例的に違反行為がされていると思うんですけれども、県庁の一番顔になるところで、県外のお客さんも非常に多い場所だと思いますので、指導のほうをぜひよろしくお示しいただきたいと思います。以上です。何かあれば。

○河野都市計画課長 都市計画課でございます。今、武井委員のほうから「そのまんま市場」の広告についての御質問だったと思います。橋通りから県庁の西側までは商業地域という用途になっておりまして、現場は第3種の規制地域というふうになっております。特に、宮崎市においては、宮崎市が独自の屋外広告物条例を持っておりまして、宮崎市の判断というふうになっております。しかしながら、県庁の前ということでございますので、自家用広告物については10平方メートルまでは許可は不要ということに



なっております。以上でございます。

○**東道路保全課長** 道路保全課でございます。県庁の前は県道でございます。県道につきましては、占用する場合には土木事務所の協議が必要です。基本的に、道路占用につきましては、道路占用許可事務取扱要領というのを決めておりまして、立て看板とかのぼり旗につきましては禁止しています。それにつきましては、事務所のほうで指導していきたいと思っております。

○**武井委員** 当該商店は、お店があって、通路があって、通路の反対側の木のところに旗を出して、何か緑の屋根みたいなロンブルなんかをかけたかしてございまして、普通の商店であれば、それは市かもしれませんけれども、一発で飛んできて、多分、厳しい指導があるんだろうと思いますので、土木事務所とも連携して、適宜対応していただきますようお願いいたします。

○**横田委員長** ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**横田委員長** それでは、以上をもって県土整備部を終了いたします。

執行部の皆様には御苦労さまでございました。  
暫時休憩いたします。

午前11時43分休憩

---

午前11時52分再開

○**横田委員長** 委員会を再開いたします。

午後は13時30分に再開いたしまして、商工観光労働部の説明をいただきたいと思っております。

それと、先ほど外山委員から条例違反についての委員長会議を開いてくれということでしたので、各委員長と協議をさせていただきたいと思っております。

暫時休憩いたします。

午前11時53分休憩

---

午後1時32分再開

○**横田委員長** 委員会を再開いたします。

商工観光労働部の皆さん方、御苦労さまでございます。ウナギの産地偽装問題について、再度説明をお願いするために、商工観光労働部にお越しいただきました。この件につきまして、その後の状況等について、御報告をお願いいたします。

○**工藤地域産業振興課長** このたびの報道を受けまして、県の物産振興センターの会員の中でウナギを取り扱っている企業があるかどうかを調べたんですが、2社ほどございましたが、販売はいたしておりません。ただ、9月の高島屋物産展におきまして、ウナギ関係の弁当を出した業者が1社ありましたので、その仕入れ先を調べました。その結果、報道されている2社とは別の業者からの仕入れということでございました。以上でございます。

○**横田委員長** それでは、委員の質疑をお願いします。

○**水間委員** 今のは、商工観光労働部で言う物産振興の流れの中のウナギの業者と。関連はただ1社だけ、高島屋の流れであったということですね。この前聞いたのは、今のウナギの偽装問題が発覚したときに、これは農政部分もあるよと前段でお断りをしながらお聞きして、何も私たちはわかりませんということでしたから、そこは、今、こういう時世で、情報収集を含めて、そういうのにかかわるのであれば、シールの問題を含めて、今の「びっきよ」の流れ、後援会の流れがあるんですから、そこらあたりは商工観光労働部として、速やかな情報を収集してくださいと。わかりませんじゃですね。この数日で農政では知事をお呼びできようやっている

でしょう。商工労働部は何をやっている、我々委員会は何をやっているんだということになるんですよ。そこらあたりは早急な情報収集で、やはり聞かれたときは説明をしていただくような体制をとってください。

すみませんが、きょう、あった2社の……。

**○工藤地域産業振興課長** 今回の偽装事件は、JAS法の関係で調査が行われているわけですが、あれは農政のほうと国のほうが調査しているわけで、前回の時点では確定した業者名が公表されていませんでしたので、調査ができなかったということでございます。

**○水間委員** ですから、よく言う分野横断的にあなたたちは横の連携をとりながら、農政は農政かもしれません、きょう、またそこは農政のほうで明らかになるかと思えます。ただ、課長のもとで、現在、どういうふうな情報を収集されて、それから判断をされておるのか、そこを説明してください。

**○工藤地域産業振興課長** 農政のほうで発表をされたことがありましたので、その内容を入手しまして、それでセンター関係者について調査をしたということでございます。2社の卸屋さんがそれから先にどういう売り方をしたかということについては、まだ向こうのほうで調査中で、何も公表はされておられませんので、私らはそれから先のことに関してはまだ動きようがないという状況でございます。

**○水間委員** 部長、先ほどのテレビを見ましたときに、この2社について、知事は、法的措置も講じなきゃならないだろうというようなコメントといたしますか、発表されておりますが、そこらあたりの言われた中では、商工観光労働部として情報は飛んでくるもんじゃないんですか。

**○高山商工観光労働部長** 先ほど課長が御説明

しましたように、私ども、流通業者が2社、偽装をしている疑いがあるということが金曜日の段階だったんですが、その後、けさになりました、農政のほう、業者のほうははっきり認められたので、固有名詞を出して2社ははっきりわかりましたということです。それで、先ほど申しましたように、その2社がわかりましたので、物産振興センターのほうの関係を調べさせていたら、そこから仕入れているところはなかったということでございます。

今、御質問されました法的措置も、中身がはっきりすれば法的措置もとるということを聞いておりますが、具体的に何が適用できるかとか、そこ辺をまた詳細にしてから検討するということでもありますので、それ以上については、私どもとしては情報をとっておりません。

**○武井委員** 御質問いたします。この前、テレビに関してまだ情報をとられていないということで、今、水間委員のお話も伺ったんですが、具体的に農政水産部、どういった情報公開、例えば、鳥インフルエンザのときには対策会議ができて、委員はこういうメンバーで、こういう形で会議をして、情報公開しましたみたいなことであると思うんですが、これは、私どもの委員会としては、本当に宮崎ブランドの毀損という非常に危機的な状況だと思うんですが、どういう形で農政水産部と、単に担当同士での電話のやりとりというレベルなのか、それとももうちょっとオフィシャルな形で会議なりをして情報交換したということでしょうか。

**○工藤地域産業振興課長** 今回の場合は、別に特別な会議というのはございませんでした。

**○武井委員** その辺を見ても、本当に事の重さみたいなものの認識があるのかというのが非常に心配になるんですね。例えば、実際にウナギ

店とか私もいろいろ行ったりして回っているんですけども、ウナギ店とか業者さんには非常に不安を持っていらっしゃる場所もあるわけですね。ということであれば、こちらの部としてやらなければいけないことは、もちろん現在の偽装した会社の究明というのも大事なんですけども、このマイナスの影響がいかに広がらないようなことを、しかも、それを早急に行うということが大変大事だと思うんですが、農政との体制はないということですが、じゃ、そのための体制とか対応ということについて、何か今、されていることがあれば教えてください。

**○工藤地域産業振興課長** 長期計画の中でブランド確立関係の部会があります。その中で情報交換の組織がありますので、その中で次は提案してみたいと思っております。

**○武井委員** それをスケジュール的に、今、決めているとか、臨時に開いてとか、何かそういうことがありますか。

**○工藤地域産業振興課長** 農政のほうが主管課なので、まだそういうところの話は聞いておりません。

**○武井委員** 話を聞いているか聞いていないかということではなくて、宮崎のブランドのイメージが毀損される危機が今、ここに厳然とあるわけですよ。であれば、商工観光労働部として、例えば、業者さんに向けて、今、こういう状況ですけども、こういうふうに県は対策をしますとか、ブランドはこういうふうに維持していく努力をしていきますとか、鳥インフルエンザのときは非常に初動もよかったと思うんですけども、それと比べますと余りにも対応というか、認識に落差があるように思えるんですけども、いかがでしょうか。

**○工藤地域産業振興課長** 今回、JAS法の関

係で調査が始まって、業者が特定できない段階では全然公表されておられません。調査をしていますよということはあったんですけど、それから先が本当に悪いのか悪くないのかという判断がつかなかったということで、全然公表されておられません。その段階では対策会議は無理だということだと思います。

**○武井委員** 堂々めぐりになっても仕方がないんですけども、とにかく一般消費者の目線に立っていただきたいんですね。一般消費者の目線から見たときに、宮崎のウナギで偽装が出ている、大体の人は報道というのは非常に断片的にしか見ませんから、であれば、今、宮崎県の業者2社が探索されていますけれども、ほかの業者については事実も確認できておりませんので、どうぞ安心して宮崎産の製品というのは今後も利用というか、食べてくださいみたいなことを、今、このタイミングで、知事がまた臨時にコマーシャルするでもいいんですけども、やっていくとか、そういう初動が非常に大事ではないかと思うんですけども、そういうお考えはないんですかね。

**○工藤地域産業振興課長** 私どもの扱っている部分が加工業者から後の部分なんで、生産者の段階は、怒られるかもしれませんが、農政部門なんです。

**○武井委員** わかりました。とにかく、一般消費者の目線に立って見たときに、宮崎県のブランド、宮崎県の食べ物をどう思われるのかという立場に立って考えたときに、どういう対策をとらなければいけないかということをしっかり考えて対応をお願いしたいと思います。

引き続き、ブランドシールの話、農政と重複したらごめんなさい。「びっきょ」に対しての何らかの事情聴取はされましたでしょうか。

○工藤地域産業振興課長 現段階では行っておりません。

○武井委員 シールでもそうですけれども、普通であれば、こうやって報道がされれば、これは明らかに「びっきょ」のシールですし、「びっきょ」もそれを認めているところなんですけれども、そうであれば、この前の委員会で県外のものであれば今後は基準等を調べたいということは部長からも答弁があったんですけれども、あの委員会から日にちもそれなりにたっているわけで、幾らでも対応できる時間はあったと思うんですけれど、連絡もしていないというのは、前回の委員会で話になったことが、全く皆さんにとっては認識されていないということじゃないかと。非常にこれはよろしくないと思うんですけれど、すみません、部長の答弁をお願いします。

○高山商工観光労働部長 前回の委員会で、はっきり偽装した製品に知事シールが張ってある場合においては、そのシールを張ることを許可した会社に行って、その使用基準等について調べてまいりたいということをしてたしか申し上げたかと思えます。現在の段階で、どこの会社のどの製品に張ってあるのかがまずわからないということと、それと、どこの製造業者がつくっているものか、これがはっきりまだわかっておりません。先ほど申しましたように、流通業者の方はわかりましたけれども、それはどこに流されて、どこの製品ができていますと、私ども、その情報をとっておりませんので、偽装した製品の中にそれが張ってあるということについては確認できない状況でございます。

○武井委員 確かに確認できないんでしょう。ですから、確認をしなければいけないんですね。今、求められているのは、早急に確認をして、状況がどういうことかと、対策というのももち

ろんあるんですが、全容を明らかにするというのも非常に大事なんですけど、ただ、これはこの前お見せしたんで御存じだと思うんですが、事実、こういう形で株式会社「びっきょ」のシールを張ったものが偽装ウナギとして流通していて、全国ニュースで報道されているわけですよ。であれば、どういう状況なのかということも普通なら行って確認をするぐらいのことはあって当然だと思うんですけれども、経過がまだわからないとかいうことはわかります。それはまだはっきりわからないんですが、何でもここまで報道されて、この資料もお示ししたにもかかわらず、連絡すらされていないというのは、申しわけないんですけど、非常にそれは怠慢だとか言いようがないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○高山商工観光労働部長 この前もその資料を見せていただいたんですが、私どもも「びっきょ」のホームページを見て、確かにその写真と同じものだと思いますが、それが確かに偽装されたものなのか、そこ辺が特定できない。まず、どこの会社がつくったものが偽装されたのか、それを特定されてないですね。ですから、そこ辺は私どもとしてはまだ調べようがないというふうに。

○武井委員 すみません、長くなりましたが、そうなんです。だからこそ、聞いてみて、おたくの商品で間違いはないかということをも確認して、「びっきょ」が違うと言え、また違うと言ったなりの対応があるわけですよ。それで、もし、この報道が誤報だったとしたら、この商品というのは実際は国産のウナギだったということであれば、普通に考えれば、例えば、これが「びっきょ」の立場であれば、当然、「びっきょ」として名誉を毀損されたという話になる

わけですから、違うなら違うということがわかればそれはそれで構わないんですけども、少なくとも、とにかく素朴な話として、こういう報道があって、こういうもので今、宮崎のブランドの危機があるということであれば、この商標を有料で販売している会社に、まず、責めるとか、そういう意味ではなくて、状況を確認するぐらいのことというのは、あって当然ではないかなと思うんですが、それを何でされなかったのかということについて、最後、お聞かせください。

**○高山商工観光労働部長** どの会社がつくったものが偽装であるということがわかれば、それはどこの会社のじゃないのですかと調べられますが、それが我々わかりませんから調べようがない。例えば、これはおたくで売っていらっしゃる商品でしょうと、それは、はい、そうですとおっしゃるかもしれませんが、しかし、その製造会社が例えばA社とあって、それが確かに偽装した会社となればおっしゃったようにわかるんですが、そこが確認のしようがありませんので、ちょっと難しいかなと思っております。

**○萩原委員** 「そのまんま君」というのを民間が取り扱って、ほとんどの消費者が宮崎県物産として考えておるわけですよ。それを民間がやっていいと思いますか。どうですか。その辺をちょっと聞いてみたい。

**○高山商工観光労働部長** 知事のイラストを県が管理するという事は不可能というふうに考えております。といいますのは、知事の肖像権の関係で知事が「使ってもいいですよ。どうぞ、お使いください」と言うことはできますが、例えば、ある商標を、知事のマークを1つつくって、それを県が管理するというのは可能かもしれませんが、その類似とか、全く違った知事

のマークを入れても、全然それを管理しようがありませんので、現実的には不可能であるというふうに考えております。

**○萩原委員** であれば、「宮崎県認定商品」というような新たなシールを県がつくったらどうですか。そうしないと、結局、僕は本会議のときも言ったと思うんだけど、「そのまんま東」では商品として値打ちはなかったわけです。宮崎県知事になったから商品に値打ちが出てきたわけです。それは株式会社「びっきょ」がやる分にはいいかもしれないけれども、宮崎県として、消費者に安心・安全を届けるのであれば、宮崎県認定商品、これは農産物であろうが、木工品であろうが何であろうが、それを県が認定して発行する。そうでないと、農政水産部がブランド商品化、ブランド商品化とやっておって、ブランド商品にもなっていないのに全部「そのまんま君」のシールをどんどん張ってやられていけば、全国の消費者は宮崎県の結局、ブランド商品として誤解を招くわけですよ。知事が認定したものだと思っておるわけですよ。そして安心して買うわけですから。偽装品が今回出ましたけれども、偽装品でない、粗悪品が出る可能性がたくさんあるんですよ。例えば、今、東京の辺で鶏の炭火焼き、非常に評判を落としている部分がたくさんありますね。結局、お客さんは、地頭鶏の炭火焼きも廃鶏の炭火焼きも見分けがつかないわけですよ。それが「そのまんま君」のシールが張ってあるから、これは宮崎県産だから、宮崎県の地場物産だからといって、もとはというと鹿児島県の廃鶏からつくっておるやつもあるわけですよ。そういうのが心配されるので、宮崎県認定商品というのを県が出さないと、何か社会的に起きたときに、消費者の皆さんに説明のしようがないですよ。こ

れを野方図にしておくとか粗悪品等がたくさん出てくる危険性が非常にあると思うんですよね。その辺の考え方を聞いておるわけです。

**○高山商工観光労働部長** 宮崎県としての認定商品をつくるということが一つの考えだと。

**○萩原委員** 商品をつくるんじゃない、そういうシールを出す。

**○高山商工観光労働部長** マークですね。考え方はありますが、例えば、県の物産センターだけで考えましても、製造関係が460社ぐらいございます。原料をいろんなものを使って、いわゆる加工品になりますよね。例えばそういうのをすべて、どういった基準のものを認定にして、それに商標をつけるというのは現実的には非常に難しいというふうに考えております。

**○萩原委員** それをほったらかしにしておけば、株式会社「びっきょ」が出す商品は、「そのまんま君」のシールをどンドンどンドン張っていくわけですから。張ることで彼らは民間会社でもうからにやいかんわけですから。全国に偽装だけじゃなくて、粗悪品が出たときに、宮崎県全体のイメージは、あれは民間がしたものですからと一回一回言ってみたとところで話にならないと思うんですよね。その辺は慎重に考えていかないと、今、「びっきょ」がしているからできませんじゃなくて、それでは、地産地消じゃないけれども、宮崎県の原料でなきゃ宮崎県の商品として認めないという代物じゃないわけですから。いい材料をつかって、いい商品を宮崎県の人が製造加工するのであれば、それを宮崎県産としての認定をすればいいわけですから。それは幾らか決めなきゃいけないでしょうけれども。県が管理するものは絶対大丈夫ですよというのを全国にアピールせんと、私は大変な問題になっ

てくると思いますけどね。それはあなたの立場ではなかなか難しいかもしれんけど。そういうのを部長として、委員会で話が出たが、各部、特に農政水産、商工、それから工業製品、そういう品物をするのに「びっきょ」に任せっぱなしでいいのかということになると思うんですよ。

**○横田委員長** 私もちよっと言っていていいですか。今回のウナギの偽装は農政水産部のほうだとさっきから言われますけど、JAS法の関係とかですね。確かに、偽装表示するということは重大な犯罪行為だと思うんですけど、私たちはその偽装された商品に東国原知事のシールが張ってあるということ、そっちのほうに大きな問題点を感じるんですよね。これまで宮崎県の皆さんたちがブランドをつくったり特産品をつくったり、本当に長い間頑張ってきて、やっと全国の信頼まで勝ち得たのに、1つのこういう偽装事件とかで全部の信用を失うことにつながりますよね。それにシールが張ってなかったらそうでもないと思うんですけど、この東国原知事のシールが張ってあることに対して、商工観光労働部として、うちは関係ありませんよというスタンスでいいのかなと物すごく思うんですけど、そこあたり、どうですかね。

**○工藤地域産業振興課長** 今回のイラストの件に関しては、知事もおっしゃることなんですけど、全然県とは関係ないシールですということを広く公表するということになっていますので。

**○萩原委員** それは世間には通用しないのよ。現に宮崎県知事なんだから。それは民間がしている問題ですよ、私に、県には関係ありませんよと、それは通用しない。

**○蓬原委員** このシールは、さっき萩原委員からもあるように、「そのまんま東」さんでは通用しなかった。これが知事という公的な立場を持つ

たことで、非常にそのグレードが上がったわけですね。ということは、このシールというのは、公益性、いわゆる公益的効果というのが非常に大きいと思うわけですよ。だから、一般の人は安心して買う。これは宮崎県のものだと。いわゆる公益的効果を見て安心して買うわけで、そこに偽装というものが絡んでくると、宮崎県全体のブランドというものの威信というか、信用を失うことになりかねないということを今、心配して言っているわけですね。部長としては、流通の流れがわからんから調べようがないとおっしゃるんですが、知事はここにはいらっしやらないけれども、これが知事一人に属する唯一の肖像権というような表現を本会議ではされておりました。ある程度使っていいかというものに対して、例えば、具体的に言えば、「びっきょ」に対して使っていいよという許可を口頭で出しているはずなんですね。出していると思うんですよ。であるならば、これが公益的効果、公益性を持つシールであるならば、知事はやはり知事として、法的にこれが悪いよとは言えないかもしれませんが、道義的責任というのは当然そこには大きなものがあるはずだというふうに思うわけですよ。だから、そこは部長として、物産の振興を図る商工観光労働部としては、知事に言いにくいかもしれませんが、そこはちゃんとかんという議論があるということは耳に入れて、法的に規制できなければ、知事のほうから何かの手だてをしてもらわないと、これが野放しでは大変なことになりますよということもちゃんと知らないといかんというふうに思うんです。

もう一つ質問ですが、ウナギは農政水産物だと。だからこちらは、出荷額、販売額はよく知りませんということなんですけど、このウナギが、ウナギさんが命を絶たれて、そのうち腹を断ち

割られて乾燥させられて、骨だけ売られたりとかいくわけで、その流通の流れというのはつかんでおられるんですか。ウナギが「救骨さん」になったりお肉になったりしていくわけですよ。この加工品としていくまでの一つの流れというのはつかんでおられるんですか。それは「全然所管が違うから知らん」ということなんですかね。

○**工藤地域産業振興課長** 流通は非常に複雑で、ある1社だけ追いかけるとわかるんですけど、今度はB社はまたあっち行ったりこっち行ったり流通で流れに沿って動くもんで、全容解明は、別の品目で1回やりましたけど、なかなかたどり着けません。

○**蓬原委員** 例えば、今度、台湾のウナギを大阪経由で仕入れて、袋から破って自分の池に生けてと、しっかりしていますよね。この流れを追っかけられないんですか。そんなに複雑ですか。買い付け業者がいて、次の買い付け業者がいて、次というのはわからんもんですか。

○**工藤地域産業振興課長** 製品になった後からはわかるんですけど、その前の水産物はまだ私らは調査したことはありません。

○**蓬原委員** ということは、あなたたちにつながるまでの期間、いわゆる前段階を農政水産部としてつかまえてよという依頼とか会議とかは全然ないですか。

○**工藤地域産業振興課長** ございません。

○**蓬原委員** 先ほどの武井委員の意見とちょっと似てくるんですが、こういう問題になるのであれば、やはり前段のところも、これが縦割り行政の一番いかんところとなるわけで、当然、会議を持って、どういうルートで行くんですかと、普通だったら考えて当たり前じゃないかなと思うんですけど、これは農水産物だから知りま

せんで済むのかなと思うんですけど、そこを部長、どうですか。後藤部長とどげんなど、どげんかせないかんがと、それこそ総力戦じゃないですか。語らにゃいかんとやないですかね。

**○高山商工観光労働部長** 正直申しまして、ウナギがどういうふうに通販されているというのは、最終的に製品として製造されたという部分についてはある程度把握はできるかと思いますが、それまでについてはちょっと私個人的には把握いたしておりません。

**○蓬原委員** こちらではできないから、所管である農政水産部と話をし、農政水産部から商工観光労働部の所管に入ってくるこの過程をしっかりと押さえてみるというのは、個人的な興味からしてもそういうことになるんじゃないかと思うんだけど、違いますかね。

**○高山商工観光労働部長** 正直に申しますと、ウナギの関係を知ったのが先週の木曜日ぐらい、初め新聞でございましたが、そういう関係でございまして、そこまで考えは及ばなかったというのが正直なところでございます。

**○坂元委員** 物産振興センターの中で売られている商品には偽りの表示はないという意味ですか。それは自信を持っておられるのか。

**○工藤地域産業振興課長** センターで売られているウナギの肉関係……。

**○坂元委員** すべての商品には全く偽装はないというふうに確信を持って売っているわけでしょう。あそこからはにせものは出てこないということですね。

**○工藤地域産業振興課長** 物産センターに置いてあるのは、要するに加工業者さんがつくったので、その仕入れ先で偽装がされてもわからないということでございます。

**○坂元委員** 末端の流通しか把握していないん

で、原産地からの途中で、富高商會が何か入れかえてという話があるけれども、そういうものは全く把握していないわけですか。中には粗悪品があったり偽装があったりするかもしれないというものを県の機関で売っているかもしれないということですか。

**○工藤地域産業振興課長** 原材料、仕入れ先は国産と言ったら、それを信用する以外にはないと思います。

**○坂元委員** 信用してきてウナギ偽装が発覚したわけですね。そうじゃなくて、それは私も後藤部長に言ったけど、DNAを鑑定したらどうかというふうに言っておるんだけど、県が売っているところには偽装はないでしょう。

**○工藤地域産業振興課長** 商品をあそこに展示する場合は、一応、個別に審査しておりまして、仕入れ先と県産品であるかどうかというのは確認しております。ただ、県産品が偽装された場合はちょっと手の打ちようがないということでございます。

**○高山商工観光労働部長** 6月議会ですかね、鶏の問題でいろいろございました。その関係であそこに入っている鶏の製品につきまして、ちゃんとしたところが入っているかどうか、それは調査させていただいて御報告したとおりでございます。その後もそういったいろいろ問題があるので、会員の方にはそこ辺の対応といいますか、品質管理はしっかりしてくださいということをお願いしておりますので、そのとおりでいただいているというふうに私どもは考えております。

**○坂元委員** だから、性善説に立つんじゃないくて、金もうけするやつはろくなことは考えないというのが基本なんですよ。だってそうでしょう。正直にやっついてはもうからんわけだから。



北海道のミートホープだってみんなそうなんだから、県が商品を取り扱う以上はびしっとしないと。焼酎工場まで行って、ちゃんと間違いないですねというように全部確認しないと、私はおかしいと思うよ。県が売っている焼酎の中に偽装があったとすれば、先ほどから出ているように、宮崎ブランドというのは何十年続いてもだめだということだから、そこは県の施設では厳選したものしか売っていませんという答弁をおっしゃるかと思ったら、まあ、そういうこともあるということですね。

**○萩原委員** もう一回確認の意味で、部長、あなたのこの前の話では、知事に対等にいろんなことをお話ししますよということだったから、再度確認しておきますが、株式会社「びっきょ」が扱っている、あそこは今から商社的な仕事をたくさんしますよね。その中の一つが「そのまんま君」のシールあるいはグッズ等をやるわけですが、これは本当にはっきり県の認定ではありませんというシールをやらないと大問題になってくると思うんですよ。偽装だけじゃないです。不良品から何から出てくるわけですから。彼らがそれだけの調査をする力を持っているかといったら、とてもじゃないけれども、そういう調査能力はないと見ていますよ。それが全国民に、あるいは海外に出ていくかもしれんけれども、宮崎県産というマークみたいなものです、先ほど蓬原委員が言ったように。宮崎県の知事の顔が出ていることは、宮崎県が認定しておられると思われまますよ。これは、知事にはっきり、安全・安心を保つためには県の認定証をつくりましょうかとかいう提案をしないと、そういう機関をつくらないと、例えば今の物産館にある「そのまんま君」のシールを張ってあるやつは、ほとんどのものに張ってあると思うんですよ。だ

から、その辺からやっていかないと、知事にそれをはっきり言わないと、彼自身の墓穴を掘ることになりますよ。私はそう思いますかね。一般の人はそう思いますよ、やっぱり。その辺は商工観光労働部として、この前、知事と対等にいろいろな意見を交わしますよということだから、それははっきりしていかないと、私はこれからしょっちゅう出てくると思いますね。それは確認の意味で。

**○武井委員** 今の関連で御質問申し上げたいと思うんですけれども、先ほど地域産業振興課長が、あれは知事自身も、それらは宮崎県の産品だと認めたものではないというようなことをおっしゃっていたんですが、さっきから出ておるとおり、消費者の視点に立てば、明らかに宮崎県の、しかも、巧妙に宮崎県産とまで書いてあるわけですよね。ですから、やはり知事のシールに、「宮崎県産」という文字は入れないであるとか、株式会社「びっきょ」というのはホームページで、「そのまんま君ブランドを管理している会社です」みたいなことを言っています。ですから、「びっきょ」とかそういったブランドを売っている会社のホームページとかその他、県のホームページでもいいんですけど、そういうものにこれらのシール類は宮崎県が公的に認証を、本当は認証をしたものにつけるべきだと僕も思うんですけれども、それが今できないということであれば、せめて、そういったまさにこれは認証しているものではありませんというようなことを例えば県のホームページにうたうであるとか、例えばたばこのコマーシャルでも「二十歳になってから」みたいなのが必ず出ますけど、そういった形で業者のホームページにも、これは県公式認証品ではありませんということをうたわせるとか、今のお話を聞いていたら、

せめてそれぐらいはさせて、ないしは指導をしてしかるべきではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

**○高山商工観光労働部長** 今回の事件を含めまして、知事のほうもイラストの関係について心配されておりまして、きのうの段階としては、今、イラストを使ってもらっているけれども、それを使用している会社等に、イラストの使用基準をはっきりして、それを厳格に適用してくださいということを、そして、もしそれが不適合という場合については、使用を取り消すというような措置もとってくださいと、そういった厳格な措置をやるよう申し入れる考えであるというふうに聞いているおりますので、知事のほうからそういったアクションを起こしていただけるものというふうに考えております。

**○武井委員** 6月の議会でも、私も質問させていただき、蓬原委員も御質問されましたし、委員会の中でも出たんですが、知事の答弁の中に法的な対応を考えるというようなことも6月にもありました。ところが、結局、こういう形でもう9月、10月なんなんというときに、こういうことが出てきているんですけれども、実際に、多分、6月議会でもそれに似たような答弁なりはあったと思うんですけれども、逆にいえば、6月議会以降、この件についてどういった対策を、知事がイラスト会社に言ったのか、また商工観光労働部としてイラスト会社に対して喚起したのか、今までどういうことをされてきたのか教えていただけませんか。

**○工藤地域産業振興課長** 商工観光労働部のほうから「びっきょ」には別にアクションは起こしておりませんが、総務部のほうで適正管理については、知事のほうを通じて言ってもらったということを聞いております。

**○武井委員** ということは、県としては、ブランドを使っている会社を例えば集めるでもいいですし、呼んだりとかいうような動きというのは一切していないということですね。

**○工藤地域産業振興課長** しておりません。

**○武井委員** 今までのお話を聞いていて、知事は宮崎県産と認めたわけではないと言いながら、現実的にこういう形で宮崎県産と入ったシールが出ていてというような話で、今のお話を聞いて、結局、この3カ月の動きを見て、これからまた知事が申し入れるということは、基本的には知事にやってくれと知事に全部げたを預けていらっしゃるようにしか聞こえないんですね。ということは、逆に言えば、知事本人が動かなければ永遠にこの事態というのは具体的に前に進んでいかない、県としては、もう知事にお任せしますよということでもいいということですね。

**○工藤地域産業振興課長** イラストの件につきましては、知事が、皆さん自由に使っていていいですよということを言っておられますので、「びっきょ」に限らず、ほかにいろんなイラストが出ているんですけど、私らはこのイラストは一体どこの会社がつくっているかというのがわからないようなイラストもありますので、その管理のしようがないというのが実情でございます。

**○武井委員** わかりました。ということは、こういう形でしていただいても、結局は知事が判断することだということになれば、この委員会の議論も意味がないのかなと非常にむなしく感じてしまうんですけれども、であれば、県民総力戦ということを知事がうたっておきながら、一方で足を引っ張る人が知事の身近に実はいるんじゃないかという、大変よくないことでもあると思うんですけれども、であれば、これはやはり部として、現状がこうだということでは

かりと申し入れをしていただかないと、結局、知事がやらないとやれないということであれば知事に動いてもらうしかないと思うんですけれども、そういう意味で知事への何と申しますか、説明と申しますか、どちらかといえば動いてくださいというような説得みたいなことはやっていかれるということについての自信と申しますか、その辺は所管部長、おありなのかということをお聞かせください。

**○高山商工観光労働部長** 先ほど申しましたように、イラストを使用している会社がちゃんと基準をつくって厳格に使うようにと。そして、自分が使っていいよとしたところが不適合な判断をしているという場合については、使用取り消しなどの措置をとるように申し入れるという知事のお考えであります。それにつきましては、秘書広報課、総合政策本部等ともちゃんと協議して——協議してと申しますか、そこを経由して聞いている意見でございますので、恐らくそういうふう知事としてやっていただけるものと、知事の認識というふうに理解をいたしております。

**○武井委員** すみません、繰り返しになりますが、ということは、今のお話を聞いても、あくまでも知事がやるかやらないということに基本的には依存するということで、県として、今の段階では、こういうことがあったとしても、イラスト会社、例えば「びっきょ」とかに直接、今の段階でアクションを起こすであるとか、庁内でこういうことに対する対策の会議をつくってということは、基本的には考えられていないということではないですか。

**○高山商工観光労働部長** イラストにつきましては、当初申しましたように、あくまでも肖像権に係るものであって、知事が使っていいよと

言うかどうかの問題で、県として使ってはいけないとかいうのはできないという基本姿勢で、先ほど申し上げたようなお答えになっているということでございます。

**○武井委員** ということは、すみません、ちょっと言葉が過ぎたら申しわけないんですけれども、知事本人の認識の甘さによって、つまり知事がいいよ、いいよと言った結果、こういうものが流通をして、しかも何ら知事自身が対策をとらずに、結果として宮崎の商品に対してのマイナスイメージが非常に増幅するというのであれば、逆に言えば、知事本人が宮崎ブランドを毀損しているということになるんじゃないか。それは、東国原英夫さん本人に対して県として抗議するべきではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。知事自身が毀損しているということになりませんか。

**○高山商工観光労働部長** 知事は、いずれにしても、イラストを使ってもらうなりというのは、基本的には、県の産業が発展するようという強い気持ちで御自由に使ってくださいというようなお考えでいろんな業者の方に使っていてということ、そこ辺は、先ほどの御意見を踏まえて、知事のほうで御判断されるというふうに思っております。

**○武井委員** 長くなりますのでこれで最後にいたしますが、よく「地獄への道は天使がつくる」なんて言葉もありまして、本当に知事は善意でやっているつもりかもしれない。多分、善意なんでしょう。善意だとしても、その対策をしっかりとっていなければ、結果としてはマイナスになってしまうということにもなりますので、そういう意味では、知事自身がお考えになるということではありましたけれども、それは本当に知事自身が考えてくれるだろうというのを善

意に待っていて済むような話ではないということで、それだけはくれぐれも申し上げて、終わりにしたいと思います。

**○濱砂委員** この前もちょっと話をしたんですが、「そのまんま君」のシールと県は全く関係がありません。なければ、県としては、「このシールは宮崎県とは一切関係がありません。したがって、何かの問題等の場合には一切責任を負いかねます」というような申し入れはできないものでしょうか。宮崎県とは関係ないということをはっきりと表示をします。どうですか、部長。

**○高山商工観光労働部長** そういったお考えから、知事のほうも、記者会見等でも、特にこのシールはお墨つきに当たるものじゃありませんよ、県が推奨したわけじゃありませんよということはおっしゃっておるものというふうに思っております。

**○濱砂委員** 横に「このシールについては宮崎県とは一切関係ありません」と義務づけて印刷をさせる。横に表示をしてあれば宮崎県とは切り離せます。その申し入れはできないですか。

**○高山商工観光労働部長** なかなか難しいんじゃないかというふうに思っております。

**○濱砂委員** 知事と職員との間に隔たりがないんだったら、ちゃんと申し入れをしてくださいよ。言いにいくんだらうと、正直、個人的には思うんですけどね。部長はそんなことはありませんと言われてますから、ちゃんと申し入れをして、こういう声が上がっていることも事実、こういう問題が起きたことも本当の話ですから、それはちゃんと申し入れをしていただいて、それでもだめなら、自然に消滅しますよ。商品が売れんようになってきますから。でも、そこはやっぱり宮崎県の商工観光労働部としての申し入れが必要だと思うんですけどね。

**○水間委員** 私もずっと言ってきましたけれども、結果的に、これだけ知事のシールを求めて商品を販売する業者がある。売れるから、しゃにむに皆、シールを使ってやるわけですよ。今、高原の業者でもちょっとあれですが、熊本からいろんなお菓子やら何やかや買ってきて、自分ところで全部張りかえて、知事のシールでどんと流す。そんなことまで聞いていますよ。それが今、売れているから。ただ、こうやって一つの偽装的な、味が悪いとか、品物が悪い、これは知事の問題じゃなくて宮崎県全体の問題になるからみんな心配しておるんですよ。ですから、知事も、最初は自由に使ってくださいと、これはあくまでも公職選挙法に抵触しないようにやったんです。それは、一番最初、知事のイラストをつくったときに、「これは私じゃなくて、私に非常に似た人です」と言って公選法を免れた、そんなことも聞いていますよ。ここで、シールをつくって全国に流したらどっと売れるものですよ。ここにひとつ何でも使ってください、公選法にかからない、皆さん、どうぞ御自由にと言ったのが小さな業者から——大きな業者の皆さん方は、必ずどこに行くかという「びつきょ」に行くんですよ。すみませんが、こうして肖像権の問題、こういうこともろもろを含めると、やはり最後に問題になったらいかんから、一回、「びつきょ」の、いわば後援会のほうの話聞いて、そこでお墨つきを得てから商品にと。そうになったら、「びつきょ」のほうは、「年間3万1,500円ですから、どうぞ、御自由にお使いください」と。必ずあそこに金が入るんですよ。そんなことになっている今の流れなんですよ。であるすれば、知事もここで何らか自分の思いで、この宮崎県をどげんかせないかんという思いでこうやってやったと思います、最後はそうやっ

てまがいものが出て、偽装だけの宮崎県になったら大変ですから、そこら辺は商工観光労働部、担当部としては、何らかの早期に手を打つ、あるいは先ほどの話のように、いろいろな流れを自分たちで情報を収集しながら、いや、これは農政だから云々じゃないですよ。早いうちに情報収集してぱっと動く人をつくってくださいよ。それは要望にかえます。よろしくお願いします。

**○外山良治委員** 部長、「風とともに去りぬ」という映画を御存じですか。御存じでしょう。僕らの年代と一緒にですから。風が吹くときはいいと、しかし、去るときに、去っていい人は去っていいけど、宮崎県が去るわけにはいかんのですよ。例えば、「肉まん」にしても、「白い恋人」にしても、内部通報が何回も今まであったと。偽装について、あなたの先ほどの答弁は、先週、新聞で知りましたと。これ、事実ですか。

**○高山商工観光労働部長** そういった動きがあるというのはそれで知りました。

**○外山良治委員** 農政水産部のほうは内偵をしていたんでしょう、JASと。それも御存じなかったんですか。

**○高山商工観光労働部長** JAS法関係の調査をしていたのを知っていたかということですか。申しわけありません。私の不勉強で存じ上げておりませんでした。

**○外山良治委員** こういった点について、情報を管理すると同時に共有化する。相反することではございますが、例えば中国の玩具、アメリカで水銀が入っていたり、一企業が倒産するなら構わない。何の問題もない。中国が今、一生懸命になっているのは、中国経済にトータルとして影響を与えるということで、例えば歯磨きの問題とかいろんな問題が多発し出したと、中国産業、経済すべてに影響するがということで、

ばしばしやり出したわけでしょう。だから、今回についても、東京、関西のほうから完熟キンカン、おいしかったとか、マンゴー、おいしかった、でも高いよねと、そういう電話とかメールとかにありますよ。しかし、これが一たん、産地偽装だということであれば大変な問題になると。だから、先ほどからの意見、私も全く同意見なんですけど、もっとやっぱり敏感になって、知事なら知事に対して、あなたが1人去るのは一向に構わないと、しかし、今まで子々孫々にわたって宮崎県の先人たちが築いてきた宮崎県のブランド、これは壊してはいけないと、何でそういう立場で知事に申し入れをしないんですか。こういったことが発端になって波及していったら宮崎は大変なことですよ。何か、何とか課長と部長の話を聞いておるといらいらしますよ。いい機会ですから、ここで歯どめをかけてください。そして、農政水産部長と商工観光労働部長名で方途について考えられたらどうですか、と私は思いますが、部長、見解をお願いします。

**○高山商工観光労働部長** 最後の一言はちょっと聞き取れなかったんですが。

**○外山良治委員** 「びっきょ」が何とかかんとはさっぱりわからんのですよ。シールがどうの、私はわかりません。ですから、今回の問題をとらえて、産地偽装とか、偽装商品に対するシールとか、そういったことを厳正に取り締まれと。取り締まれというのは、今後、「びっきょ」というんですか、僕は余り名前はわからんのですが、あそこに申し入れをなさいと。適正な管理、それを農政水産部長とおたくで申し入れをしていただきたい。

**○高山商工観光労働部長** 先ほども申し上げましたけれども、知事の方でそこ辺は厳格にするようにということで申し入れるということですよ。

が、あわせまして、この前の委員会で申しあげましたように、今回のウナギのシールの関係、偽装ということが明確になって、それにシールがついておるといことがわかりましたら、それは申しあげるといことを申しあげたとおりです。

○**外山良治委員** そのときには遅い。はっきりと偽装がわかった時点で申し入れたところで何にもなりませんよ。水かけ論だからやめます。

○**横田委員長** それでは、商工観光労働部として今出たような意見も参考にさせていただきながら、この偽装問題に関しては、関係する部局とも相談していただいて、早急に何ができるのか、何をせんといかんのか、検討していただきたいというふうに考えます。

以上をもって商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆さん方、御苦勞さまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時29分休憩

---

午後2時37分再開

○**横田委員長** 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

議案につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔一括なし〕と呼ぶ者あり〕

○**横田委員長** それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、第4号、第11号、第13号、第15号及び第16号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**横田委員長** 御異議なしと認めます。よって、今定例会中に当委員会に付託された議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定

をいたしました。

次に、請願の取り扱いについてであります。

請願第2号についてであります。この請願の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○**横田委員長** それでは、お諮りいたします。

請願第2号につきましては、継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**横田委員長** 御異議ありませんので、請願第2号につきましては、継続審査とすることに決定をいたしました。

次に、意見書についてであります。

先日、「道路特定財源制度の確保と高速自動車国道等の整備促進に関する意見書」(案)の委員会発議について、御相談をしたところですが、意見書の内容、文面等について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**横田委員長** それでは、意見書案の内容につきましては、配付の案文のとおり、当委員会発議とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**横田委員長** それでは、そのようにいたします。

次に、決議についてであります。

「入札・契約制度改革の推進に関する決議」(案)についても、委員会発議について御相談したところですが、決議の内容、文面等について御意見はありませんか。

○**武井委員** 基本的には1も2もいいんですけども、情報漏えいの問題とか、この辺についても質問させていただきましたけれども、「予定価格公表方法については」の後あたりに、「事前漏えい防止に十分な対応を図った上で」とか、

そういう字句の一文を追加することはできないかということです。

○坂元委員 我々には漏えいされないんですよ。OBにするわけよ。だから、最低制限価格のところでもOBがいる会社がとっているわけです、国土交通省も。だから、コンプライアンスというのは実はOBに対して、議員じゃなくてですね。

○横井委員長 ほか、ございませんか。

○蓬原委員 私の考えは、事前公表にしなくなったことで、そういう裏の部分のことでまた業者さんが一生懸命頑張ると……。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

それでは、今、武井委員からありましたように、予定価格公表について、漏えい関係の文章を追加して入れると、コンプライアンスをですね、そのように修正した上で当委員会発議とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、そのようにいたします。

それと、先日、外山委員のほうから意見書と決議を本会議場で読み上げてほしいという御意見がありました。その件につきまして、議会運営委員会等の協議事項でありますし、協議時間がないということもありますので、正副委員長に御一任いただけないでしょうか。

○坂元委員 宮崎県議会が趣旨説明とかそういうことをやっていないのは、ほとんど談合でやっているからやっていないだけで、本当は所定の賛成者があれば堂々と県民の前で論議すべきですよ。だから、言っている人はわからない、どういう内容なのか、何で質疑がないんだろうかとかかるからですね、本当は県民に広く公開する意味では、あったほうが私はいいと思うけ

ど、それは検討してみてください。

○横田委員長 議運の中でも提案させていただいてということでもよろしいでしょうか。

○濱砂委員 市町村では結構、読み上げているところが多いんですよ。ここは慣例で読んでいないようですから、議運に提案があれば、そこで各議員の方々と協議をして、どのようにやるかは協議したいと思いますので。

○横田委員長 次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子（案）についてであります。

委員長報告の項目として特に御要望等はありませんか。

○坂元委員 偽装問題はちゃんと聞いたら。今、こうやって申し入れたところだと。知事が聞いているわけだから。

○萩原委員 民間にこれを任すということは、消費者には県産品と誤解される心配があるので、この辺をしっかりと県の認定商品であるのとの区別を、何かその辺のところをうまいぐあいに文章を、正副委員長で。

○坂元委員 被害を受けるのは、116万県民と宮崎県の産業が受けるということだから、それは一過性のものかもしれないけれども、被害は永久に続くということの事の重大さを認識されたいと。

○萩原委員 特に武井委員からの強い申し入れがあるから。

○横田委員長 それでは、ただいまの御意見等を参考にさせていただきながら、委員長報告につきましては、要望事項も含めて、正副委員長に御一任いただくということによろしゅうございますか。

○坂元委員 それと、どうせ決議がなされるわけだから、そういう取り扱いを要請されるわけですから、その趣旨をちゃんと踏まえて県土整備部は取り組むようにと。

○横田委員長 では、そのようにいたします。  
暫時休憩いたします。

午後2時41分休憩

---

午後2時54分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

10月29日予定の閉会中の委員会につきましては、その内容は正副委員長に御一任いただくということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 では、そのようにいたします。

そのほか、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後2時55分閉会